

平成 24 年

第 2 回大津町議会定例会会議録

開 会 平成 24 年 6 月 7 日

閉 会 平成 24 年 6 月 13 日

大 津 町 議 会

平成24年第2回大津町議会定例会 会期日程

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
6月7日	木	午前10時	本会議	開会、提案理由の説明、 議案質疑、委員会付託	本会議終了後 全員協議会
6月8日	金	午前10時	委員会	各 常 任 委 員 会	
6月9日	土		休 会	議 案 等 整 理	
6月10日	日		休 会	議 案 等 整 理	
6月11日	月	午前10時	本会議	一 般 質 問	
6月12日	火	午前10時	本会議	一 般 質 問	
6月13日	水	午後2時	本会議	委員長報告、質疑、 討論、表決、閉会	
会 期				7日間	

本 会 議

提 案 理 由 説 明

議 案 質 疑

委 員 会 付 託

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議会行事報告
- 平成23年度大津町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 平成23年度大津町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 平成23年度大津町農業集落排水特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 大津町財政事情公表
- 平成23年度大津町工業用水道事業業務状況報告書
- 株式会社熊本文化の森報告事項第20期事業報告書
- 平成23年度定期監査報告書（行政編）
- 平成23年度定期監査報告書（小・中学校、幼稚園編）
- 平成24年3月例月出納検査の結果について
- 平成24年4月例月出納検査の結果について
- 平成24年5月例月出納検査の結果について

平成24年第2回大津町議会定例会会議録

平成24年第2回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第1日)

平成24年6月7日(木曜日)

出席議員	1番 金田俊二	2番 府内隆博	3番 吉永弘則
	4番 源川貞夫	6番 大塚龍一郎	7番 新開則明
	8番 月尾純一朗	9番 坂本典光	10番 石原大成
	11番 手嶋靖隆	12番 永田和彦	13番 松永幸久
	14番 宇野光廣	15番 荒木俊彦	16番 大田黒英生
欠席議員	5番 鈴木 ムツヨ		
職務のため出席した事務局職員	局長 府内隆一		
	書記 堀川美紀		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 家入 勲	総務部総務課長 田中 令児	
	副町長 徳永 保則	企画部企画課長 杉水 辰則	
	総務部長 岩尾 昭徳	総務課部長 堀川 晴幸	
	企画部長 木村 誠	総務課行政係長 藤本 聖二	
	福祉部長 中尾 精一		
	土木部長 併任工業用水道課長 中山 誠也	企画部企画課 財政係長兼ねて 行政推進係長 白石 浩範	
	経済部長 西本 昇二	教育長 那須 雪子	
	子育て支援課 松永 高春	教育部長 松永 高春	
	会計管理者 兼ねて会計課長 徳永 太	農業委員会事務局長 松岡 秀雄	

会 議 に 付 し た 事 件

承認第 1号	専決処分を報告し承認を求めることについて (大津町税条例の一部を改正する条例)
承認第 2号	専決処分を報告し承認を求めることについて (大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
承認第 3号	専決処分を報告し承認を求めることについて (平成23年度大津町一般会計補正予算(第5号))
承認第 4号	専決処分を報告し承認を求めることについて (平成23年度大津町国民健康保険特別会計補正予算(第4号))
議案第38号	住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第39号	熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更について
議案第40号	熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
議案第41号	平成24年度大津町一般会計補正予算(第1号)について
議案第42号	平成24年度大津町公共下水道特別会計補正予算(第1号)について
議案第43号	平成24年度大津町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
議案第44号	平成24年度大津町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)について
議案第45号	平成24年度大津町工業用水道事業会計補正予算(第1号)について

平成24年第2回大津町議会定例会請願・陳情委員会付託表

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	提 出 者	所 管 委 員 会
平成24年 5月25日 陳 情 第 1 号	消費税率引上げに反対する意見書を 求める陳情書	熊本県菊池市木柑子1427 熊本県建築労働組合菊鹿支部 執行委員長 宮本健一 大津町陣内1343-9 大津分会分会長 藤本 道憲	総 務 常任委員会

議 事 日 程 (第 1 号) 平成 2 4 年 6 月 7 日 (木) 午前 1 0 時 開会

開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 承認第 1 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(大津町税条例の一部を改正する条例)

日程第 5 承認第 2 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第 6 承認第 3 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(平成 2 3 年度大津町一般会計補正予算 (第 5 号))

日程第 7 承認第 4 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(平成 2 3 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号))

一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

日程第 8 議案第 3 8 号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難
民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱
した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の
法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につい
て

日程第 9 議案第 3 9 号 熊本縣市町村総合事務組合格約の一部変更について

日程第 1 0 議案第 4 0 号 熊本県後期高齢者医療広域連合格約の一部変更について

日程第 1 1 議案第 4 1 号 平成 2 4 年度大津町一般会計補正予算 (第 1 号) について

日程第 1 2 議案第 4 2 号 平成 2 4 年度大津町公共下水道特別会計補正予算 (第 1 号)
について

日程第 1 3 議案第 4 3 号 平成 2 4 年度大津町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) に
ついて

日程第 1 4 議案第 4 4 号 平成 2 4 年度大津町農業集落排水特別会計補正予算 (第 1 号)
について

日程第 1 5 議案第 4 5 号 平成 2 4 年度大津町工業用水道事業会計補正予算 (第 1 号)
について

一括上程、提案理由の説明

日程第 1 6 議案質疑

議案第 3 8 号

質 疑

議案第39号	質 疑
議案第40号	質 疑
議案第41号	質 疑
議案第42号から議案第45号まで	一括質疑

日程第17委員会付託

議案第38号から議案第45号まで
陳情第1号

午前10時02分 開会

開議

○議長（大田黒英生君） ただいまから、平成24年第2回大津町議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大田黒英生君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、12番議員永田和彦君、13番議員松永幸久君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（大田黒英生君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

まず、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長松永幸久君。

○議会運営委員長（松永幸久君） おはようございます。ただいまから、議会運営委員会における審議の経過と結果についてご報告いたします。

当委員会は、6月1日午前10時から委員会A室において議会運営委員、また大田黒議長に出席をお願いし、平成24年第2回大津町議会定例会について審議をいたしました。

まず、町長提出議案の12件について執行部より大筋の説明があり、その後、請願・陳情の取り扱いについて協議をいたしました。また、議事日程、会期日程、その他の議会運営全般についても協議をいたしました。議長提出議案のうち、承認第1号から承認第4号までの4件については、先に議決すべき案件でありますので、本日の会議において質疑・討論の後、表決することにいたしました。

なお、一般質問については7名ですので、一般質問の1日目は通告者の1番から5番まで、2日目が6番から7番目の順に行うことになりました。

次に、会期日程について協議をし、議席に配付のとおり、本日から13日までの7日間といたしました。

以上、大田黒議長の答申をいたしました。

これで議会運営委員会委員長報告を終わります。議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しました会期日程（案）のとおり、本日から6月13日までの7間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月13日までの7日に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（大田黒英生君） 日程第3 諸般の報告をします。

鈴木ムツヨさんより欠席の届けが来ておりますので報告します。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第4 承認第1号から日程第7 承認第4号まで一括上程

提案理由の説明 質疑 結論 表決

○議長（大田黒英生君） 日程第4、承認第1号から日程第7、承認第4号までの4件を一括して議題とします。

お諮りします。承認第1号から承認第4号までの4件は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号から承認第4号までの4件は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。今回の定例会に提案いたしました案件の提案理由を申し上げます。

承認第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて、大津町税条例の一部を改正する条例及び承認第2号、専決処分を報告し承認を求めることについて、大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、「地方税法の一部を改正する法律など」が交付、施行されたことに伴い、条例の一部を改正したものでございます。

承認第3号、専決処分を報告し承認を求めることについて、平成23年度大津町一般会計補正予算（第5号）につきましては、今回の補正は地方交付税の特別交付税及び事業費の確定に伴う補正が主なもので、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4千986万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億7千454万7千円としたものでございます。

承認第4号、専決処分を報告し承認を求めることについて、平成23年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）でございますが、今回の補正は、療養給付費等負担金及び財政調整交付金の確定に伴う補正が主なものであり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6千655万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億3千15万6千円としたものでございます。

承認第1号から承認第4号までの事案は、地方自治法第96条第1項第1号及び同法第218条第1項の規定による議決事件でございますが、急施を要したもので、同法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

以上、承認案件の提案理由の説明を申し上げましたが、承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます、なお所管部長をして詳細説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） おはようございます。

承認第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて、大津町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案集は1ページから8ページ、説明資料は1ページから17ページになります。改正の概要につきましてご説明させていただきますので、説明資料の1ページから順次お聞き願います。この案件は、地方税に関し、新成長戦略の実現並びに税制の公平性の確保及び課税の適正化の観点から要請される、特に喫緊の課題に対応するため、土地に係る固定資産税について、住宅用地に係る据置特例を経過的な措置を講じた上で廃止するとともに、平成24年度の評価替えに伴う税負担の調整を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うため、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律等が交布され、平成24年4月1日施行されたことに伴い、大津町税条例の一部を改正する条例の専決処分を報告し、承認を求めるものでございます。

第36条の2の改正につきましては、公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったものが寡婦控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とするものです。

第54条の改正につきましては、地方税法施行規則改正に伴う条項等の整理です。附則第10条の3（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするものがすべき申告）の改正につきましては、地方税法施行規則附則改正に伴う条項等の整理ですが、附則第10条の次に第10条の2を新規で加える関係で、改正後は附則第10条の3になります。なお、新築住宅の減額措置につきましては、地方税法附則の改正により、取得期限が平成26年3月31日まで2年間延長されております。

附則第10条の2の制定につきましては、地方税の特例措置について国が一律的に定めていた内容を地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できる仕組みが導入されたことに伴うものです。今回の地方税法附則改正により、固定資産税の課税標準額の特例措置2件につきましては、1ページの下の方に記載しております①、②の地方税法附則で定める上限・下限の範囲内において条例で定めることができるようになったことを受けて制定するもので、大津町における特例割合は、法附則第15条第2項第6号については4分の3、法附則第15条第10項については3分の2で制定しております。

2ページをお願いいたします。附則第11条の改正については、平成24年度の評価替えに伴い、見出しの年度を変更するものと、地方税法附則の改正に伴う条項等の整理です。

附則第11条の2の改正については、平成24年度の評価替えに伴い、平成24年度が評価の基準年度になりますので、それに伴う年度の変更を行うものです。

附則第12条の改正については、今回の改正の内容を説明する前に、土地に対する固定資産税の負担調整措置、評価額に対する課税標準額の割合のばらつきを調整するにつきまして概要を説明いたします。平成4年度以降、全国的に地価の下落が始まり、地価の下落が大きい土地、すなわち負担水準の分母の評価額が大きく下がった土地ほど負担水準が高くなるという傾向が生じましたが、地価の下落幅は土地ごと、地域ごとに異なっていましたので、負担水準のばらつきが拡大する結果をもたらしました。このような状況から、今回記載しておりますように、土地の評価額に対する税負担が地域や土地によって格差があるのは税の公平の観点から問題があることから、平成9年度の税制改正により、この格差を解消するための仕組みが導入されました。この仕組みは、負担水準、評価額に対する前年度課税標準額の割合が高い土地は税負担を引き下げたり、据置いたりする一方、負担水準が低い土地については段階的に引き上げていく仕組みになっています。今回の改正、平成24年度から平成26年度までの特例措置は、平成23年度までの負担調整措置に基づき、負担の均衡化を進めることを基本としつつ、併せて合理性が低下した特例措置の見直しとして、住宅用地の負担調整措置が廃止されました。ただし、納税者の負担感に配慮する観点から、平成25年度までは負担水準90%以上の住宅地を対象に据置特例が講じてあります。なお、平成21年度から平成23年度までの住宅用地の負担調整措置は負担水準80%以上が対象でした。また、商業地等の負担調整措置は継続されます。

附則第13条、農地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例の改正につきましては、平成24年度の評価替えに伴い、平成24年度が評価の基準年度になりますので、それに伴う年度の変更を行うものです。

附則第15条、特別土地保有税の課税の特例の改正につきましては、今回の町税条例附則の改正に伴う条項等の整理及び平成24年度の評価替えに伴い、平成24年度が基準年度になりますので、それに伴う年度の変更を行うものです。

附則第21条の2、旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例を受けようとする者がすべき申告の制定につきましては、今回の地方税法改正の規定、「特例民法法人から移行した一定の一般社団法人または一般財団法人が平成20年12月1日以前から設置している図書館、博物館及び幼稚園において、直接その用に供する固定資産について、固定資産税を非課税とする」に基づき、固定資産税の非課税の適用を受けようとする者がしなければならない申告の内容等を規定するものです。

附則第22条の2、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例の制定につきましては、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の改正及びそれを受けての地方税法の改正により行うもので、具体的な改正概要は、所得割の納税義務者が東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合に一定要件の下、その居住用家屋の敷地を譲渡した場合の所

得については、住民税課税計算上、租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等の国税関係法律の臨時特例に関する法律の課税の特例を受けることができるとするものです。

附則第23条、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税控除の適用期間等の特例の改正につきましては、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の改正及びそれを受けての地方税法の改正により行うもので、第1項の改正内容等は、地方税法改正に伴う条項等の整理で、具体的な概要につきましては、住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間についても、引き続き住宅借入れ等特別税額控除を適用することができるとする読替規定になります。第2項の改正は、東日本大震災により、その有していた自己の居住用家屋が滅失等により居住の用に供することができなくなった居住者が住宅の再取得または増改築等をした場合には、当該滅失等した住宅に係る住宅借入金等を有する場合の住宅借入金等特別税額控除の適用は、当該再取得または増改築とした住宅に係る住宅借入金等特別税額控除と重複して適用できるものとし、その年における税額控除額は、それぞれの特例による税額控除額の合計とすることができるとする読替規定でございます。

附則第1条で、この条例は平成24年4月1日から施行するとしております。ただし、第36条の2第1項の改正規定及び附則第2条第1項の改正規定は、平成26年1月1日から施行するとしております。

附則第2条第1項で、新条例第36条の2第1項の規定は、平成26年度以降の個人町民税について適用し、平成25年度以前の個人町民税については、これまで同様としております。

附則第2条第2項で、新条例附則第23条の規定は、平成24年度以降の個人町民税について適用し、平成23年度以前の個人町民税については、これまでと同様としております。

附則第3条第1項で、別の定めがあるものを除き、新条例の固定資産税に関する規定は、平成24年度分以降の固定資産税に適用し、平成23年度以前の固定資産税については、これまで同様としております。

附則第3条第2項及び第3項で、新条例附則第10条の2第1項及び第2項の規定は、平成24年4月1日以後に取得されたものに適用し、平成25年度以降の固定資産税に適用するとしております。附則第3条第4項で、今回の地方税法改正により、住宅用地の負担調整に関する特例措置が廃止されましたが、納税者の負担感に配慮する観点から、平成24年度分及び平成25年度分については、負担水準90%以上の住宅用地を対象に長期特例が適用されるとしております。

附則第3条第5項は、全項の規定を受ける場合の新条例附則第14条及び附則第15条第1項の規定中における読替規定です。なお、法律に関して改正する各条文の規定については、国からの通知に基づき改正しておりますので、新旧対照表の5ページから17ページまでの改正上ごとの説明については、省略させていただきたいと存じます。

以上、よろしくお願いいたします。

続きまして、承認第2号、大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案集は9ページから10ページになります。説明資料は18ページから19ページになりま

す。改正の概要についてご説明させていただきます。説明資料の18ページをお開き願います。この案件は、東日本大震災の被災者等の負担の軽減及び東日本大震災からの復興に向けた取り組みの推進を図るため、地方税法の一部を改正する法律等が公布施行されたことに伴う国民健康保険税の課税の特例適用日が平成24年4月1日のため、大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分を報告し、承認を求めるものです。

附則第15項、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例については新たに加えるものであり、今回の改正につきましては東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の人事特例に関する法律の改正及びそれを受けての地方税法の改正により行うもので、具体的な改正概要は、国民健康保険の被保険者等が東日本大震災により、居住用家屋が滅失した場合に、一定要件の下、その居住用家屋の敷地を譲渡した場合の所得については、国民健康保険税の課税計算上、租税特別措置法の課税の特例を受けることができるとするものです。なお、改正東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律で、第11条の6第1項の規定により、租税策別措置法の読み替えがあり、改正前は3年でありましたが、災害のあった日から7年を経過する日の属する12月31日までに譲渡されたものに改正されております。

附則で、この条例は平成24年4月1日から施行するとしております。なお、法律に関して改正する条文の規定につきましては、国からの通知に基づき改正しておりますので、新旧対照表の19ページの改正状況の説明につきましては省略させていただきたいと存じます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（大田黒英生君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） おはようございます。

承認第3号、平成23年度大津町一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。補正予算書の1ページをお開き願います。併せて、別紙補正予算の概要のご参照をお願いいたします。

第1条で、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4千986万8千円を追加し、予算の総額を122億7千454万7千円とするものであります。

第2条で、地方債の補正を記載のとおりといたしております。今回の補正の主な内容は、地方交付税の特別交付税及び地方譲与税等の確定に伴うもので、急施を要したため3月31日付けで専決処分した予算を報告し、議会のご承認を願うものであります。

8ページをお願いいたします。第2表地方債変更の補正です。8、学校教育施設等整備事業債は、充当率が90%から75%への変更による減額です。14学校教育施設等整備事業債の補正予算債は、美咲野小学校の屋外トイレや防災備蓄倉庫の補助が24年度に変更になることによる減額であります。

歳入からご説明いたします。12ページをお願いいたします。款2地方譲与税から15ページ、款10地方交付税まで、いずれも交付額の確定に伴うものであります。特に地方交付税の増額は特別交付税に係るもので、普通交付税によって精算されなかった法人町民税の過年度分の一部や東日本大震災に伴う消防団員の公務災害補償費などが措置されております。

款14国庫支出金及び款18繰入金は美咲野小学校建設に伴う減額で、屋外トイレや防災倉庫の建

設を24年度事業へ変更したことによるものであります。

16ページをお願いいたします。款21町債は、充当率及び事業年度の変更による減額です。

続きまして、歳出についてご説明いたします。17ページをお願いいたします。款3民生費の繰出金は、国民健康保険特別会計の補正に伴う額の確定です。

款10教育費は、美咲野小学校の屋外トイレや防災倉庫の建設が平成24年度事業への変更による減額です。款13予備費で、財源調整をさせていただいております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長中尾精一君。

○福祉部長（中尾精一君） おはようございます。福祉部長の中尾でございます。よろしく申し上げます。

承認第4号、専決処分を報告し承認を求めることについて、平成23年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。今回の案件は、国・県等の交付金等の額の確定に伴い専決処分したものでございます。

予算書の1ページをお願いします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6千655万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億3千15万6千円とするものでございます。

歳入からご説明いたします。予算に関する説明書の9ページをお開きください。併せて、補正予算の概要2ページをご参照願います。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金、節1現年度分は、療養給付費等が確定したことに伴い、国の負担金が増額となり、3千310万6千円を増額補正でございます。款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1財政調整交付金、節1普通調整交付金につきましては、市町村間の国保の財政力の不均衡を調整するために交付されるものですが、交付金算定に使用する国の本算定基礎計数が確定したことによる2千951万7千円を増額補正でございます。節2特別調整交付金は、結核性疾患や精神病に係る医療費が多額であるなど、特別な事情により交付されるもので、今回額が確定したことによる654万1千円を増額補正でございます。

款4県支出金、項2県補助金、目1財政調整交付金の節1普通調整交付金は、県からの普通調整交付金の額が確定したことによる39万円の増額補正でございます。節2特別調整交付金は、保険事業に要した経費や収納率の向上等の取り組みに応じて交付されますが、額が確定したことによる108万7千円の減額補正でございます。

10ページをお願いいたします。款9繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節3助産費等繰入金は実績に伴うもので、191万2千円の減額補正でございます。

11ページをお願いします。歳出についてご説明いたします。

款2保険給付費、項4出産育児諸費、目1出産育児一時金、節19負担金補助及び交付金の294万円の減額補正は、実績によるものでございます。

款12、項1、目1予備費で予算の調整を行い、6千949万5千円を増額補正を行っております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（大田黒英生君） これで、提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 承認第1号の大津町税条例の一部改正についてお尋ねをいたします。

今回の条例改正の中心点は、固定資産税が、町民からすれば上がるか、下がるかということですが、税が下がればこれに超したことはないわけですけど、町民にとって、この固定資産税が引き上げるといふのが具体的にありますならば、そのところを明らかにしていく必要があると思います。具体的にお聞きしますが、一つは説明資料の1ページ下段、不足部分であります、①の附則、それから②とありますが、これは具体的に特殊の施設なようでありますけど、具体的に説明をお願いをしたい。同時に、これまでの課税状況と町独自で決定したという数値からして増税になるのか、減税になるのか。この点についてお尋ねをいたします。

それから、附則第12条関連ですかね、固定資産税の特例措置がどうもなくなる。あるいは改正されるということですけど、とりわけ負担水準が低い土地については段階的に引き上げていくと、3年掛けて多分引き上げることであろうかと思っておりますけど、そこでこの固定資産税がですね、今度の改正によって、何%ぐらいの方が税が上がるのか。同時に、何%ぐらいの人が税が具体的に下がるのかと、この辺の実態についてお尋ねをいたします。

○議長（大田黒英生君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 荒木議員のご質疑にお答えいたします。

まず、最初に1ページの附則関係でございますけれども、まず特例措置関係につきましては、まず特例措置2件ということでご説明しております。まずこの特例措置につきましてはどういうものかと申し上げますと、下水道の除害施設ということがまず特例措置の1番目、①のところにつきましてはそのような内容の施設でございます。これにつきましては、下水による除害を除去するためのその施設ということで、調整槽という形での施設でございます。それから、もう一つはペーパー補助分離装置ということで、油脂や浮遊物質に微細気泡を吸着させて、そして水より軽くして浮上分離させ除去する装置ということでの規定でございます。それから、②の除害施設、目的ということでの分につきましてはでございますけれども、これにつきましては下水道に悪影響を与える下水から有害物質を除去する除害施設の設置に対する負担を軽減しながら施設の整備促進を図っていくというようなことでございます。これにつきましては対象施設につきましては、②にはございませんけど、1番目につきましては2件ほどございます。それから、2番本附則第15条第10項関係につきましては、特定都市河川浸水被害対策法に基づきましての雨水貯留浸透施設ということでございまして、都市部における浸水被害防止の施設ということで、これにつきましては町のほうには該当はあっておりません。

それから、負担水準関係につきましては、先ほどご説明いたしましたように、土地の評価に対しての税負担が地域によって、土地によって格差があるというようなことで、税の公平を保つということで、平成9年度の税制改正により解消のための取り組みが導入されているところでございます。

そういったことで、今回につきましては法改正とともに町の条例を今回改正させていただきましたので、その影響についてでございますけれども、まずこれまで宅地住宅用地に係る負担水準が0.8%以上の住宅用地の割合が、まず全体で平成13年度におきましては、割合的には23.1%だったのが、平成24年度では98.7%ということで、今回の条例改正によりまして、本来の課税標準額に近づき、課税の均等が図られてきたというようなことがございます。

税額関係の影響につきましては、評価額の関係で前年度と大きく変動はあっておりません。具体的なその税額関係等につきましては、担当課長のほうから説明させていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（大田黒英生君） 税務課長堀川晴幸君。

○税務課長（堀川晴幸君） 荒木議員の質疑に対してお答えします。

附則第12条関係で、今、総務部長が説明したとおりでございますけれども、今回の条例改正が行われた際に大津町では負担調整の現況がどうなっているかということで数値を少し調査しております。先ほど部長が説明したとおり重複するかと思っておりますけれども、平成13年度当時が負担水準、原則課税ですね、1.0の割合は、小規模宅地で4.8%でございました。また、負担水準0.8から1.0未満の割合は18.3%、これが負担調整が、据置特例が講じられた部分でございます。また、負担水準0.2から0.8未満の割合は76.9%でございました。これについてが本則課税に近づけるために毎年評価が下がったとしても5%の評価額を上乗せした部分でございます。それが現在、平成24年度の課税状況では、負担水準の割合が1.0、本則課税の部分が37.1%でございます。次に、負担水準0.8以上1.0未満の割合は61.6%ということで、最後に負担水準0.2から0.8未満の割合は1.3%でございます。皆様ご存じかと思っておりますけれども、評価額等が毎年下がっております。その関係で、負担水準も評価額にどんどん近づいております。負担調整措置に基づきまして、今現在では、平成24年度では、先ほど部長が説明したとおりでございますけれども、98.7%の住宅用地等が本則課税に80%以上ということで近づいておりますので、今回のこの負担調整措置が原則的に廃止されたと考えております。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 国の法律改正ですから、これで町独自でこれを変えることは多分できないと思いますが、問題は町民にとって、この固定資産税がとりわけ平成24年度から平成26年度まで、さらに水準が低いところについては段階的に引き上げていくというふうになっているわけですね。ということは、その固定資産税の税額は3年掛けて上がっていくということでしょう。ではないんですかね。ではない。要は、この改正によって固定資産税が引き上がっていくと、これが一番町民にとっては関心が高いわけですね。その具体的事例があるのかどうか、あるとすれば、どのくらいの規模になるのかということをお聞きしたいわけです。

○議長（大田黒英生君） 税務課長堀川晴幸君。

○税務課長（堀川晴幸君） 荒木議員の再質疑に対してお答えします。

先ほど説明のほうで、平成24年度の負担調整の状況を説明したとおりでございますけれども、今現在、負担水準0.2以上0.8未満の住宅用地の割合は1.3%でございます。その方々が基本的には上がる可能性がある土地になります。ただし、評価額が最近ほとんど毎年下がっておりますので、上がるかどうかは評価額によって変わりますので上がる可能性もありますけれども、ない可能性もあります。ただ、平成24年度、25年度については90%以上の負担水準の土地については据え置きですので上がることはありません。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） この間、固定資産税の、いわゆる課税標準がどんどん引き上げられてきて、全く収益を生まない一般の個人の固定資産に対する課税がどんどん上がっていくと。土地の評価額は下がっても税金だけは上がっていくという、そういう不満の声が大きいと聞いているわけです。その、今わずか1.3%にしか上がる可能性はないということではありますが、これ1.3%というのは、0.2から0.8ですかね、要するに取る側からすれば評価水準が低いけん、もっと上げると、こういう事例というのは具体的にはどういうところがそういうふうになるのかわかりますかね。100%、あるいは80%、90%がもうほとんどが大半になっていると。しかし、国から言わせると、あるいは取る側から言わせると、本来の額から0.2から0.8に評価が非常に低いと見なされているところが1.3%あるということですけど、一体具体的にはそういう事例というのはどういうものが該当するのかですね。これがわかりましたらお答えを願いたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） お答えいたします。

負担水準関係につきましての0.2、0.8ということで、こちらのほうが税額に影響するという分、先ほど課長のほうが申しあげましたけれども、具体的にはその土地の状況がどういうものであるかということで、この辺のところ大きく影響すると思いますので、その辺のところはちょっと調査して、また報告をさせていただくというようなことでよろしいでしょうか。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 承認第3号について質疑いたします。

この補正予算書とは別に議席に繰越明許費の繰越計算書の報告が配られております。補正予算書の中に、この繰越計算書をいろいろ考えてみますところ、平成23年度でできなかった事業を次の年に繰り越すということであろうかと思いますが、この繰り越しするということは平成23年度予算に上げてやりますよといった事業はできなかったということではないでしょうか。その理由といたしまして、その全体の、平成23年度の事業全体が遅れていたのか、それとも未収入の特定財源、国・県の支出金やその他諸々のものの遅れによって繰り越しをしたという形になっているのか。この点について質問いたします。

○議長（大田黒英生君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） 永田議員のご質疑にお答えいたします。

繰り越しにつきましては、先の3月におきまして繰り越しのご承認いただいたところでございますけれども、今回、改めて額等の確定に伴いまして資料として繰り越しの主な説明、事業によりましてこういう用地の問題等々で繰り越しをさせていただきたいというところでまとめてご説明をさせていただいているところでございます。非常に単年度で本来すべきではないかというご指摘は重々のところでありますが、国の今回3月の補正予算によりまして、国が新たに事業を、補正としての財源を設けたもの等もありますので、それらによってやむなく平成24年度へ繰り越さざるを得なかった事業等も多々ありますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 1点だけ質疑いたします。

承認第3号、第2表の地方債補正、起債の目的で14の学校教育施設等整備事業債、これは24年度へということで理解できますけれども8の学校教育施設等整備事業債、これは説明によりまして充当率90%が75%になったと。そもそも計画の段階で90%だったと思うんですけども、それが75%になった経緯、その辺の詳細をお伺ひしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） 金田議員のご質疑にお答えいたします。

充当率の変更による減額ということでございます。当初充当率90というところで、うち15%につきましては財源対策債15%を県のほうと協議する中で予定しておったところでございますけれども、その後、県のほうから財源対策債の取り扱いがなくなったというところで、財源対策債15%分を減額いたしまして、本来の75%になったというところであります。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、承認第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて、大津町税条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。本件は、承認することに賛成の方はご起立願ひいます。

〔賛成者起立〕

○議長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、承認第1号は、承認することに決定いたしました。

次に、承認第2号、専決処分を報告し承認を求めることについて、大津町国民健康保険税条例一部

を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。本件は、承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、承認第2号は、承認することに決定いたしました。

次に、承認第3号、専決処分を報告し承認を求めることについて、平成23年度大津町一般会計補正予算（第5号）を採決します。この採決は起立によって行います。本件は、承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、承認第3号は、承認することに決定いたしました。

次に、承認第4号、専決処分を報告し承認を求めることについて、平成23年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。この採決は起立によって行います。本件は、承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、承認第4号は、承認することに決定いたしました。

しばらく休憩いたします。11時5分から始めます。

午前10時55分 休憩

△

午前11時06分 再開

○議 長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第8 議案第38号から日程第15 議案第45号まで一括上程

提案理由の説明

○議 長（大田黒英生君） 日程第8、議案第38号、住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから、日程第15、議案第45号、平成24年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの8件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） ただいま提案いたしました承認案件につきまして、ご承認いただきまして誠にありがとうございました。

議案第38号、住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございますが、住民基本台帳法の一部を改正する法律及び外国人登録法の廃止に伴い、関係条例の整理をしようとするものでございます。

議案第38号につきましては、条例を制定しようとするものであり、条例の制定につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第39号、熊本県市町村総合事務組合同約の一部変更について及び議案第40号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてでございますが、熊本市における政令指定都市移行による行政区の設置に伴う住所変更でございまして、一般事務組合同約の改正につきましては、地方自治法第290条の規定により、また広域連合の規約の改正につきましては、地方自治法第291条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第41号、平成24年度大津町一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は4月の職員の人事異動に伴う補正が主なものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5千429万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億1千753万7千円としたものでございます。

次に、議案第42号、平成24年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、4月の職員の人事異動に伴う補正でございまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ179万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4千84万2千円としたものでございます。

次に、議案第43号、平成24年度大津町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、4月の職員の人事異動に伴う補正でございまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ133万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億1千878万7千円としたものでございます。

次に、議案第44号、平成24年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、4月の職員の人事異動に伴う補正でございまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4千742万5千円としたものでございます。

次に、議案第45号、平成24年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、職員の人件費に伴う補正でございまして、収入支出予算の総額を収入5千801万8千円支出、4千914万2千円としたものでございます。

議案第41号から議案第45号までの5議案につきましては、補正予算でございますので、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案の理由を申し上げましたが、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます、なお所管部長をして詳細説明をしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 議案第38号、住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてご説明申し上げます。議案集は13ページから16ページ、説明資料は20ページから26ページになります。今回の条例改正については、住民基本台帳法の一部を改正する法律及び外国人登録法の廃止に伴い、外国人登録法の引用箇所及び外国人登録原票、外国人登録証明書等の用語について所要の整備が必要となるものであり、関係条例の整理に関する条例を制定するものです。

説明の前に、法改正の概要をご説明申し上げます。これまで日本に入国し在留する外国人は、出入国管理及び難民認定法に基づき、上陸を許可された後、居住する市町村の窓口で外国人登録法に基づく外国人の登録を行うこととされてきました。市町村は、この外国人登録法により、当該外国人の居住関係等の情報を把握し、行政事務を活用することとされてきましたが、この制度では住民基本台帳制度とは別な管理とされていることにより、世帯情報等が十分把握されず、行政サービスも行き届きにくいとの課題があり、今回の法改正により外国人住民も住民基本台帳法の適用対象に加えることとされました。また、入管法等の改正法により、新たな在留管理制度が導入されること及び特別永住制度の見直しとともに、今回新たな在留管理制度の導入に伴う外国人登録法の廃止等が行われることとなりました。これらの法改正により、外国人住民の利便性の向上及び市町村の行政事務の合理化並びに在留管理制度の対象となる外国人に適切なサービスの提供等が図られるものです。以上が法改正の概要になります。

それでは、説明資料の20ページをお願いいたします。新旧対照表でご説明いたします。第1条、大津町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正については、第2条中、次の各号に掲げるものを住民基本台帳法に基づき、本町の住民基本台帳に記録されているものに改め、同条各号を削るものです。第4条第3項第1号中、「もしくは」を「又は」に改め、「又は外国人登録証明書」を削るものです。

21ページをお願いいたします。第5条第2項第1号中、住民基本台帳または外国人登録原票に記録または登録させている氏名、氏もしくは名または氏名を住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名もしくは通称または氏名もしくは通称に改め、同項第2号中「氏名」を「氏名または通称」に改め、同条に第3号を加えるものです。

22ページをお願いいたします。第6条第1項第3号中、「氏名」の次に外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称を加え、同項に第7号を加えるものです。第11条第2項中、第6号を第7号に改めるものです。

23ページから24ページをお願いいたします。第14条第1項第2項中、「氏または名」を「氏名、氏または名、外国人住民にあつては通所または氏名のカタカナ表記を含む」に改め、同項第3号を第4号とし、同項第2号の次に記載の第3号を加え、同条第2項中及び第3号から第4号に改めるものです。附則に、法改正に伴い印鑑登録に関する取り扱いの経過措置として、記載しております2項を加えるものです。

25ページをお願いいたします。第2条大津町手数料条例の一部改正については、第2条関係の別表中、手数料を徴収する事項欄の(2)外国人登録に対する証明手数料の項を削り、(3)から(5)までを1項ずつ繰り上げるものです。

26ページをお願いいたします。第3条大津町子ども医療助成に関する条例の一部改正については、第2条第1号中及び外国人登録法第4条の規定により登録されているものを削るものです。

議案集の16ページをお願いいたします。附則で、この条例は平成24年7月9日から施行するとしています。

以上、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第39号、熊本市市町村総合事務組合理約の一部を変更する規約についてご説明申し上げます。議案集は17ページから18ページになります。説明資料集は27ページになります。この案件につきましては、熊本市市町村総合事務組合の構成団体である熊本市における政令指定都市移行による行政区の設置に伴い、熊本市市町村総合事務組合の事務所の所在地名に東区が加わったため、規約の一部変更をお願いするものです。

説明資料の27ページをお願いいたします。新旧対照表の第4条中、熊本市の次に東区を加えるものです。

恐れ入ります、議案集の18ページをお願いいたします。附則で、この規約は組合を組織する市町村並びに一部事務組合及び広域連合の協議が整った日から施行し、変更後の熊本市市町村総合事務組合理約の規定は、平成24年4月1日から適用するとしております。なお、構成市町村の同文議決案件でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長(大田黒英生君) 福祉部長中尾精一君。

○福祉部長(中尾精一君) 議案第40号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてご説明いたします。議案集は19ページになります。案件の内容としましては、熊本市の平成24年4月1日の政令指定都市移行による行政区の設置に伴い、本広域連合の事務所の所在地名に東区が加わったことから、同規約の変更をする構成市町村の同文議決案件でございます。

議案集21ページをお願いします。説明資料は28ページをお願いします。第6条中、熊本市の次に東区を加えるものでございます。なお、附則で、この規約は広域連合を組織する市町村の協議が整った日から施行し、変更後の熊本県後期高齢者医療広域連合規約の規定は、平成24年4月1日から適用するとしております。

以上、よろしくをお願いいたします。

議案第43号、平成24年度大津町介護保険特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明申し上げます。今回の補正につきましては、4月の人事異動等に伴う人件費の補正が主なものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ133万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億1千878万7千円とする

ものでございます。

歳入から説明いたします。予算に関する説明書の8ページをお願いいたします。併せて、別冊の補正予算の概要につきましては、4ページをご参照ください。款6、項1、目3その他一般会計繰入金、節1職員給与費等繰入金につきましては、人件費の減額補正に伴います一般会計繰入金を減額補正するものです。

次に、歳出につきましては9ページをお願いいたします。4月の人事異動に伴い、款3、項1、目2包括支援事業費を減額補正するものです。節2給料及び節4共済費につきましては減額補正とし、節3職員手当等につきましては、増額補正するものです。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） 議案第41号、平成24年度大津町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開き願います。併せまして、補正予算の概要をご参照願います。第1条で、既定の予算の総額に5千429万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を103億1千753万7千円とするものです。第2条で、地方債の補正を記載のとおりといたしております。今回の補正の主なものは人事異動などに伴う人件費等の調整と平成23年度の繰越事業から平成24年度事業への変更になった美咲野小学校防災倉庫等の建設工事関係であります。

8ページをお願いいたします。第2表地方債追加の補正です。11迫井手圃場整備幹線道路事業は、町単独事業分の用地購入に係るものであります。12美咲野小学校防災倉庫等建設事業は、屋外トイレや防災倉庫の建設に係るものです。

歳出からご説明いたします。15ページをお願いいたします。款2、項1、目1一般管理費の節19熊本県派遣職員負担金は、前副町長の退職手当負担金です。目6企画費の地域づくりチャレンジ推進補助金は、県の10割補助を受けまして熊本空港東側の岩坂地区の用地約10ヘクタールにひまわりやコスモスなどの景観植物を植えて、景観や農業を活用した観光交流を図るものであります。

18ページをお願いいたします。款3、項1、目1社会福祉総務費の節8報償費及び節11需用費は、自殺予防対策のための研修やパンフレットの作成などです。目2障がい者福祉費は、障がい児の通所サービスの事業主体が県から市町村に変更されたことに伴う障害児支援システム改修の委託料です。いずれも県の10割補助になります。

23ページをお願いいたします。款6、項1、目3農業振興費です。農地を集積化し、食糧自給率を向上させるために、新規就農支援等の新たな支援策を受けるためのプラン作成事業です。目7圃場整備は迫井手圃場整備地内の幹線道路整備で、本年度、県に工事を委託している町単独分の用地費であります。

27ページをお願いいたします。款9、項1、目2非常備消防費の操法大会補助金は、分団の郡体会、本部の県大会への出場分です。

28ページをお願いいたします。款10、項1、目2事務局費の節13委託料は、県のいきいき芸術体験教室の大津南小学校での開催が決定したことによるものです。

29ページをお願いいたします。項2、目3学校建設費は、承認第3号でご説明しました美咲野小学校の繰越事業の一部を平成24年度に変更したものである。

32ページをお願いいたします。款13予備費で、今回の補正予算に係る財源を調整させていただいております。

次に、歳入をご説明いたします。12ページをお願いいたします。款14、項2、目4教育費国庫補助金は、美咲野小学校の建設に伴うものです。

款15、項2、目1総務費県補助金は、岩坂地区の地域づくりチャレンジ推進補助金です。目2民生費県補助金の節1社会福祉補助金及び節6の障がい者福祉費補助金は、歳出でそれぞれご説明いたしました事業の補助金です。節3の児童福祉費補助金は、児童館で行われている地域組織活動育成事業の補助が交付税措置に変更されたことに伴う減額です。目4農林水産業費県補助金は、人・農地プラン作成の補助です。

13ページをお願いいたします。款18、項2、目5学校教育施設整備基金繰入金及び款21、項1、目6教育債は、美咲野小学校の建設に伴うものです。目4農林水産業債は、迫井手圃場整備地内幹線道路の用地に充当するものです。人件費等につきましては、33ページ以下、給与費、明細書のとおりであります。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 特別会計補正予算3議案について説明いたします。別冊の補正予算書をお願いいたします。

議案第42号、平成24年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。今回の補正は、人事異動に伴う人件費の補正になります。予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ179万4千円を減額し、予算の総額をそれぞれ14億4千84万2千円とするものです。

7ページをお願いいたします。歳入に関しましては、款4、項1、目1一般会計繰入金は、人事異動等による人件費の補正に伴い、一般会計からの繰入金を減額するものです。

8ページをお願いいたします。歳出に関しましては、款1、項1、目1総務管理費は、4月の人事異動等に伴い、給与、職員手当等共済費を減額するものです。

続きまして、議案第44号、平成24年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。今回の補正は、人件費の補正に伴うものです。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万4千円を追加し、予算の総額をそれぞれ1億4千742万5千円とするものです。

7ページをお願いいたします。歳入に関しましては、款4、項1、目1一般会計繰入金は、人件費の補正に伴い一般会計からの繰入金を増額するものです。

8ページをお願いいたします。歳出に関しましては、款1、項1、目1総務管理費は、人件費の補正に伴い、職員手当等共済費を増額するものです。

議案第45号、平成24年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。今回の補正は、申請に伴う職員手当等と負担率の改定等に伴う法定福利費の増によるものです。

予算書の1ページをお願いいたします。第2条で収益的収入及び支出の予定額について、収入の補正はありませんが支出について、営業費用を39万9千円増額し、予備費を同額減額するものです。

2ページをお願いいたします。第3条で、議会の議決を経なければ流用できない経費として、職員給与費を39万9千円補正するものです。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） これで、提案理由の説明が終わりました。

日程第16 議案質疑

○議長（大田黒英生君） 日程第16、議案質疑を行います。

まず、議案第38号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第39号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第40号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第41号を議題とします。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 議案第41号、一般会計補正予算について質疑いたします。

説明を受けて感じましたところですが、震災の影響で、原発への懸念ということで、電力不足というのに対する備えというものはなかったのかなという形で見えてきました。実際、この議場もクーラーを入れたり消したりして、非常に空調が難しいと。役場の庁舎の中も、不快指数あたりを設定してクーラーを入れるかどうかというような形を取られておりますが、ただ単に扇風機1個でもあればクーラーは入れていいのになという、中間のちょうど何とといいますか、そういった室温というか、その室内にこもったその温度を下げるために外に出す換気扇とか、それとか逆にですね、この照明とか、いろんなものというのがその電力不足に対するものというものをこの点で上げてとかないともう夏が過ぎてしまうのかなということで、当初予算にも上がってなかったんじゃないかなというふうに感じております。その点については、何か関連するものが、私の見落としかもしれませんがなかったのか、質疑いたします。

○議長（大田黒英生君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 永田議員のご質問にお答えいたします。

まず、今申し上げられました今回の電力不足に対します対応でございますけれども、今回ご指摘がありましたように、その予算には上がっておりません。ただ今回につきましては、今まで同様に電力不足に対する公的施設関係、または来庁者に対する、また職員の環境、そういった面での対応につきましては、これまで引き続きやってきておりますので、今年度におきましても、さらに前年度よりもそういった面で電力不足に対応する工夫をやっていきたいと思っております。そういった、先ほど申し上げられましたように、そのいろんな風通しをよくするとか、いろんな面で、職員並びに住民の方にご迷惑をお掛けしないような形での、そういった取り組みを進めてまいりたいと思います。必要であれば、またその辺のところは、また十分検討させていただきまして対応してまいりたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 再度質疑いたしますが、そういったものに対するですね、工夫を凝らす、いろんなものというものは、もう先手、先手を打っていかないと間に合わないんですね。寒さに対するものというものは、着ればどうにかできると思っておりますけれども、暑さに対するものというのはなかなか難しゅうございます。この補正予算をつくる上で、24年度のですね、そういった審議というものがどこまでいったのかなと思います。今ちまたではですね、クールビズできようは皆さん来ておられますが、例えばそのスーパークールビズとかいって半ズボンも許すよ、スニーカーでもいいよという場所が何かあるそうでございます。私は、公務員としていかなんかなという思いがして、だらしのないような格好になりはしないだろうかなと思います。そういった審議を経て、この補正予算というものがきちんと組まれてきたのかと。ただ数字的なものというものを足し算、引き算しなさいというものはですね、それは公務員として私は恥ずかしいことだと思うんです。そういった諸々の点、それこそ全体を見据えて、当初予算ではわからなかった点、急に変更が必要にやっぱりなっちゃったなというような点というものをきちんとやっぱり計画をされるのが筋ではないかなと。そして、町民の方々に示しを見せるということが必要だと思いますので、そういったですね、審議というものはき、何も、その例えば場所によっては計画停電とか、非常に何かいろんな物議を醸しだしておりますけれども、この計画停電とかいろんなことになりましたと大変な状況があつて、医療関係とかも非常に問題があるとか、何かいろいろ報道で見ますので、率先して太陽光発電を我が地方自治体としても中央公園に配慮したりとか、各学校に設置したりとかしておりますので、そういった点において、この夏の対策というものは何らされてないのかなというふうに思います。ただその議論がされたかどうか、この1点だけお聞かせ願いたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） ご質疑にお答えいたします。

先ほど申し上げられました電力不足対応につきましては、これまでやってきておりますけれども、今回予算に上がっておりませんが、先ほど申しましたように、そういった面では電力不足に対する環境面の配慮とか、そういった面ではさらに工夫をしていきたいと思っております。

それから、そういった議論等があつたかということにつきましては、5月に計画停電が九電のほう

から上がっておりますので、それに対する事前の調査を各課全部行っております、総務課のほうで。各課でそれぞれに住民の方への影響、それから全体的な影響がっておりますので、そういったものは今回すべての課において調査があつて上がつてきておりますので、それを整理しながら計画停電には住民の皆さんにご迷惑がかからないように対応してまいりたいというふうに思います。

○議 長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第42号から45号までの4件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第17 委員会付託

○議 長（大田黒英生君） 日程第17、委員会付託を行います。会議規則第39条第1項の規定により、議案第38号から議案第45号までをお手元に配付しました議案委員会付託表（案）のとおりそれぞれ所管の委員会に付託します。また、会議規則第92条第1項の規定により、陳情第1号、請願・陳情委員会付託表（案）のとおり所管の委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午前11時42分 散会

本 会 議

一 般 質 問

平成24年第2回大津町議会定例会会議録

平成24年第2回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第2日)

平成24年6月11日(月曜日)

出席議員	1番 金田俊二 2番 府内隆博 3番 吉永弘則 4番 源川貞夫 6番 大塚龍一郎 7番 新開則明 8番 月尾純一朗 9番 坂本典光 10番 石原大成 11番 手嶋靖隆 12番 永田和彦 13番 松永幸久 14番 宇野光廣 15番 荒木俊彦 16番 大田黒英生
欠席議員	5番 鈴木 ムツヨ
職務のため出席した事務局職員	局長 府内 隆一 書記 堀川 美紀
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家入 勲 総務部総務課長 田中 令児 副町長 徳永 保則 企画部企画課長 杉水 辰則 総務部長 岩尾 昭徳 総務部行政係長 藤本 聖二 企画部長 木村 誠 企画部企画課長兼行政推進係長 白石 浩範 福祉部長 中尾 精一 土木部長 併任工業用水道課長 中山 誠也 教育長 那須 雪子 経済部長 西本 昇二 教育部長 松永 高春 子育て支援課 松永 高春 農業委員会事務局長 松岡 秀雄 会計管理者 兼 兼ねて会計課長 徳永 太

一 般 質 問

12 番 永 田 和 彦 君

p 40～ p 51

1. 民間活用の大前提とは

- (1) 民間の活力を利用して、民営化や指定管理者制度を町民の福祉に役立てることは、時代の流れでもあり有効と考える。

しかし、町外企業の進出による民間活用には、町民雇用や地産地消に対する協定や契約など、町民や地場産業に対する保護措置が必要と考える。

各施設を利用するのは町民である以上、付託企業に大前提として地産地消に取り組んで町づくりに参加していただくことが町民の信頼を得るうえで重要と考える。

2. 各施設の妥当性について

- (1) 様々な新しい施設が出来上がり、多くの町民に利用して頂ければ、町づくりに有効と判断されるだろう。しかしながら多くの町民が一度も利用しない施設もあるだろう。そこで各施設の評価制度をつくり長期間有効に利用可能とし費用対効果を高めなければ成らない。

町長は町づくりに欠かせないと施政方針でも述べられたが、現在確実に高まったのは将来に及ぶ行政経費である。

各施設の有効性や妥当性はいつ証明できるのか。

2期8年目の町長責任は重い

8 番 月 尾 純一朗 君

p 51～ p 60

1. ピロリ菌検査に助成を

- (1) 日本で年間約5万人が死亡する胃がん。その原因の一つが日本人の2人に1人が持っているといわれるピロリ菌だ。胃がん撲滅キャンペーンとしてピロリ菌検査費用を助成する考えはないか。

2. 通学路の安全確保のため総点検を！

- (1) 登下校中の子どもたちを襲う痛ましい交通事故が相次いでいる。子どもたちの命を守るため危険箇所の総点検をはじめドライバーの安全意識啓発、地域社会の協力を図ることが不可欠と思われる。町の取り組みを問う。
- (2) 昨年の全国の自転車関連交通事故は13万1千114件。小中学生の自転車利用も

急増している。子どもたちに安全な自転車の乗り方や交通ルール・マナーを体得してもらい事故を防止するために講習会を通じて、自転車運転免許証を交付する制度に取り組む考えはないか。

3. 庁舎建て替えの検討委員会の進捗率を問う

- (1)最近、震度4の大きな地震が菊池市旭志を震源地としてあっている。様々な災害が起きたときの指令塔であるはずの役場庁舎の建て替えは急務である。検討委員会の進捗状況を問う。

4. 防災無線放送の替りに防災対応のラジオの貸与を

- (1)高齢者や障がい者の皆さんのために、聞こえにくい防災無線放送の替りにラジオの貸与に取り組む考えはないか。

9 番 坂 本 典 光 君

p 60～p 70

1. 水中歩行について

- (1)以前、「大津町に町営のプールを作る考えはないか」と家入町長に質問したことがある。その中で水中歩行は、膝、腰の障害、リハビリを必要とする人の運動に有効だと述べた。プールをつくる計画はないとの答弁であったが、その後大津町に民間のフィットネスクラブであるマリンスポーツクラブ健康館ができた。
ここには、6コースの水泳用メインプールと3コースの歩行用サブプールがある。もちろん水温30度の温水である。ここと交渉して水中歩行の短期教室を開く考えはないか。

2. 町外者を呼び込むマラソン大会の開催について

- (1)10年程前には白川ラインマラソンが開催されていた。30キロ、10キロ、5キロの3コースがあった。
当時30キロコースは珍しく、町外から多くの参加者があった。交通規制の問題で警察から許可が下りないとの理由で中止になり、現在のジョギングフェスティバルにいたっている。その後東京マラソン、昨年は大阪マラソン、熊本城マラソンが行われた。
状況は変わった。運動という観点からだけでなく、観光や町の宣伝という捉え方も大事である。
今一度30キロのコースのあるマラソン大会を企画する考えはないか。大津町は宿泊施設ではどこにも負けない。

3. 陽の原キャンプ場の今後について

(1)最初の成り立ちから今までの経過、さらに現況の説明を求める。

バンガローの傷みが激しくリニューアルが必要ではないか。すすんで行きたくなる綺麗なトイレが必要ではないか。今後どのように活用するのか。

15 番 荒 木 俊 彦 君

p 70～p 80

1. 自然エネルギーの普及促進、行政のイニシアティブを

(1)自然エネルギーの普及促進のため町民との協働が大切である。と町長は述べられた。

町民との協働を進めるうえでも、町民といっしょに先進地を研修するなど行政の援助が必要ではないか。

同時に行政として容易に導入できるものを具体化していくことも必要と考えられる。

熊本県も木質ペレット活用を打ち出した。

全国では、まき又はペレットストーブ、ボイラーの導入補助がある。また、長野県の自治体ではゼロ円太陽光発電設置や市民出資ファンド制度なども実施されている。

バイオタウン構想を具体化した自治体もある。まず行政から可能性のある自然エネルギー普及計画を提案、たたき台をつくったらどうか。

2. 若草学園完全民営化問題

(1)大津町の福祉の心の出発点である若草学園を民間に譲り渡すことは、町の福祉の心の放棄ではないか。行政と議会とで一方的に決められる問題ではない。入所児童・保護者・関係者の意見を公開の場で明らかにする必要がある。もちろん、まちづくり条例に合致する。

3. 大津幼稚園の交通安全対策

(1)大津中と幼稚園間の道路問題から4年たとうとしている。道路計画はきちんと撤回されたが、同時に明らかになった文教施設での安全対策はなんら改善されていない。特に園児、幼児が事故にあいかねない状況をいつまで放置するのか。改善対策を求める。

2 番 府 内 隆 博 君

p 81～p 87

1. 児童減少の対策のための町営住宅について

(1)現在、大津北小学校区に2つの町営住宅がある。平川、天神住宅は昭和60年～63年度に建築、矢護川住宅が平成5年～7年度に建築されており、各小学校の児童数の減少にともない、児童減少対策として建築されたと思いますが、今、基本的に対策の支えになっているのか？

(2)長く住んでおられる家族で、平川住宅に昭和62年8月から、矢護川住宅に平成6年4月から今も住んでおられる。町営住宅の中でも平川、矢護川は特別で、入居条件は小学生以下（就学前含む）の子供がいる世帯に限ると（小学生がいる世帯、平川0世帯、矢護川5世帯）制約があるが、条例で児童が中学校を卒業したならば明け渡すとの条文を明記はできないか？

2. 太陽光発電・補助金について

(1)全原発停止で政策転換が迫られる中、再生エネルギーの普及が加速している。7月から電力会社に太陽光などの全量買い取りを義務付ける（再生エネルギー特別措置法）固定価格買い取り制度が施行される。事業所は、太陽光発電が1キロワット時当たり42円、20年間、家庭の太陽光は同額で10年間買い取る。町は太陽光パネル設置に補助金を出している。国と県からも補助金が、国は25年度分までで積立基金がなくなるので、25年以降補助金が出ないのでは、町はどう対策を取るか？

3. 行政区嘱託員について

(1)行政区長と町との対話の機会をもっと多く計画できないか。

(2)行政区嘱託員と議会議員との意見交換会ができないか？

4 番 源 川 貞 夫 君

p 93～ p 100

1. 施設の利用状況について

(1)町づくり交付金事業を利用した施設が完成して2ヶ月程経過したが現況報告と、利用増に対するの考えを問う。(中央公園・まちづくり交流センター・歴史文化伝承館)

2. 格安デリバスの運行について

(1)益城町で3月より運行を始めた、格安のデリバス（距離、時間併用）の導入の考えはないか？

グラウンドゴルフ大会参加、老人会の小旅行、学校の部活動や対外試合等々に格安であれば利用される団体が多いと思われる。

1 1 番 手 嶋 靖 隆

p 100～ p 107

1. TPPに関する自治体の対応について

- (1) 地域社会における農業、商工業、消費者が相たずさえて発展するための連携地域内循環型経済及び社会的共同経営体の構築について、町政としての考えを伺います。

2. 小規模水力発電の設置・促進について

- (1) 東日本大地震以来、原発、再検査、全面停止など、夏の需要期を迎え10%節電が余儀なくされる。現状を踏まえて、農業用水路を利用した発電について農水省が施策として考えているとのこと。また、エコツアー資源として活用も見込まれることから、行政サイドの今後の取り組みについての考えを伺います。

日程第 1 一般質問

午前 9 時 5 9 分 開議

○議 長 (大田黒英生君) おはようございます。これから、本日の会議を開きます。

なお、鈴木ムツヨさんより欠席の届け出がっておりますので報告します。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

今回の一般質問者は 7 名ですので、本日が 1 番から 5 番まで、あす 1 2 日が 6 番から 7 番の順で行います。

日程第 1 一般質問

○議 長 (大田黒英生君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

永田和彦君。

○ 1 2 番 (永田和彦君) 通告書に従いまして一般質問を行います。今回は 2 点であります。

私も今回議員の任期がもう 1 年を切りまして最終年度でありますので、私はほかの議員さんと少々違うかもしれませんが、厳しいゆえに、さらに厳しく最後まで議員としての職責を全うしたいと考えてまして、この一般質問の通告書の最後には、町長の責任は重いぞという言葉まで使っております。まさに今後の大津町を考えたとき、現状の日本を考えたとき、世界経済を考えたときに、町長と 1 対 1 で議論を深めなければならないと思いますので、この質問を考えました。

まず初めに、民間活用の大前提となるもの、これについて質問をいたします。民間の活用を利用いたしまして、民営化や指定管理者制度を町民の福祉に役立てているということは、時代の流れでもありますし、有効であると私も考えております。しかしながら、町外企業の進出による民間活用には、町民の雇用、また地産地消、それに対する協定や契約、そういったもの、町民や地場産業に対する保護措置が私は必要ではないかなと考えております。各施設を利用するのは町民である以上、そういった進出企業に対しまして大前提としまして地産地消に取り組んで、まちづくりに参加していただくということが、その企業にとりましても、大津町の発展を考えたときでも、町民の信頼を得る上で最も重要なことではないかと考えております。この点について、何点か深く掘り下げて町長と議論したいのですが、今まで老人ホームを町が運営をしておりました。これが民間企業、広報おおづに、5 月号ですか、大きく載っておりましたけれども、大津で興す「福祉村」と題しまして、社会福祉法人の光進会の理事会の井上さんが載っておられます。ここには、素晴らしい言葉が並べ立てられておりました。これはこれで、否定するものではありません。しかしながら、大津町が経営していた場合と、この光進会に経営を譲渡した場合の違いというもの、やはり表れてきます。これは、民間の最大の

特徴であります経費削減、また利益の追求といったものを進めているからであろうと思います。これは、企業としては当たり前だろうと思います。しかしながら、そういった国や県・町がやらなければならない福祉行政というものに対しましては、それなりの理解が必要ではないかなと私は考えます。大津町が経営をしていたときには、大津町の業者が、例えば野菜屋さん、肉屋さん、魚屋さんあたりはローテーションを組んで、今月はA業者が入れる、来月はB業者が入れるというような形で皆さんでそういった仕事を回されていたんです。これというものは、まさしく地産地消であり、地場産業育成、地域の業者の保護であります。こういったものが町が経営している場合は守られていたと。しかしながら、蓋を開けてみますれば、そういった民間企業を活用するのは悪いことではないと私は申し上げました。しかしながら、そういった点において意識がその業者、その企業にあるのかどうかというのが非常に問題になってくると思います。こういったところを整備しないと、今後のまち全体の発展を阻害することにもなりますし、福祉の充実といったときには、いかがなものでしょうか。これは、突き詰めれば町民の方々が、もちろん自分で自分のことはやるといった、そういった自己責任というものは付いて回りますけれども、やはり手を借りなければいろんな生活に支障が出てきたとか、そういった方々に対する福祉を考えれば、やはり町がその点についてはフォローしてあげる、それが福祉だと思います。その町とはいったい何か。町民皆さん方です。そう考えたときに、町民皆様方に不利益を被ってはいけないということを私はここで要点として述べておきたいと思います。

そしてまた、そういったことを考えておりましたならば、またそういった大津町経営の老人ホームの時期に納入されていた業者というものは、非常に小さい商店であったりとか、そういったものが多うございました。ですから、1年間の売上げの大半を占めていたというふうな業者もおられたということでもあります。その中でも、こういったことを一般質問しようと考えたときに、あるニュースが飛び込んできました。これは、農林水産省がまとめました「買い物弱者」というものが今非常に問題になってきているということでもあります。買い物弱者が910万人という形で先週新聞に載っておりますけれども、これはですね、自動車の有無を問わずに、店までの距離が500メートル以上の人にもってくれば4千400万人と推計されるということで、近くに商店がないということで、農林水産省の政策研究所というところが、非常にこれに対してよくない状況であると。やはり地域に根ざした商店というものをきちんと守ってやらないと、大型店が進出するのは悪いことではないかもしれないけれども、それこそ自動車も持たない、自転車も持たない、ご高齢になられたという方々は、非常に買い物に困られると。この買い物弱者というものの統計の仕方というものは、生鮮食料品店ということです。やはり人間はまず食べることからということでもあります。ですから、私が前段で申しました、そういった町内の業者を保護する措置、いろんなものを考えないと、そういった商店というものは非常に弱っていきます。そして、廃業に追い込まれると。これは町の責任ではないかもしれませんが、ある意味、そういった配慮が必要ではないかと私は考えるものであります。ですから、民間活用の大前提となるものは保護措置であります。今、原発稼働に向けて国は大あらわでありまして、大飯原発などは反対だ、賛成だと言いながらも、どうやら稼働する方向に行っているみたいでありますけれども、そういったときに、地域自治体は何をやるかといいましたら、それはその電力会社と自治体との

協定を結ぶんです、安全協定を結んだり、そういった違反をしたら、即座に国が執行停止に追い込むよと、業務停止に追い込むよというような契約を結ぶんですね。ですから、そういったものを進出企業に対して事前に、そういった契約や協定を結んで、そして町の企業として大いに福祉に役立ってもらおうと。今回は、光進会を取り上げましたけれども、この広報おおづにでかでかこういった企業がでて、非常に大津町はいい状況だよというアピールを町長は指示されました。ということは、それに対して私はもの申すという形で今回は言いましたけれども、そういったことを考えながら、地産地消や地場企業育成、そしてまたそれに働く方々を少しでも大津町から雇用してもらおうというような、そういった保護措置を私は求めるものであります。これがこれから先の町の運営を考えますれば、そういったことをきちんと整備していかないと、町の業者は排除されてしまうということになりかねませんので、そういったところの整備をぜひお願いしたいと思い、この質問をいたしました。町長に質問いたします。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） おはようございます。永田議員の一般質問にお答えをしたいと思います。

民間関連の経営状況、あるいは地場産業の育成、あるいはその保護関連等についてしっかりと町も責任持ってやってくれというようなことでございましたけれども、本当にそれは地元産業育成、これをしっかりとやっていかなくちやならないんじゃないかなと。そういう意味におきまして、町におきまして第3次大津町行政改革大綱に基づきまして、後期の実施計画として平成22年度から平成26年度を計画期間とする後期改革プランを新たに定めて、継続して質の高い行政サービスを提供していくための行政改革により、現在取り組みを進めております。議員のご指摘のように、町民雇用や地産地消は、大津町にとって、大津町振興総合計画での目指すべき町の姿としての「みんなでつくりよう元気大津 人と自然にやさしい心かようまち」の推進に必要な地元産業の振興や人と地域が共に支え合うまちづくりを初めとしたまちづくりの基本理念に沿った取り組みが重要であると考えております。

このように、公の施設関係については、指定管理制度や民間活力により、効果的かつ効率的に社会資本を活用し、住民サービスの向上、管理運営、経費削減の効果を図るとともに、企業等への地元の雇用や地場産業等の育成に努め、大津町の活性化をさらに推進していきたいと思っております。平成23年4月に、今、おっしゃられました光進園のほうに大津町老人ホームすぎなみ園を民間委託いたしました。ご承知のように、老人ホームすぎなみ園から光進園という形に、1年以上を過ぎておりますけれども、40名前後の入居者のために大変経営も厳しい状況とお伺いしております。しかし、我々のすぎなみ園におきましては、人件費3千万円から4千万円、そしてまた建物の建て替え関係等を考えると、相当の町民の負担を強いられるというようなことで募集しまして、新たにつくられるというような形になりまして、光進園をお願いをしたわけでございますけれども、今後については、温泉を掘りながら光進園の施設整備関係等を整備されておりますので、これからは経営内容もよくなってくるんじゃないかなというような思いをしております。

そういう意味におきまして、現状としましては、職員については協定の中で大津町町民の採用についての配慮を依頼しておりますので、現在6割以上が地元雇用になっております。食材については、

地産地消としての対応として、担当課より口頭での地元業者の活用を依頼しておりますが、今後も引き続き施設との協議を行い、要望してまいります。

なお、ほかにも福祉施設4施設、介護保険施設2施設及び町の社会福祉協議会の7福祉法人等では、全雇用者434名中約半数の215名の大津町町民が雇用されておられます。また、町給食センターや大津町保育園はもちろんです。7法人中4法人が、ほとんどの食材を町内業者から購入し、残りの3法人についても委託業者に町内業者の活用をお願いしているところでもあります。今後についても、町内業者の確保、安定的な経営ができるよう、町としても関係法人等についてしっかりとお願いをしていきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 再度質問します。

その民間活用の効果というものを並べられて、今説明されたわけですが、やはり私が地元の様々な業者の方々と話したときに、納入停止、うちあってくれなかったよというようなことをいろいろ総合的に考えますれば、今、町長の答弁の中で言われました、そういった食料品やいろんなものの納入に関しては、係の担当職員ですね、そういったものの口頭での要望をやっていると。職員は係は変わっていきますので、口頭での要望という形でされるのは、それは子どもの答えというんですよ、そういうのは。それではだめですよという質問を私は言っているんです。口頭で要望しましたと。それは確認者がいて、それは契約として成り立ちますねという法的なものでも何でもありませんね。口頭契約というのは、確かにあるんです。しかしながら、そういったものに対して制御してもらえんかと私は要望しているわけでありまして、ですから、恐らく今の答弁に対しまして、ああそうですかと、それじゃそれをお願いしますといたらそのままでしょう。恐らく町長のその答弁に対して、いろんなそういった企業の方々は、いや、そぎゃん言わしたけど、ちょっと聞いときゃよかろうというような解釈にもつながりませんかという、ちょっと私にとっては物足りない、また業者にとっては死活問題という形になりはしないかなと思います。ですから、そういったところを進める上で、そういった整備が必要と私は言っているんです。人件費3千万円、建て替えの費用、プライベートファイナンスを利用することは、私もPFIについて、それこそ1期目の最初のほうだったですね、その質問して、こういった形でやらないと、これから先の自治体は大変なことになりますよと言って、もう十数年過ぎてやっと最近PFIが日の目を見てきたという形でありますけれども、そういった整備を本当に取り組まなければ、地産地消、最近聞かなくなりました。これ何ででしょう。私は思うんですけれども、例えばソーラーパネルとかを中央公園にずらっとつくりました。これは国策でもありますので、また町の業者がそういったホンダソルテックという優秀な会社がありますので、協力というものはされて、そういったですね、大きいものに対してからは、町もきちんと答えられていると思うんですよ、相当な額の歳出になっておりますけれども。そういったですね、配慮によって、そのお金をこっちは使わないです、そういった町民の目線に立てばわかるようなこと、またそういった情報を収集していなかったと、これは欠点ではないかなと私は思うんですよ。ですから、町の仕組みが変わったときには、変わってメリット、デメリットというものをきちんと挙げなければならない。今、町長はメリットを挙

げられました。デメリットが出ていると私は言ったんですね。ですから、そういったものに対して、町の職員がどういうふうに汲み上げて、それら対処するか。そのための町職員です。そういった深く考えることをしないと。ただ学校で習った教科書や、そういった文献の中からはか答えが出ない、そういった人間ばかりじゃないでしょう。優秀な職員はたくさんいるんですよ。ですから、そういった情報収集というのは今まで何度も何度も言いました。ですから、町の仕組みが変わったときに、そういった零細企業の方々あたりはついていけないということです。いきなりずばっと切られるということですね。これは死活問題に本当になっております。そういった町民は見捨てていいんでしょうか。この点について、再度質問いたします。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 再質問でございますけれども、例えば一つ目のその価格関連等について、これについてしっかりと町が契約の段階というか、委託するときをお願いすればというようなお話でございますけれども、食品関係は相場がありまして変動してまいりますし、そしてまたその商売関係につきましては、やっぱり相互の信頼関係に基づいたところで商品取引がなされるものでありますし、先ほど申しましたように、今現在、大変厳しい状況の中で養護老人ホームの経営は40名前後ではなかなか経営が厳しいと聞いております。今後について、町のほうでもそういう状況の中でお願いしたわけでございますし、今後その温泉を利用したお風呂とか、いろんな形で、あるいは足湯を使われて地域との交流も図られておられるようでございますので、経営内容が定員50名近くになれば、それなりの経営がしっかりとできるんじゃないかなと。そういうときには、きっと地元の商店の皆さんとの相互信頼がますますできてくるんじゃないかなというふうに思います。そういう信頼関係があってこそ、我々の進める地産地消というのが生きてくるんじゃないかなと。そしてまた先ほど申しましたように、地域と企業、それぞれ支え合うようなまちづくりを今頑張っていっておりますので、そのような形の中でしっかりと企業の努力も、法人もなされるんじゃないかなというふうに思っております。いろんな形で職員のほうも常日ごろ足を運びながら、状況関連等についてはしっかりと把握をしておるようでございます。その辺の状況についても、各施設関連等の、先ほど申しましたような施設関係についてもいろいろと調べてきているようでございます。例えばあゆみ園の食材関係については、野菜、肉、魚、米等については町内業者ということで、職員の雇用についても職員9名中大津町民が4名と、つくしの里が業者に町内業者の活用をお願いしておるというようなことでございますが、食材については一部が町内業者と、あるいは職員の雇用については職員55名中大津町民18名ということになっております。あるいは三気の里、ここも委託業者に町内業者の活用をお願いしておりますし、食材については一部が町内業者、職員の雇用については職員68名中大津町民22名、つつじ山荘やグループホーム、食材については野菜、肉、米等については町内業者、職員の雇用については職員110名中大津町民70名。おおつかの郷は委託業者に町内業者の活用をお願いしております。食材一部が町内業者で、雇用職員92名中大津町民26名。大津町社会福祉協議会におきましては、食材は野菜、肉、魚、米等については町内業者、職員等の雇用については59名中大津町民が56名。大津町給食センター、ここににつきましては野菜、肉、魚等については町内業者を活用し、し

かし、ここは月に1千600万円というような金額を食材に使っておりまして、そのうちの600万円ぐらいが町内業者のほうに活用されておるといふようなことになっております。大津町保育園の食材についても、肉、野菜、魚等については町内業者を活用しておるといふような状況を担当のほうから聞いております。もちろん、これは大津町の公営施設の自分たち、町独自の施設であればある程度の食材の関連等については購入可能になるかもしれませんが、やはり社会福祉法人の経営等については大変儲かるというわけにはいかないような福祉法人でございますので、それぞれの経営状況の中でしっかりと取り組んでいただいておりますといふふうに思いますので、今後についても十分職員を派遣しながら、その辺の状況関連等をしながら、地産地消、商工会やあるいはJA菊池関連等についての推進も図っていかなくちゃならないんじゃないかなといふふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） ただいまの町長の話は、やっぱり民間というものはそういった経費削減をしていくものだよといふものを言葉の裏に潜めながら言われていたかなと感じました。まさしくそうでしょう。私も質問の要旨として、それは言いました。経費削減というものは、町も、企業も永遠の課題であります。ただ、今の中で、私が言っているのとちょっと違うなと思うのは、この自治体がすべきもの、そういうふうには元々定義づけられていたものを民間に譲って経営をしていただくといったときには、事前にいろいろなものを用意するものもあるかもしれませんが、そういった発生事例に対する対応、いうならば事後対応というものが考えられていなかったのではないかなと私は考えます。私も議員皆様方から同調を得られまして監査委員を町長から任命書をもっておりますけれども、監査のときにも言います。地場から、例えば取ってくださいよと、町内の業者を優先してくださいよと。しかしながら、値段が1万円のもの町外ではですね、町内で取れば1万2千円するといふようなことであるならば、それは致し方ないですねといふ言い方をします。それが1万円だけれども、町内は1万100円だよと、どうか目をつぶってくれませんかといふ言います。ですから、その目をつぶれる範囲という、ちょうどですね、許せる範囲というもの、それは人間が機械ではない、持ちあわせているもの、総合的に考えたときに、私はそれぐらいだったらならば協力しましょうといふそういった数、金額といふか、そういったものはあるんですね。ですから、そういったものといふのは、ちゃんと人間のすることですから、暖かみを持ってですね、そういった対応をすれば、剣もほろろにそういった企業、企業だからと割り切ることはできないと思います。あくまでも町民の立場に立ってくださいといふことでもあります。ですから、これについては恐らく、それこそ堂々巡りになってしまうと思いますので、2問目に移ります。2問目に移りますけれども、1問目はお願いしておくことですね。そういったことに取り組んでいただきたいということです。

2問目に移りますけれども、各施設の妥当性について質問をしたいと思っております。最近になって様々な施設ができあがりまして、多くの町民の方々に利用していただければ、それこそまちづくりに有効な施設といふような位置付けになるでしょう。しかしながら、そういった施設をつくったといたしましても、多くの町民の方が一度も利用しない施設もありはしないかなと、私はそう思います。そこでですね、各施設をつくったのはいいが、これもつくった後のことですが、評価制度をきちんと整

備しなければならないと思います。そういった評価制度をつくって、創意工夫を加えながら、長期間有効に利用してもらおうということで費用対効果が高まるというふうな施設になってほしいなと私は考えております。各施設が町長はこのまちづくりに欠かせないからつくるんだということで、私も議会では賛成をしております。しかしながら、いろんな施設をつくったが、この活用の仕方が問題であること。いうならば、ソフトの充実ですね、そういったものが必要になってくると思いますので、つくることに対しては、町長が町長として、私はこういった形でまちづくりをやるんだということに批判ばかり並び立てるものでは私はありません。町長がやるというならば、一回やっごらんと。そしてそれが成功裏に終わったならば、まだ家入町長、まだ町長を続けてくださいよというふうな声も高まるでしょう。ですから、長たるものは、そういった舵取りというものをきちんと考えられてきていると思いますので、私はそういったものに対してあまり反対しないほうなんです。ですが、中央公園や中央バス停の交流施設、そして歴史文化伝承館あたりを矢継ぎ早にオープンされたということは、現在、確実に高まったのは、将来に及ぶ行政経費であるということです。非常に重要なことであります。ですから、各施設の有効性や妥当性を証明していかなければならない。それができなければ、2期8年目の町長の責任は重いですよというふうな通告書を出しております。この一般質問の通告書を提出した後に、私の家のポストに陳情書が投げ込まれておりました。これは、町長のところにも投げ込まれていたかなと、各議員さんか、全町民なのか、私はわかりません。匿名でありますので、名前なしの匿名ですね。陳情書として、家入町長殿として、この方は大津町歴史文化伝承館のことについて陳情されております。この陳情書というものが、私がこの一般質問で言おうと思ったことをそのまま書いたような陳情書ですので、ああ、やはり私が思っているようなことを町民の方々も感じておられるんだなと思いました。その中の要点を申しますれば、もちろんこの町を愛しながら、歴史と薫り高い文化の花を後世に、未来永劫に残し伝えていくという町長の姿勢を非常に褒められております、前段といたしまして。その中で、指摘してある要点というものが歴史文化伝承館の外見は、町内外の人たちに歴史や文化を思わせるにはほど遠く、立ち寄ってみたいという気持ちを起こすものではありませんということを指摘してあります。まさしく私はこの歴史文化伝承館のことも、係の方にも言いましたし、駅の南口、ビジターセンターや、そういったものの看板の不備、見えにくいとか、いろんな、もう少し第三者が見てわかりやすく理解しやすい、もうそういったものをつくっていかねばだめだよという指摘はしていたけれども、何ら処置がなされていないということです。そしてこの陳情書の中には、一つの案としてですね、この手永会所の門ですか、これをこの伝承館の敷地内に移設したらよほどいいんじゃないかと。一体これは何なんだと興味から、いろんな方々が利用していただき、大津町を知っていただけるのではないかなというふうな内容であります。まさしく歴史文化伝承館を見てもみすれば、果たしてあそこにですね、例えば第三者、町外の方々が車で通られた、徒歩で通られた、自転車で通られた方が寄られるでしょうか。私は、ほかの自治体に行ったときにいろんなそういった施設に寄ることがあります。入りやすい施設と入りにくい施設があります。入りにくいと思っても中に入ったならば、表と中身は全然裏腹だったなと思う施設もありますし、表面だけ、ああ、いいなと思って入ったら、得るものはあまりなかったなというものもあります。しかしながら、

まず最初に来てもらうことです。多くの方々に利用してもらうことが大切だと私は考えます。ですから、その、今、歴史文化伝承館をこの陳情書ということでせっかく入っていただきましたので取り上げましたけれども、施設をたくさんつくったのはいいんです。しかしながら、それをきちんと使っていただく工夫や、そういった仕掛けというものがちょっと足りないのではないかなど。中央バス停の、そういった交流施設も、あれ一体何に使ったらいいのということを町民の方から言われました、私も。会議とかいろんなそういう寄り合いとかに使ってくださいというふうであるならば、別にそこでなくてもそのオクスプラザもありますし、いろんなところがあるわけです。ですから、どうも目立った、新しくきれいにはなったけれども、よし、あそこを利用しようと、町民の一人として大津町にこんな施設ができあがったから、我々も堂々とこれを使って利用しようじゃないかなという施設になりましたかということですね。ですから、そういったものをきちんとつくったが、その後の、そういった評価制度あたりをつかって是正すべきものはすぐ是正するというのをやっていかないと、多大な出費になっただけで、これの返済には10年、20年では終わらないのではないかなという形で、町長も選挙して最終年度でありますので、次の町長が、何でもこういった借金ばかりしてしまったつかと。いろんな数値的にはセーフかもしれないけれども、やはり借金は少ないほうがいいというふうにはしないかなど。そしてまた今後の政策にも、そういった門を狭めてしまうんですね。やはり余裕がないと次の政策をどんどん打っていけない、そういった飽和状態にたくないなという思いもあります。そういったところで、各施設の妥当性について、町長にそういった妥当であり、きちんと利用されているというものを町長の答弁の中からお聞きしたいなと思って質問いたします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 永田議員の一般質問の中に、各施設の妥当性についてのご質問でございます。

まずは、歴史文化伝承館、これはもう大津町の法務局跡に改修をお願いしてつくった施設でございますけれども、これにつきましては、例えば梅の造花保存会の皆さん、これは大津町の無形文化財の第2号でございますので、我々としても、この歴史保存をしっかりやっていかなくちゃならないというようなことで、梅の保存会の皆さんたちと十分ご相談をしてやってきたわけでございます。保存会においては、中学校関連等について毎週社会総合教育の中で指導をしておられますけれども、なかなか後継者が育ってこないという課題もあります。そういう課題の中で、一つは、元商工会の2階、そしてその後、公民館の部屋の奥のほうで頑張っていたいておりましたけれども、なかなか見える場所が必要ではないかなというような形で、我々としては法務局跡地の改修をしながら、そしてまちづくり協議会のほうからまちづくりの基本的な構想が出ておる中で、散策しながら大津町を活性化したいというような形で、大津町の顔としての駅周辺や中央商店街、そして上井手関連等の活性を図っていききたいというような形の中で散策するためには、法務局跡地にそういう文化継承するものをつくってしっかりと保存や後継者をつくっていければなという、そのような団体の活動を起点として整備を行ってきたものでありますし、また町の貴重な歴史や文化遺産を知っていただくという施設ということで、これまで護川小学校のほうに3年以上かけまして大津町の発掘関連等の物を整備させていただいておまして、あの地域に学校や地域の住民の皆さんが見学していただければなというような思い

がありましたけれども、なかなかその辺の活用はできていないような状況でございましたので、そちらの歴史文化伝承館のほうに移動してもらい、その中で大津町の貴重な文化遺産を展示しながら、そして地域住民の皆さんが大津町の歴史や文化遺産の伝承のために活動していただければという思いがあればなというように整備をさせていただいたという状況でございます。今後につきましても、あそこの中に歴史教室や展示会などを開催する予定にしておりますので、多くの町民の方に歴史文化伝承館を訪れていただきながら、町民の方に大津町の歴史・文化をしっかりと触れていただければなという思いで、今後についてしっかりと施設のPR関係を行っていきたい。そしてまた、各種団体の皆さんの活動をしっかりとお願いしたいなど。今始まった時期でございますので、これから皆さんの活動にしっかりと期待をしておると共に、各種イベント関連等についても計画をしながらやらせていただければなというふうに思っております。

また文化交流でございますけれども、少子高齢化の超高齢化を迎えておりますので、そのためには高齢者の皆さん関係の方が家に閉じこもることなく交流施設を活用しながら井戸端会議的な縁側のような形でご相談をしていただければ、ひとり暮らしとかいろんな方々が精神的にまいることなく認知予防にもつながってくるんじゃないかなど。その中で、やはり包括支援センターの健康教室関連等のイベントも開きながらやらせていただければなというふうに考えております。もちろん各種団体の交流はもちろんでございますけれども、老人会関連等についても交流の場として今活用をいただいておりますという状況でございますので、今後についてもしっかりと交流を図っていただけるようにPRをしてまいりたい。そして、食と健康保存にしっかりとつながっていければなという思いで文化交流の施設の活用をお願いしていきたいというふうに考えております。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 再度質問いたします。

町長も認められたPR不足、まさにそこというのは民間企業、私はすぐ出しますけれども、民間ではですね、「宣伝なしは販売なし」というんですよ。宣伝もしなければ誰も買いに来んということなんです。そしていいものを提供したならば、リピーターの方が必ず来るとというのが民間企業の発想であります。歴史文化伝承館に梅の造花保存会の方々が多くの場所を占められてやっておられます。これはこれでいいことでしょう。せつかくならば、あそこには梅の造花保存会会館としたほうがよかったのではないかなと思うぐらい入場者数はほとんどないそうですね。非常にこれは大問題でありまして、私はその利用がきちんとやられなかったならば、町長はその政策の不備を認めるべきだと私は思っております。やはり利用しない施設をつくったとなるならば、それは大問題なんですよ。ですから、そういった評価制度というものは、私はもう少し使っていただくために、そういった検証をしながらよりよきものをつくっていきましょうよということを言っているんですね。そしてまた、施設が多くなればなるほどかぶる部分はないかと。あっちもこっちも会議ができるような部屋ばかりだったならば、どこかは別の使い方をするとかいうことも考えられます。例えば社会福祉協議会、老人福祉センターあたりは手狭になっております。今申された、高齢化と正比例して手狭になってきております。広めるところがなかなか見つからない、お金も要るということで、本来こういった高齢社会になった

ときには、人口減も来ておりますので、縮小社会と言われてこの中での公共事業というものは、建設より老築化対策を優先すべきではないかという論文もいろんなところで見られます。私もそれには共鳴するものがありまして、例えば大津町はその、この日本の中でも数少ない、大津・菊陽は人口が増えているところでもあります。ですから、今度美咲野小学校が来春にはオープンという形になっておりますけれども、それについてもですね、いろんな手法があると思うんです。私は、そういった学校建設、いろんな施設の建設、そういったことをするときにも、先を見越して、10年後、20年後といったものをどういった世の中になっているかというものを見越してつくるべきではないかと思えます。注目すべき記事が先週の日経にありました。上場企業の半数が無借金になっていると。なぜここに注目したかと申しますれば、なぜ上場企業が株をいっぱい発行してですね、皆さんから資金集めをしなくて、借金を逆に減らすというようなことをやっているのかと申しますれば、やはりこの事業環境の悪化に対して身構えるというものは、世界の景気の動向が不安定であるということです。そして、将来の成長に備えた投機をする機会をですね、慎重に見極めて、今だと思ふときにその投資をするというような、今は力を温存するべきときだよということを上場企業は考えているんです。ですから、今どんどん町長が羽振りよく公共事業を行うことは、それはそれで活性化につながればいいことでしょうけれども、活性化につながったという証拠が必要です。ですから、例えばそういった中でも私は思うんですね、さっき美咲野小学校のことを言いましたけれども、美咲野小学校が、新しい校舎ができる。ということは、ほかの小中学校が、やはり経年とともに劣化した部分が目立ってくるんです。本当に余裕があるならば、小学校を建てました、ほかの小中学校もきちんと整備しますよと。そして、オープンと同時にみんなきれいな状況にするというぐらいの心持ちがやっぱりこの町の経営、また教育に対する将来の子どもたちに対する糧になりはしないかなと、私はそういうふうを考えます。そしてまた、社会福祉協議会のことが手狭と言いましたけれども、ああいったところも、もし組み替えができるならばオークスプラザとか空いております。あそこ社会福祉協議会を渡り廊下か何かでつないでもいいですから、空いたところを活用してもらおうとか、いろんな組み替えはできると思うんです。それこそ極端な例を言いますれば、先ほどの光進会あたりは温泉を掘っていると。そこに温泉を掘りますよ。多くの方々に利用していただく、人口密度が非常に濃いところです。そういったこともいろんなことが考えられます。そういったことを考えますれば、町長がそういった投資的経費をどんどん使ってこれからの義務的経費を増やすことをやった。では、これを返すのは、将来の方々もその施設を使われるんだから負担するべきだというような、そういった考え方もあるかもしれませんけれども、望みもしない施設は要らないということを私は言いたいのであります。それに、日本全体は人口がどんどん減っていると。大津町は増えてはいますけれども、もしこれが人口減少に転じたらどうなると思います。町の収入というものは非常に落ちてしまいますよ。国の収入自体がどんどん減ってきているんです。それに対して町の収入も減ってきます。国というものは、そういった交付金、交付税あたりはどんどん自分たち勝手に増やしたり減らしたりするものです。ですから、大まかな数字はわかっても、実際の詳細まではわからないのが現実ではないでしょうか。そういったことを考えれば、今まで投資したものをきちんと生かすような工夫や施策が必要だと思います。今現在のそういった

利用されているかどうかというものをきちんと把握されているのでしょうか。再度質問いたします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 永田議員の再度の質問でございますけれども、それぞれの施設の評価について説明申し上げますと、現在事務事業評価を実施しており、施設についてもこの中に入っているわけですが、この事務事業評価は、町が実施している事業、事務約400程度ありますが、その事務事業の内容や目的を明らかにし、施設管理については施設の設置目的に応じた、例えば図書館であれば蔵書数や貸出数や、オークスプラザであれば施設利用者、体育館であればトレーニングルーム利用者数などを成果指標として設定し、その成果について評価を行い、今後この施設をどのようにしていくのか、例えばもっと施設目的に沿って事業に従事していくのか、あるいは縮小していくのか、または指定管理者に管理させるのか、廃止するのかなどの運営の方針を検討しているところです。この評価結果については、主な施策の成果として議会にも報告しているところですが、評価の方法等については、まだまだ改善しなければならないところがたくさんありますが、今後新しくできた施設についても、施設の設置目的を踏まえた事務事業評価を行い、施設の管理やサービスのあり方について点検を行い、住民サービスの向上を図ってきたいと考えております。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 今の答弁をお聞きしましても、まだまだしっかりしたものを感じていないというようなことを言われたと私は思っております。きょう朝早くから熊本市内まで一つ仕事をしてきたんですけれども、その車の中でラジオを聞いていまして、同志社大学大学院の浜矩子さんという方が出ておられまして、この方が、きょうは自分が一般質問をやろうと思うのにちょっと合致合うなどいうことを言われておりました。世界経済とかいろんなものを出して、それでは日本はどういう状況ですかと。とても大変な状況なんですと、借金をたくさんやっておいて、非常に危機的な状況と、世界は日本をどう見ているんでしょうかねという質問に対して、世界は日本を注視して、日本のようになりたくない、ならないようにどうすべきかというものを考えていると言われました。じゃ、なら日本は中でもどうすべきですかといったときに、キーワードとして「分配」という言葉を言われたんです。税というものは、我々は収める義務を負います。国づくりのためであります。そして適正分配をいろんな所得層やいろんな層に対して格差是正のために再分配します。そういったことを言われたんじゃないんですけど、分配というキーワードの基に考えたことは、町長が行っているそのいろんな施設関連を利用する人というのは、大津町のどの層の人たちが利用するんですかということです。食べるのも精いっぱい、今問題になっているのが生活保護の問題がありますよね。そういった方々が利用されますか。結局多くの方々に利用される施設なのか、それとも中間層だけ狙った施設なのかということも、これも非常に問題になってくると思います。格差是正、食べるのに精いっぱいの方々がですね、何をそんなところ使いますか。使いませんよ。公園のほうが使うでしょう。そこでゆっくりと弁当を食べるとか、ゆっくりしたいなということで使うでしょう。話し合いなんか、とても使いません。ですから、本当に町民皆様方に使ってもらう施設、そういった全体の福祉を考えたときには、いかがなものかなと思います。

最後の質問ですけれども時間がありませんので、そういった分配をきちんと考えられた今の施設は非常にバランスが取れていると言えますか。最後の質問です。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 大津町でいろいろ造らせていただいております。町民の皆さんともご相談しながら、今の何をやるべきかということについても、財政的な問題も考慮しながら保存関係とかいろんな形もやらせていただかなくちゃならないし、あるいは町民の健康増進、健康に対する医療費削減や介護、いろんな問題も大きな課題になっております。そういう意味におきまして、それなりの施設の活用を、それぞれの方々と活用していただくために、職員関連等の関係者の皆さんのご理解とご協力によりまして、しっかりとこの施設の活用に努めていきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。11時10分より開会いたします。

午前11時00分 休憩

△

午前11時11分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

月尾純一郎君。

○8番（月尾純一郎君） おはようございます。公明党の月尾純一郎が一般質問をさせていただきます。

太陽と月が重なり、輝くリングのように見えた金環日食、そして金星が太陽面を通過するという天体ショー、全国で感動と興奮の声が聞かれました。この21世紀最後の機会を子どもたちはどんな思いで見たのでしょうか。一方、厳しい現実の政治の世界では、ただただ政権がほしいだけで打ち上げたマニフェストが総崩れの民主党、その反省も国民に一言の謝罪もないまま、今度は消費税増税に右往左往。政権交代を明治維新に例えて出発したものの、首相や閣僚の失言、虚言、迷答弁が絶えない野田政権と明治維新を比べるべくもありません。そもそも西郷や大久保、木戸や坂本など、きら星のごとき人材群が違います。そして、政治家としての覚悟、責任感が徹底的に違います。自分が謝れば国が滅びてしまうという緊張感、命がけの覚悟がなければならぬと思います。インドの詩人タゴールは、国は土からできているのではなく人々の心からできていると言っています。経済・財政の再建、共助社会の再建、政治の再建に、私も真剣に取り組んでいきたいと考えます。本日は、1、ピロリ菌検査に助成を、2、通学路の安全確保のために総点検を、3、庁舎建て替えの検討委員会の進捗状況を問う、4、防災無線の代わりに防災対応のラジオの貸与の4点について、町長、教育長にお尋ねいたします。

まず第1点目、ピロリ菌検査に助成をについてお尋ねいたします。毎年約11万人が発症し、年間約5万人が命を落とすといわれる胃がん、その原因の一つが日本人の2人に1人が胃に持っているピロリ菌です。北海道大学の浅香正博特認教授によると、患者の95%がピロリ菌に感染しており、除菌すればがんの発症を3分の1に抑えられる。ピロリ菌、ヘリコバクターピロリが胃がんの発症に大きく関係しているとしています。現在の公的胃がんの検診の主流はバリウム検査でがんを早期に発見することが目的とされています。しかしながら、この検診でがんが見つかるケースは発症数の5.5%

程度です。死亡者数も過去40年間ほぼ横ばいと言われています。早期発見、早期治療の二次予防中心の対策が十分な効果を発揮しているとは言い難い結果だと思えます。原因を絶って発症自体を抑える一次予防こそ重視されなければならない対策ではないでしょうか。すなわちピロリ菌を除菌することが胃がん撲滅への一番有効な方法であると思えます。長野県飯島町は胃がんを減らすためピロリ菌の検査費用を2007年度から補助して、胃がん撲滅キャンペーンとして取り組んでいます。対象者は19歳から69歳までの約6千400人、これまでに1千489人が検査を受けています。そのうち491人にピロリ菌が見つかったとしています。飯島町では、検査は尿素呼気試験と血液検査の2種類を実施、合計5千円の費用のうち町が3千500円を補助し、自己負担は1千500円としています。尿素呼気試験は、検査薬を飲む前と後に吐いた息を集める簡単な検査で30分で終了する。2009年度からは新成人を対象に成人式の会場で尿素呼気試験を実施しています。新成人については町が全額を補助し、無料としています。キャンペーン開始3年後に町が行った調査では、検査でピロリ菌がいるとわかった人の約84%が検査後に病院で受診しているとのこと。町民からは、町の取り組みに対して補助金があり検査が受けやすかった、あるいは簡単に除菌できたのでぜひ受けたほうがいいと思うとの声が寄せられているとのこと。さて、胃がんの発症は50代、60代に最も多く見られることは皆さんご存じのとおりであります。人生の中で最も充実し、輝きを増していく年代に、胃がんにかかり、自分自身も、家族にとっても、また社会にとってもこんなに悲しいことはありません。さらに、いわゆる団塊の世代の皆さんが、まさにその年代です。胃がんを撲滅し、大切な人の命を守る、そしてそれは医療費の削減につながる。ピロリ菌検査対策は、費用対効果も期待できる事業であると思えますが、大津町として取り組む考えがないか、お尋ねいたします。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 月尾議員のピロリ菌の検査に対する助成についてでございますが、全国のがんによる死因の中で、肺がんに次いで2番目に多い胃がんの原因の一つとされるピロリ菌は、除去すれば胃がんの発生の減少になると考えられています。本町での胃がんでの死亡者は10年間で67名になり、がんでの死因としては3番目になりますが、ピロリ菌との因果関係はまだ確認できておりませんし、また全国的には少しずつ自治体や企業でのピロリ菌検査の取り組みが増えてきていますが、県内においてはほとんどの自治体が助成を行っていない状況でございますが、今後は近隣及び菊池圏域の自治体の状況や保健所等の関係機関からの情報を確認しながら、胃がんの発生の減少により、医療費や介護給付等の削減につながるピロリ菌検査の一部助成については、今後検討していきたいと考えておりますが、現状については担当部長から説明をさせます。

○議 長（大田黒英生君） 福祉部長中尾精一君。

○福祉部長（中尾精一君） おはようございます。町の状況につきまして説明をさせていただきます。

現在、町のほうで行っております40歳から74歳までを対象としたふるさと総合健診では、ピロリ菌の検査は検査項目に設定されておられません。30歳以上を対象とした人間ドックでは、熊本日赤健康管理センターの宿泊検診、消化器ドックのコースに含まれておりますが、それ以外の方はオプションとして1千680円で実施することができるになっております。熊本済生会病院の人間ドックでの

ピロリ菌検査はオプションとして設定されておりますが、費用は4千200円になっております。また若いうちにピロリ菌への感染を発見して除去することで、将来胃がんとなるのを予防でき、胃がんの発生が減少すれば医療費、介護給付費等の削減につながると考えられます。先ほどの町長答弁にありましたように、県や近隣市町の状況につきまして情報等を確認しながら、菊池圏域の保健所の会議や菊池の保健協議会等での今後の取り組みについて検討していきたいと考えております。

なお、現在はピロリ菌検査と発見後のピロリ菌除去治療も法的医療保険が適用されず、全額自己負担となっております。費用につきましては約2万円程度かかるということで確認をしているところでございます。今後ともどうかよろしく申し上げます。

以上でございます。

○議 長（大田黒英生君） 月尾純一郎君。

○8番（月尾純一郎君） 先ほどの北海道の大学の先生も、全国でこのピロリ菌が胃がんに関係があるというふうに発表をされておりますし、去年は厚生労働省でピロリ菌が胃がんの原因の一つであると認めております。このピロリ菌を撲滅することで、胃がんが大きく減っていくことは間違いないと考えられます。大津町の大事な人たちの命を守ることは、大津町自体を守ることにもつながると思っております。私は、これまで議会の一般質問の中で前立腺がんの対策であるとか、子宮頸がんの対策、そして脳脊髄液減少症の対策、あるいはまた別な角度からラジオ体操や太極拳を取り入れてはどうかというような形で健康増進について、また医療費削減についての提言をしまりました。今回は、ピロリ菌の検査でありますけれども、町民の命を守るということに対して、大津町はこんなにも冷たいのかなという今の町長、部長の答弁を聞きながら感じました。ほかの町がやっているからどうだ、こうだとか、ほかの町がやっていないからどうだ、こうだというようなことではですね、人の命は守れないのではないかなと。大津町だけでもしっかりやっていくという答弁をいただきたいと思っております。

また、19歳からそういう検査を助成するという事は、また成人式ですということをやっている地域がありますけれども、若いうちから命に対する大切さというものを教えていくということでは、大変重要なことではないかなと思っております。もう一度その辺の町民の命に対する大切さの町長のお考えをお聞きしたいと思っております。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 助成関連等につきましては、それぞれの医療機関についても値段が違います。これは、もちろん除去してしまうのには、先ほど担当部長が申しましたように2万円かかるということですが、検査についても4千200円とかいろいろ金額等が違いますので、その辺についても十分検討していかなくちゃならないでしょうし、また町民の皆さんの中でも個人的にやっておられる方もおられるようでございますし、そのような状況をしっかりと把握しながら、住民の皆さんの健康についてはしっかりと取り組んでいかなくちゃならないというふうに思っておりますし、おっしゃるように国保関係等の医療費の削減にもつながっていければ、しっかりと検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 月尾純一郎君。

○8番（月尾純一郎君） 私は、議会の中で文教厚生常任委員会に所属させていただいております。その中で、必ず国保の医療費の増額というのが話に出てくるわけですが、医療費が上がってきたから保険料を上げますという、そういう簡単な冷たい一言で終わらせようという職員がおりますけれども、現実的に医療費を上げなければならないという問題は、それはどうしようもないものかもしれませんが、町民の皆さんに医療費の負担増をお願いするからにはですね、町としてこういう対策をやっていきますと。例えば、先ほどから言っておりますいろんな病気の取り組みであるとか、そういうことで医療費を抑えていきます、そういう努力をしっかりとしていきますというものが町民に対して、町の姿勢としてなければ、町民は納得できないのではないかなと思っております。またそういう姿勢が町民が健康に対してしっかりと努力をしようという、そういうものにもつながってくると思います。町長は医療費の削減につながっていくならば考えていくと言われました。先ほどから何回も言っていますように、厚生労働省もちゃんと認めております。間違いなく医療費の削減につながっていきますので、しっかりと取り組みをしていただきたいと思っております。

次に、2問目に移らせていただきます。子どもたちの大切な命を守るため、通学路の総点検をしていただきたいと、していきたいというふうなことについてお尋ねいたします。京都府亀岡市で先月23日に起きた事故では、軽自動車が集団登校中の児童と保護者の列に突っ込み3人が死亡、7人が重軽傷を負いました。あまりにも悲惨な事故でありました。その事故から4日後にも、千葉県館山市で通学途中の児童を襲った同様の事故がおきています。一体どうしてこのような悲惨な事故が相次ぐのか、保護者の皆さんは心配を募らせています。警視庁の統計によれば、登下校中の交通事故で死傷した全国の児童数は昨年1年間で2千485人に上ります。その数の多さに驚かされます。対策は急務であると思っております。それは、歩道やガードレールの設置といったハード面の対策だけではなく、運転免許の基準や集団登校のあり方などを含めたソフト面での対策も視野に入れなければならないと思います。政府は、先月27日に学校が保護者や地域住民、関係機関と協力して行う学校安全推進計画を閣議決定しました。しかしながら、なかなか一筋縄ではいかない大きな課題であります。大津町ではどういう取り組みがなされているのか、お尋ねいたします。

○議長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） おはようございます。月尾議員の通学路の安全確保のため総点検をというご質問に対してお答えいたします。

登下校中における交通事故が全国で相次いでいます。熊本県下でも小学生が死亡する事故が起きています。その報道を見るたびに心が痛み、事故加害者の無謀ぶりに憤りを覚えます。大津町におきましては、絶対にそのような事故が起きませんように万全を尽くさなければならないと考えています。通学路の点検につきましては、町内小学校では年度当初の一斉下校日や歓迎遠足日に、各地区担当教職員が児童に同行し、下校指導と合わせて通学路点検をしています。このほか、家庭訪問時や春・秋の交通安全運動期間中にも実施しています。また、PTA役員、地域学校安全指導員、地域安全ボランティアによる点検をしている学校もあります。中学校では、放課後に教職員が地区を分担して通学

路を点検しています。少なくとも年2回は実施しているところでございます。点検後は、危険箇所を交通安全マップに明示し、児童生徒・保護者に周知し、注意を促しています。学校だけでの対応ではできない問題、例えば横断歩道、信号機、歩道設置など、安全施設設置につきましては、教育委員会にも相談がありますので、役場総務課、道路整備課、警察署等と連携しながら、現地調査の上で改善策を検討し、対応しております。今後も、常に危機意識を持ちながら、学校が行う通常点検だけでなく、保護者や地域との情報連携を密にし、事故の未然防止に向けた対応の徹底を図ってまいります。

また、子どもの不注意が原因ではない痛ましい交通事故が全国で相次いで起こっている現状に鑑み、県警も危機感を強めまして、6月中に所管の警察が学校と一緒に通学路の安全点検をし、危険度の高いところから改善を図ることになっておりますので、この取り組みにも期待をしているところでございます。

交通安全のためには、通学路等の安全整備とともに、歩行者、運転者の安全意識の高揚と交通ルールの遵守、交通マナーの向上を図る必要があります。子どもたちへは飛び出しをしない、一旦停止して左右確認をする、歩道の縁石上を歩かない、車道へ出ないなどのことを日常的な指導において欠かさないようにしています。

また、運転者への安全意識の高揚を図るための一つとしまして、PTA対象の交通安全協会によります交通安全講話の実施等を今後検討してまいりたいと思っております。現在、子どもたちの命を守るための活動として、PTAによる危険箇所における登下校指導や、地域ボランティアによります登下校の見守り、地域学校安全指導員によります安全パトロール等を続けていただいております。これらの取り組みは、地域の子どもたちは地域で守り育てるという意識の高まりであり、大変ありがたく受け止めております。

今後は、学校、PTA、地域、行政の連携をさらに強化し、子どもたちの安全確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 月尾純一郎君。

○8番（月尾純一郎君） いろいろな取り組みがなされているというお話でございましたけれども、その中で具体的にこういうものがこの総点検によって吸い上がってきたと。これは、今まで気付かなかったということが大変大きな問題であったというような、そういう様々な問題があったと思います。そういうものをいくつか教えていただきたいなど。

それから、点検というと、いわゆるPTAでありますとか、地域の方とか、学校とか、いろんな方がされるわけですが、果たして子どもの目線で見えた危険というものがですね、ちゃんと把握をされながら、そういうことを意識しながらされた点検であるのかどうかということ。また、福岡市の博多区では、通学路においてはゾーン30という、30キロ以下で運転をなささいというようなことも運転者にしっかりと意識付けをしながら、そういうことによって運転者が子どもの命を守るために自分たちがしっかりと努力をしていかなくちゃいけないんだということをですね、だんだんと意識が高まってきたというふうな報告も聞いております。そういうことが考えられるような場所はなかったのかとい

うことをお尋ねしたいと思います。

また、次にあわせて答弁をさせていただいて結構ですが、最近急増している自転車事故ですね、昨年の全国の自転車関連の交通事故は13万1千114件で、交通事故全体の約20%を占めていると言われております。小中学生の自転車利用も急増をしております。5月は自転車利用者に交通マナー向上を呼びかける自転車月間と、全国でそういうふうに銘打たれて取り組まれております。東京都荒川区では、自転車運転免許証制度が発足して10年になります。講習会の対象者は小学4年生以上で、小中学生には免許証が、それ以外の人には講習会の終了書が交付されます。取得しないと運転が禁止されるというものではありませんが、免許証の携帯を自転車通学の条件としております。子どもたちには大変人気があると言われております。特に子どもたちに安全な自転車の乗り方や交通ルール、マナーを体得してもらい、事故に遭わないための講習会を通じて、自転車運転免許証など交付する制度は、今全国的に広まっています。大津町で取り組む考えはないか、お尋ねいたします。

○議長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） 月尾議員の再質問についてお答えいたします。

通学路点検によりまして、事後対応をどうしたか、具体例をということでございますけれども、一つには護川小学校の例がございまして、護川小学校の上猿渡地区の子どもたちが杉水公園のところに出まして、それから325号線を歩くことになるわけですが、途中の道路に歩道がないから非常に狭い道であるのに車の量は相当多いから大変危険性が高いのではないかということで、歩道の設置をということでのお願いがありました。それから、国道のほうもかなりスピードを上げて走る車も多いものですから、子どもたちのその登校の時間帯でも、速度制限をかけてもらえないだろうかという要望等も出されました。もう1カ所は、源場地区の交差点のところでございます。点滅信号はございますけれども、あそこの横断歩道の、線は引いてございますが、横断歩道の場所がですね、ちょっと緩やかなカーブになっているところで子どもたちから見えにくい場所であるので横断歩道の場所を変えてもらえないかというお話、相談等がございましたので、早速総務課、それから教育委員会、現場に出向きましてですね、危ないところを確認しまして、警察とも相談をいたしました結果、上猿渡から杉水公園に出ますまでの道については、歩道までをつくるという、道路幅がなかなか確保できないので、路側帯の線をきちんと引くとかですね、それから国道に出ました後の速度制限をかけていただくように、今、検討をさせていただいている段階でございます。路側帯に白線を引くということについては、もう対応するというふうに決まっております。それから、現場のほうの横断歩道の場所につきましても、今はまだ警察と協議中でございます。もう1カ所は大津東小学校の子どもたち、これが県道から学校に入ります場所がですね、大変今は朝夕、国道を通らないで下の道路を歩いていく車も多うございまして、スピードもかなり上げている車が多いから、子どもたちが横断するときに非常に地域の方々危険性を感じるの、あそこの信号機を設置してほしいと今要望が出されております。こちらのほうも、今、警察のほうにお願いをしている段階でございます。学校、PTA、それから地域の方々の要望書も添えてですね、今、警察のほうに上げているところでございます。

それから、子どもの目線に立った点検ができていないかということでございますが、大人の目線だけ

では、やはりこの危険をチェックしにくい部分は確かにあるというふうに思います。そういうところも考えまして、特に小学校の場合は児童と一緒にですね、教職員が付き添ってその点検を今実施しているところでございます。今後もさらに子どもの目線から今一度ですね、危険場所はないかということの点検をするような働きかけを各現場のほうにはしていきたいと思っております。

次に、自転車の安全対策についてお答えいたします。町内におきましても、小中学生の自転車と自動車の接触事故が数件起こっています。幸い大事に至っていませんのでほっとしながらも、今、危機意識を高めているところでございます。町内の小学校では、自転車の乗り方につきましては決まりを決めたり、自転車教室を年1回は必ず実施したりして、交通ルールやマナーを身につけさせるための指導をしております。ほとんどの小学校では3年生から近くの道路を乗っていいように決めています。ですから、その前に交通安全協会の方々のご協力をいただきながら交通ルール等の学習と自転車の乗り方の実技訓練をしております。自転車に乗るときはヘルメットを着用すること、中学生につきまちはタスキも着用するように決め、その徹底を図っているところでございます。

ところで、ある程度の技術に達したときに自転車運転を許可する、自転車運転免許証を交付する制度についての議員のご提案でございしますが、現在のところ町内の学校では取り組んでいません。小学校の場合、放課後や休日の家庭生活の中で保護者の責任の下で自転車には乗るように指導しております。学校で講習等の時間を確保することが非常に今は厳しい状況にございます。そういう厳しい状況下の中で、一人一人の運転技量を見極めて免許証を交付するというのは厳しい現実がございします。そこで、保護者が我が子の実態を確認して乗せることを徹底しているところでございます。毎年実施されています交通安全子ども自転車大会、これが今年6月16日の土曜日に開催の予定でございします。町内の各小学校へ参加の呼びかけをしているところでございます。この大会への参加のために、事前指導や訓練を交通安全協会の協力を得ながら行っております。子どもたちの運転技能は大変向上します。それから、交通法規も習得してまいります。このような機会を活用することも、より多くの学校へ広げていきたいと考えております。

中学校では通学距離や部活動参加によって登下校時の自転車通学を認めていますので、自転車教室及び点検を実施し、事故が起きないようにその指導の徹底を図っているところでございます。ただご意見にもありましたように、交通ルールやマナーを守らない乗り方をしている例も確かにあると思っておりますので、中学校においても警察や交通安全協会等と連携して、さらなる取り組みの充実を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 月尾純一郎君。

○8番（月尾純一郎君） 子どもの命を守るということを念頭に置きながら、しっかりと取り組みをお願いしたいと思います。

3問目の質問に移ります。

新庁舎建設の検討委員会の進捗状況についてであります。あの3・11大震災を受けて、私は昨年6月の議会の中で新庁舎建設について急ぐべきであると質問をいたしました。それに対して、町長は

町民の生命と大切な財産を守るために、今から即検討していかなければならないという答弁をいただきました。政策会議の中で検討してたたき台をつくり、議会を初め住民の皆さんにご意見を伺いながら進めていくと述べておられます。さて、あれから1年が経ちます。私の記憶が間違っていなければ、未だにたたき台も見ておりませんし、意見を聞かれた覚えもありません。大津町にとって、既に3・11はなくなってしまったのか。もう庁舎を建て直す気がなくなったのか。そんなに急がなくてもいいんじゃないかということなのか、教えていただきたいと思います。最近、菊池市旭志を震源として大きな地震が起きています。震度4でした。大津町は震度3だったと思いますが、本当に怖い思いをしました。この庁舎は震度5で危ないと聞いております。いや、間違いなく危ないと感じました。役場庁舎は大災害のときには大事な住民にとっての司令塔です。本気で町民の生命と財産を守っていく覚悟がおりなのか、政策会議での検討の内容はどうなっているのか、お尋ねいたします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 月尾議員の庁舎建設建て替えの検討委員会の進捗状況ということでご質問でございますけれども、役場庁舎の建設問題につきましては、昨年6月に一般質問いただいております。今後どのような方策が可能か内部検討委員会で検討をしますと答弁をしたところでございます。8月に関係課の係長や課長補佐による大津町役場庁舎問題検討委員会を発足させ、検討させてまいりましたが、本年の2月に検討結果の報告がっております。現在の庁舎を耐震工事すると事務スペースが極端に狭くなり、第2庁舎の建設が必要となり、また庁舎そのものの耐用年数の問題も発生するというところで、新たに庁舎を建設する必要があるとの報告でございます。役場庁舎は災害時の対策本部としての機能も有しており、最近の挑発する地震や町内に存在する断層の仕切りなどもあっており、早急に対処すべき課題だとは認識しております。今後学校や道路などの整備計画もありますので、財政計画に基づいて建設に向けて検討をしたいと思っております。その内容を詳しく、また担当部長のほうから説明をさせます。

○議長（大田黒英生君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 庁舎建て替えに伴います検討状況について申し上げます。役場庁舎につきましては、昭和44年に建てられまして築40年以上を経過しております。平成8年に東側を増築いたしまして、エレベーターも設置をしております。しかし、昭和56年の耐震基準改正前に建てられた建物であり、その間耐震補強は施されておられません。そのため、平成19年の耐震調査で震度5弱の地震で倒壊する恐れがあると報告されております。先ほど町長の答弁でありましたように、昨年8月に庁舎問題検討委員会を立ち上げまして、7名の職員で庁舎の問題点や今後の対応策、費用などについて検討を重ねてまいりました。整備の方針といたしまして、現在の庁舎を耐震工事する。東の増築部分を残し古い部分を壊して新たに増築する。3番目に新たに庁舎を建築する。3つの案で検討を行った結果、既存庁舎の耐震工事や増築では事務スペースの確保が困難ということや、建物そのものの耐用年数が50年近くなるということで、新しく庁舎を建設するという報告がなされました。庁舎の耐用年数を考慮いたしますと、5年から10年ぐらいを目処に財政計画に基づきまして建設に向けた検討が必要ではないかと考えております。議会の皆様を初め、専門家や住民の皆さんを交えた建設

検討委員会を設けまして、具体的な内容につきまして協議を行う必要があると考えております。

○議長（大田黒英生君） 月尾純一郎君。

○8番（月尾純一郎君） 震度5弱で倒壊の恐れがあるということ、また急を用するというようなこと、これは前回の質問でも同じことを伺っております。その繰り返しであります、本当に庁舎の建て替えをいつごろしたらいいと町長が思っておられるのか、再度お尋ねしたいと思います。役場というものは、町長が言われたとおり町の心臓であり、または頭脳であり、またあるときには町の大事な顔であります。こういうものを急がなきゃいけない、急がなきゃいけないと言いながら、大地震が起きてからしまったじゃどうしようもないと私は思っております。その辺を含めて、町長の再度の答弁をお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 建設については、建て替えるという、新庁舎をつくるというような検討委員会から報告が来ておりますので、財政計画関連等とあわせながら、場所やあるいは規模や、そういうものをどうするかということを経後の検討委員会の中で進めていくというか、その検討委員会、今、総務部長が申しましたような検討会をつくりながら今後進めていきたいというふうに思っておりますし、できれば先ほど部長が言いましたように、5年あるいは10年以内には検討しなくちゃならないんじゃないかなど、完成しなくちゃならないんじゃないかなというようなことで、今度の財政計画関連等についても十分検討しながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 月尾純一郎君。

○8番（月尾純一郎君） 町長は5年間、10年間は地震が起きないと言われました。一人も犠牲がないような対策をしきりと取っていただきたいと思えます。

次の質問に移ります。防災無線の代わりに防災ラジオの対応についてであります。緊急時の情報伝達手段として、防災行政無線があります。しかしこの防災無線が大変聞き取りにくいとの声をよく聞きます。特にそういう地域があるようにも聞いております。また、台風などによる大雨のときは全く聞こえないとお聞きいたします。緊急時の情報伝達手段で、雨のときには聞こえない、役に立っていないんじゃないでしょうか。また、高齢者や障がいを持っておられる方などにもやさしくないサービスだと言わざるを得ません。そこで、今、全国で取り組まれているのが防災ラジオの貸与、配付、あるいは助成による購入などです。この防災ラジオは、普段はAMやFMのラジオが聴け、地震や川の氾濫、土砂崩れなどの災害時には市民への様々な情報を提供する緊急告知用のラジオになるということです。懐中電灯付きのものもあります。全国で取り組まれている例として、65歳以上の夫婦世帯と単独世帯、障がい者の方がいる世帯、民生委員・児童委員宅、消防団の幹部宅、学校や保育園、老人施設や障害者施設などに無料に対応しています。また2千500円を町が助成して1千500円を希望する個人が負担して購入する方法を取っている自治体もたくさんあります。大津町として取り組む考えがないか、お尋ねいたします。

○議長（大田黒英生君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 町の防災無線につきましてでございますけれども、平成22年度に約2億

5千万円をかけましてアナログ方式からデジタル方式への切り替えを実施いたしております。このことにより、役場からの放送などのほか、現地からの放送や役場との通信・通話ができるようになりました。また、緊急地震速報や弾道ミサイル攻撃につきましての情報を国が自動的に放送するJアラートシステムを整備することができました。放送は屋外拡声局スピーカーによりまして行っておりますが、避難地区につきましては戸別受信機を85台配備しております。防災行政無線が聞き取りづらいとの話も聞いておりますが、音量については大きすぎるとの指摘もあっておりますので、通常は少し音量を落として放送しております。ただ緊急時には自動的に音量が最大になるようになっております。また災害の発生の危険が高まった場合の注意の呼びかけや避難勧告などは防災行政無線や広報車を活用いたしまして住民の皆様にお知らせをしております。そのほか、住民の皆様への災害情報伝達の方法といたしましては、別に気象庁や町からの情報を携帯電話のメールを活用した携帯電話メールサービスも始めております。現在、町内には65歳以上のひとり暮らしの高齢者が705人、どちらかが70歳以上の二世帯が821世帯、障がい者手帳1、2級をお持ちの人が522人いらっしゃいます。そして、災害時要援護者として登録されている方は544人となっております。このような状況の中で、災害弱者と言われます高齢者や障がいをお持ちの方への議員提案のラジオ付き戸別受信機の対応につきましては、戸別受信機が1台5万円以上いたしますので、十分検討させていただきたいと思っております。なお、有償での貸出についても、検討していきたいと考えております。

○議長（大田黒英生君） 月尾純一郎君。

○8番（月尾純一郎君） 先ほど言った方というのは、緊急事態が発生したときには、誰よりも早く動かなければならない、そういう方たちであります。町民の皆さんの命を守るという時点で、例えばお金が若干かかったとしても、これは必要ではないかなと私は考えておりますので、しっかり取り組みをお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。午後は1時から開会いたします。

午前11時56分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

坂本典光君。

○9番（坂本典光君） 皆さん、こんにちは。坂本典光が一般質問いたします。

水中歩行についてですが、これについては平成19年12月の議会で家入町長に一般質問したものでありますが、その後、外部状況が変化しましたので、それを踏まえて、再度質問するものです。このときは、高齢者を対象としたプール建設についてという大きなテーマの中で、その目的は水中歩行であるとしましたが、今回は高齢者だけでなく、膝、腰に障がいを持つ人も対象に話を進めていきたいと思っております。

さて、前回の質問では、高齢者になると膝、腰の痛みを訴える人が多くなる、歩行もしにくくなり、

運動不足になっていく。プールでの歩行は、膝、腰への負担が少なくて済み、健康の増進になる、国民健康保険、介護保険全体の費用の低減につながる。そこで、1、歩行用プールの必要性を認めるか。2、つくる考えはないか。3、夏の間、廃校になった学校のプールを利用してやってみないかという具体的な質問をいたしました。これに対して家入町長の答弁では、本来健康管理は自分である。だが、行政が本人たちの行動、発進を手伝わなければならない役割を迫られていると思う。そうすることによって、医療費関係等の節減になっていくのではないかと考えている。平成13年度に大津町運動公園の総合体育館等室内プールの基本設計が検討されている。その後、第5次大津町振興総合計画の全計画の中でも、そのように室内プールを検討するものがうたわれている。レクリエーション関連の規模の大きなプールだが、その中で歩行者用プールも含まれている。必要だとは思いますが、財政上の問題なので今は建設は考えていない。プールについては民間での建設の噂がある。しばらく民間活用の方向を見ながら検討していきたいというものでした。3番目の夏の間の廃校になったプールの利用であるが、高齢者関連が使用する場合、水温の問題や交通手段、安全対策や指導者の問題もあり、今は考えていないと答えていらっしゃいます。

さて、その後、外部状況が変化してまいりました。町長が言われた民間でのプール建設の噂が実現したのです。大津町室にできた会員制フィットネスクラブマリンスポーツ健康館です。ここはプールのほかに筋肉トレーニング、エアロビクス、ヨガのスタジオを備えています。プールはスイミング用が6コース、ウォーキング用が3コースあります。ここで短期教室の水中歩行を町が企画することができれば申し分ありません。水温も30度から31度です。だがしかし、ここは営利企業であります。しかも会員制ですから難しいかもしれませんが、交渉してみるつもりはないかお尋ねします。

また、3番目の夏の間の廃校になったプールの活用も、最近NPO法人クラブおおづに指導できる人材がそろったので、できるようになったのではないかと、お尋ねします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 水中歩行と申しましょうか、医療費の削減関連等についてのプール関係の建設や活用についてのご質問かと思えます。先の質問のときに、今言われたような形の中で、今、マリンスポーツクラブのほうで議員おっしゃるように会員制でやられております。その建設のできる前に、経営者の方とご相談しまして、高齢者関連等につきましてのご利用していただけるようなことについていかがでしょうかというような形でお話をしたんですけれども、会員制というような形を取られて、現在大津町住民の皆さんで500名以上の方が会員制で、議員おっしゃるように、高齢者ではなく自分の健康は自分で守ろうということで、プールを活用しながら健康管理を行っておられるというふうに聞いております。また、前々から大津町の水泳クラブ関連等におきまして、プールをつくっていただくように、もう何十年も前から要望があつてきておりまして、その当時につきましては、当時というか、運動公園の体育館の西側にその予定で一応設計はされておりまして、その西側につくるような用地がありますので、その辺の検討も体育館をつくる折に検討をされてきておるような状況でございます。しかし、今の状況としてどうであるかというような状況で、いろんな形で、また金の話になるとあれですけれども、そのような形の中で今検討が、あちらのプールについてはストップをしておる

というような状況でございます。今後についてどうするかということ、やはり超高齢化社会を迎えた中で、今後健康管理増進をするためにということで、一般的な運動公園を使ったり、それに対する健康運動指導士や保健師、あるいは栄養士等と組みながら、今後についても早朝、あるいは夜間関係のトレーニング関連をやりたいと。しかしこれは丘の上でございますので、水中の中ということになると、やはり足腰に負担を要するというような状況でございますけれども、今後について、今、先ほどお話をしましたように、光進園さんのほうであの地域全体を福祉関連の施設にしたいというような希望を持っておられて、現在足湯を使われておりますけれども、そのほかに高齢者を初め、そういう障がい的なものをお持ちの方についても何らかの形を取り入れていければなというような地域交流を図っていきたいというようなお考えのようでございます。そういう意味におきましては、ぜひそちらのほうで民間活用というか、我々のほうも若干の施設負担を出しながら、あと問題は、先ほどから言われておりますように、施設の維持管理、これが一番金がかかることであるし、その辺の維持管理を十分検討する中におきまして、やはりどのような形で作るかというような問題もあります。先ほどある議員からも言われましたように、この街中にボーリングすれば1千200近く掘れば40度の温泉は出はしないかなと。現実にそのようなものができてきておるといのが確かでございますので、今後については、おっしゃるように、まずは健康管理のために何を水中関連を生かしたものを使っていくかというようなことを考えなくちゃならないんじゃないかなと思っております。もちろん議員おっしゃるように、夏の間のその廃校のプール関係を活用するとなると、これもまたまた改修をしなくちゃなりませんけれども、廃校したところは郡部のほうというか、集落のほうでございますので、活用の問題についてのいろんな交通手段とか、いろんな課題があるんじゃないかなと思っておりますので、これにつきましても、やはり街中に皆さんが足を運ぶことができるような形の中での活用を検討していかなくちゃならないんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、これについても民間の力をいかに活用するかということも十分今後の検討の中で、町の役割分担はどこまでやれるかというようなことを検討しながら、町の財政計画の中で検討をしていかなくちゃならないんじゃないかなというふうに思っておりますので、今後の検討事項ということで取り組みをさせていただければというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長中尾精一君。

○福祉部長（中尾精一君） 町の現状等につきまして説明をさせていただきたいと思っております。

現在の健康づくり事業としましては、総合体育館におきまして健康体力づくりを目的に、ストレッチ教室やトレーニング教室を開催しております。トレーニングルームの利用者のうち約25%が60歳以上の方で、年々増加の傾向になっております。また、7月から中央公園のほうで、先ほど町長からもありましたように、健康づくり事業としまして、土曜日の早朝及び午前中、それから平日の夜間に健康運動指導士及び栄養士等を中心とした健康づくり事業を実施する予定でございます。介護予防事業としましては、老人クラブや地域でのデイサービス等で巡回型の事業や複合型の事業を展開しております。議員ご指摘の水中歩行による運動の効果につきましては、水圧を利用したのダイエット効果や腰・膝等の故障予防、それからリハビリにも効果があると認識しております。ただ、町の健康づ

くり事業や介護予防事業等において、民間施設のプールを利用した短期間の教室等を計画する場合には、先ほどもありましたように、会員制のスポーツクラブということで、会員以外の利用の制限方法や費用等についての検討が必要になります。何回か打合せをさせていただいておりますが、今後ともクラブとの協議を進めてまいりたいと考えております。

最後の質問の廃校のプールにつきましては、先ほど町長のほうからもありましたように、現在の施設の状況もありますが、クラブおおづには健康運動指導士で専門のインストラクターがおられますので、指導には問題はないというふうに思いますが、屋外のプール、それから古いプールということで、施設の管理状況、それから水温の問題、費用等の問題がありますので、小学校のプールの時間外の活用とあわせて関係課で検討させていただきたいと思っております。

今後につきましては、現在1千100名のスポーツクラブの会員のうち約500名の方が大津町民の方ということですので、利用されている健康づくりの展開、それから町が進めていく健康づくり事業で、一人でも多くの、元気で健康な住民の方を増やし、生活習慣病の増加を抑制し、あわせて医療費の削減や要介護認定者の減少につながるように、関係者連携を取りながら対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） それでは、ぜひ検討していただきたいと思っております。

2問目に入ります。十数年前に白川ラインマラソン大会が開催されておりました。30キロ、10キロ、5キロの3コースがありました。当時30キロのコースは珍しく、町外から多くの参加者があつていましたが、交通規制の問題で警察から許可が下りないとの理由で中止になり、現在のジョギングフェスティバルになっております。10年前に白川ラインマラソンの復活についてというテーマで、当時の荒木町長に一般質問しました。そのときのやりとりを拾ってみます。私のほうから、健康マラソンの発祥地の熊本であります。「遅いあなたが主役です」をスローガンに、熊本走ろう会の加地先生を中心に、天草パールラインマラソンを始められ、これが全国に広まっていたのであります。当時のことを加地先生は、距離が42.195キロなのに、どうしてマラソンという用語を用いるのかとの日本陸連からクレームが付いたそうであります。そのとき、実行委員会の顧問には、日本マラソン界の重鎮、金栗四三氏が名を連ねていらっしゃると説明したら、それから日本陸連は何も言ってこなかったとのことであります。ちなみに、金栗四三氏は熊本県出身で、1921年の第5回ストックホルムオリンピック大会に日本最初の陸上選手として出場、その後、箱根駅伝創設に尽力し、高地トレーニングを導入するなど、日本マラソンの育成に努め、日本マラソンの父と呼ばれる方です。その後、80歳を超えた加地先生は、健康マラソン大会の名物会長でした。あっちこちの大会でスターターを引き受けられ、「行くぞ」と手を挙げると、「おう」と参加者が答える。「元気で帰ってこいよ」、「おう」とまた参加者が答える。バンとピストルが鳴ってスタートです。県内外でも注目される大会でした。県下で30キロのコースはここにしかありませんでした。それが、町民主体の大津ジョギングフェスティバルに衣替えしました。それはそれで評価しますが、熊本県から始まった健康マラソン

大会、大津町をアピールする白川ラインマラソンを復活させるべきではないか。現在、天草パールラインマラソン大会は4千人ぐらいが参加していると思います。道路を広く使ってやっています。鹿児島県指宿市に菜の花マラソン大会があります。5キロ、10キロ、フルマラソンの3コースです。驚くなかれ、1万5千人が参加します。どうしてもやるんだという強い思いがあればできないことはないと思うがとの私の質問に対して、荒木町長は次のように答えられました。議員ご承知のとおり、30キロが売り物でした。現在、さっき話が出た加地先生は、大津のジョギングフェスティバルにはおいでになりません。それまでは、ずっとほかの大会とダブっていても大津の大会にお出になっただけじゃなかった。なぜかという、30キロがなくなったからです。恐らく今は河内マラソンに行かれています。それほど30キロは重要な意味がありましたが、現在の交通事情からしてできなくなりました。警察と協議をしましたが、どうしてもだめだということであきらめざるを得ませんでした。鹿児島の指宿マラソンのことは聞いていますが、道路閉鎖、あるいは一部閉鎖してできる場所が大津町にあるかということです。今のままでいいとは思っていない。人気のあるマラソンにしたいという思いは同じです。

それから10年が経ちました。加地先生はお亡くなりになり、荒木町長は第一線が退かれています。社会の流れも変わりました。さて、もともと東京都民を中心とした草の根レベルでは、都心部の公道を使用した大規模なマラソン大会を希望する声があり歩道を使い、信号を遵守するという形の市民マラソン大会、東京夢マイマラソンが2001年から行われていたようですが、その願いを東京マラソンという形で実現させるに至っては、石原東京都知事が主導的役割を果たしたと言われていました。石原都知事は、2003年経済波及効果、スポーツや観光の振興につながると述べ、銀座の目抜き通りを走る構想を発表。当時の副知事が陸連幹部に対して石原知事の意向として東京での大型マラソンの検討を打診して調整し、2007年に大会が実現したとのこと。当時、石原都知事が1年に1回くらい車を止めてもいいじゃないかとテレビの前で発言されていたのを覚えています。開催に際し、公道を警備する警視庁が求めた制限時間は5時間でありましたが、石原都知事の後押しもあり、事務局案の7時間の主張が通ったと報道されています。2011年の大会には、約30万人の応募から選ばれた3万6千人が参加し、沿道には200万人の観衆が集まるなど、今や東京の一大イベントになったようです。昨年は大阪でも橋下知事のもと、大阪マラソンが行われました。そして、熊本市でも政令指定都市を記念して熊本城マラソンが開催されました。いずれも交通を規制して行われています。石原都知事とか、橋下知事は、ビジョンを持っておられる。カリスマ性があり、説得力があり、実行力もあります。東京都や大阪府と大津町を比較することはできませんが、家入町長は交渉のうまい方だと思っております。もう一度大津町の30キロのマラソン大会を目指して頑張ってみませんか。当時と違い、宿泊施設はいくらでもあります。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 観光マラソンと申しましょうか、白川ラインマラソンが、今、議員おっしゃるように昭和49年に全国に先駆けて第1回白川マラソンとしてスタートをしております。平成11年度の25回大会で幕を閉じておりますけれども、運動公園完成に伴い、スポーツの森大津ジョギン

グフェスティバルとして新たにスタートを切りましたが、白川ラインマラソン大会当時を振り返りますと、1回目の南小学校からの大会の参加については30名程度でしたけれども、その後1千500を超える参加者が出ており、規模も大きくなり、大津中学校に移りまして、交通量も当時としてはのんびりとした大会でしたので、325号線の開通に伴う交通事情の変化により、実行委員会で検討を重ね、岩戸の里完成もあり、ハーフマラソンへと種目を変更してまいりました。坂本議員ご指摘の30キロを復活するためには、企画立案から運営までを行っている実行委員会の全面的な協力を得ながら、コース選定、交通安全対策や地元住民への周知及び理解、スタッフの確保、これに伴う予算などの検討事項が多数ありますが、議員提案の大津町運動公園を有効活用し、スポーツツーリズムによる経済効果を図るための一つの手段として30キロ種目を復活したらどうかということですが、観光や集客を目指した大会となる関係機関や団体の協力などを考えていかなければなりません、これらの全てをクリアしていかなければならないと考えておりますが、なお白川ラインマラソン大会を始めた当初からジョギングフェスティバルに至るまでの経緯と大津町運動公園の利用状況などについては、教育部長のほうに説明をさせていただきますけれども、再度観光振興関連等に伴いますところにおいてのコース関係を見ても、やはり白川ライン沿いのほうが一番いいんじゃないかなと思いますけれども、あれを2周しないと30キロにならないというような状況もありますし、それぞれ2つの県道の路線関係の問題、あるいは交通に対する事故防止の関係等もありますので、検討する価値もあるかと思っておりますので、今後について、また部長のほうから説明ある中での課題事項についても、今後考えていかなくちやならないんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 坂本議員の質問にお答えしたいと思います。

30キロメートルのマラソン大会のこれまでの経緯については、坂本議員並びに家入町長のほうが述べられましたので、その後の状況について説明いたします。

平成10年に運動公園の完成に伴い、10キロメートル、5キロメートル、2キロメートルに種目を変更してスポーツの森・大津ジョギングフェスティバルとして新たなスタートを切っております。運動公園のPRと健康体力づくりを目的に、これまでの大会からフェスティバルへと名称変更したことで、ランニング教室やウォーキング教室など、健康体力づくりを盛り込んだ企画となりました。今年の2月、町内のスポーツ団体の皆さんで構成された実行委員会主催による第12回大会が終了しましたが、走るだけでなく本田技研公式野球部の選手と参加者が一緒に走り交流を図ったり、大村三兄弟によるエアロビクスでの準備運動や大津太鼓の演技披露、地元特産品の販売や地元企業からの協賛品提供など、フェスティバルにふさわしい内容として多くの参加者で賑わっております。毎年参加申し込みの際にアンケートを採っておりますが、申し込みされた方の主な理由は、健康体力づくりのため、気軽に参加できる、交通の便と駐車場が広い、子どもにいろいろな経験をさせたい、参加賞以外に地元の特産品やとび賞がもらえるなど書かれています。また、大会パンフレットに町内宿泊一覧を掲載し、宿泊可能な大会としてPRし、九州以外からの参加者を対象に遠来賞として開会式で表彰しております。表彰者にお尋ねしますと、大津町は空港や高速道インターが近く、交通の便がよくて、

逆に日帰りで参加でき助かりますというような声でございました。大津町におけるスポーツツーリズムによる経済効果についてですが、大津町は県内外から行政とスポーツ団体との共同により積極的な取り組みが行われているスポーツのまち大津として高い評価を受けております。平成23年度の利用実績統計ができておりますので、ご紹介したいと思います。運動公園でサッカーやグラウンドゴルフ大会など107の大会が行われております。また、総合体育館ではバドミントン、バスケット、ミニバレー及び卓球大会など76の大会が開催され、約18万467名が来園されております。そのうち町外からの利用者は4万6千66名でした。町外利用者の中で町内に宿泊された方は延べ9千477名です。この数字を熊本県観光統計表に照らし合わせると、大津町における経済効果は約3億円を超えられると思われまふ。先ほど説明いたしました、運動公園の利用状況とあわせてこれからの取り組みを考えた場合、ジョギングフェスティバルで30キロメートルの種目の復活ということに限らず、運動公園等多くの宿泊施設があるという大津町の特徴を生かしながら、全国からスポーツのまち大津とますます言われるような取り組みを検討していきたいと考えております。

○議長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） 坂本議員のご質問にお答えいたします。

全国各地でマラソン大会が開催されておりますけれども、その開催趣旨は、大きく分類すると2つに分けられると思ひます。一つは、スポーツ団体や教育委員会が主催します健康マラソン大会、もう一つはまちおこしや観光を目玉にした商工会や商業観光課等が主体となった観光マラソン大会です。スポーツの森・大津ジョギングフェスティバルは、これまで12回の大会を開催してまいりました。その趣旨について述べさせていただきます。大津町生涯スポーツ事業は、1つ目に生活スポーツとしての健康と楽しみのスポーツ、2つ目に、競技スポーツとしての夢と感動のスポーツ、3つ目にスポーツやイベントを通じた交流等を柱にしたものを計画し、推進してまいりました。ジョギングフェスティバルは、健康と楽しみのスポーツとスポーツを通じた交流を目指す事業として現在位置付けております。さらには、青少年健全育成事業関係として取り組んでいるところでございます。教育委員会としましては、子どもたちがジョギングを通じて体力づくりの意識を高めたり、仲間と共に完走することを目指すことによって、つながりを深めたり、さらには町が開催します行事に参加することで大会関係者の支援や応援者の声援等に触れ、大津町の温かさやよさを感じる場になってほしいと願ひ、町内の小中学校へは参加を促しているところでございます。年々部活動やクラブとしての団体のよる参加者が増えまして、昨年は全参加者の51.2%を子どもたちが占めるようになりました。子どもたちのみならず、町民の幅広い年齢層の方々が健康づくりや交流を楽しみに参加されるのも、2キロメートル、5キロメートル、10キロメートルのコースが用意されているからであると思ひます。ちなみに、昨年の最年少者は2歳、最高齢者は80歳でした。町内スポーツ4団体のメンバーを中心とする約300名のボランティアに支えられた運営は年々充実しており、参加者も約千名となっております。その半数が町内でございます。まだまだ町内の町民の皆さん方の参加を促していきたいと考えております。またその参加を促すに当たりましては工夫の余地が残されているというふうに思ひますので、現在のジョギングフェスティバルを充実させ、継続していきたいと考えております。坂本議

員が提案されております町の宿泊施設を利用した町外、または県外からの参加者を促すようなスポーツ大会、これは競技スポーツとして夢と感動のスポーツ推進事業として別途計画し、誘致をしておりますし、今後も誘致してまいりたいと考えております。この計画の中に、すぐに30キロメートルマラソン大会を入れることは難しいことでございますけれども、いろいろな条件が整えれば考えられることであると思っております。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） いろいろ答弁聞きましたけれども、先ほど申しましたようにですね、それを、白川ラインマラソンを止めてジョギングフェスティバルに変えた当時の荒木町長でさえも、できるなら続けたかったと、仕方がなかったんだというふうに、先ほど答弁のところ私言ったんですけども、いわゆる交通の問題で警察から止められたからできなかったんだと、これなんですね。だから、私は東京都も、大阪も、熊本市もできたじゃないかと、こういうことを申し上げたわけです。それから、私はこの白川ラインマラソンは2回30キロ走ったことがあるんですけども、よそでも走ろう会あたりで走りましたが、この30キロというのと5キロ、10キロというのは意味合いが若干違うんですよ。これは、走る方は大体わかるんだと思うんですけども、30キロなんて距離は練習してないととても走れるものではありませんよ。やっぱり何カ月か練習してないと走れるものではない。走れると、いわゆる早く走るんじゃなく完走できるという意味なんですよ。だから、この30キロというのは、自分自身の限界への挑戦、普通のマラソン選手じゃなく素人が自分の限界へ挑戦する距離だというふうに私は理解しています。そして、完走したとき、そのランナーは生きていることを実感できる、そういうスポーツです。だから先ほど教育長が言われたようないろんなスポーツを並べられましたけれども、ちょっと意味合いが違う。これは生きているということを実感できるスポーツなんです、30キロというのは。ということをお願いしておきたいと思えます。

さて、第3問目に入ります。陽の原キャンプ場の今後についてであります。矢護山自然公園の整備の一環として、陽の原キャンプ場はつくられたんだろうと思います。今キャンプ場には、その施設としましてキャビン、これが1棟、バンガローAが2棟、バンガローBが6棟、貸しテントが30、その他集会所があり、シャワー室があり、炊事場が2カ所、炊事用具が20セット、トイレが3カ所というふうになっておりますけれども、当時はこれが普通だったのかもしれませんが、このできた当時はこれが普通だったと思うんですが、これもですね、だんだんと時代とともに変化してきてまして、小国だとか阿蘇など、周辺のキャンプ場に比べて現在は見劣りがします。これは、当たり前なことなんです、今は見た目がきれいで、衛生的な場所が好まれていると思います。だから、昔みたいなキャンプじゃなく、もうちょっと、楽しむというか、少し野生ということから離れたような楽しみ方に近づいているのかなと。築後かなりの年月が経っていますので、屋根はくすんでしまっています。トイレもきれいとは言えません。今、よそのキャンプ場に行きますと、トイレの便器というのは白いタイルといいますか、あれがいわゆる真っ白で、水が溜まれば洗面所みたいな感じにきれいなトイレが多いですね。それに比べたら見劣りすると言っているわけでありまして。どちらかというと、昔の登山の山

小屋に近いはずだと思います。今後、改装されるのか、そしてまたどのような活用、運営をされるのか、お尋ねいたします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 坂本議員の陽の原キャンプ場の今後についてのご質問でございますけれども、議員おっしゃるように、昭和45年に町民を対象として避難小屋的に1棟を建てて教育委員会の指定キャンプ場として利用されたのが始まりと聞いております。その後、弥護山の自然の素晴らしさを知り、地元の関係者の皆さんが、どうにかして公園化したいと熱望しておられたときに、昭和54年の辺地起債の対象事業となることがわかり、財政見通しが立ったことから、弥護山自然公園基本計画を策定し、真木牧野組合様や国・県を初めとする関係者の皆様にご協力をいただき整備を進めまして、キャンプ場を持った弥護山自然公園を開設することができました。開設当初は、町内外の保育園や幼稚園、そして子ども会等の多くの子どもたちを初めとする家族連れの方々に利用していただいていたのですが、その後、アウトドアブームの中、バンガロー等の設備が充実したキャンプ場やオートキャンプ場が人気になり、陽の原キャンプ場の利用者が減少してまいりました。しかし、陽の原キャンプ場は教育委員会の指定キャンプ場が始まりでありましたので、弥護山の自然に触れたり、豊かな自然を満喫していただくため、キャンプ場の施設も最小限の整備にとどめてまいりました。今後の活用でございますけれども、隣接する広葉樹の森、水源涵養の森として一体的な自然体験ができるような整備を含め、地元地域が活性化するような取り組みが必要と考え、重点事業として指定管理制度の導入を含め、地元関係者と協議をしているところであります。今後についても、地元の皆さん、あるいは関係団体の皆さんがそれぞれの夢を今お持ちのようでございますので、十分検討しながら、そしてその広葉樹の森、その自然を生かしたところでの教育キャンプというものが増え充実していかなるようなことで、今後とも検討していきたいというふうに思っております。現在の状況関連等については、部長の方から説明をさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 陽の原キャンプ場の経過及び現況について説明いたします。

昭和54年に弥護山自然公園基本計画を策定し、55年から4年間をかけましてバンガローや炊事場、トイレなどのキャンプ場設備と倉岳ルート及び矢護山ルートの遊歩道の整備を実施いたしました。その後、昭和63年度に2階建てのバンガロー2棟、平成2年度に管理棟と集会所、平成5年度にシャワー棟を整備し、平成14年度にバンガロー棟の修繕工事を実施して現在に至っております。その間におきまして、随時改修や修繕を行ってまいりました。最近では、一昨年は集会所のベランダ付きの付け替え、昨年は駐車場トイレの簡易水洗化を実施したところであります。なお、きれいなトイレが必要ではないかとの質問であります。私も水洗便所が理想だと考えますが、水道がなく、ポンプで汲み上げていること、また冬場の水道管の凍結と利用者がほとんどいないため、浄化槽で正常に浄化できるかという心配があるため、簡易水洗での整備を進めており、従来の汲み取り方式は残り1カ所となっています。その結果、現在もこの豊かな自然を求めて町外から多くの登山客が来ています。キャンプ場の宿泊者も毎年年間1千500人前後の人に利用いただいております。また現在も9月末

に大津北中の全生徒によります鞍岳までの遠歩登山と大津北小学校でPTA主催によります鞍岳登山が実施されております。最近、地球的環境問題の高まりとともに、人々の余暇活動は自然やエコロジー志向へと変化し、自然公園利用へのニーズは益々高まってくると予想されます。

○議長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） この陽の原キャンプ場、これはその大津のホームページでも載っております。載っているということは、そこを見て電話してこられるんだと思うんですが、私が一回その商業観光課におじゃましているときも、何かその韓国のほうから問い合わせがあっていたようでした。そのホームページに載っている陽の原キャンプ場を調べてみますと、確認事項の中で、生水は飲まないでくださいと、こういうふうなことを記されておりますが、水のきれいな熊本県において生水を飲まないでくださいと、これは非常にイメージが悪く、あるいは違った意味で見ますと不気味な感じさえ受けるんですが、これはどういうことなのでしょうか。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 生水の問題ですが、年数はわかりませんが、保健所からの水質検査等で飲み水には適さないということがありました。そのときから生水は飲まないでほしいということで、その経緯に至っております。

○議長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） 生水が飲めないキャンプ場というのも、これもなかなか珍しいと思うんですが、そうするとキャンプ場に来るときはミネラルウォーターを持ってきてくださいと、あるいは一回湧かして飲んでくださいと。それは外国じゃないんだから、やっぱし、もしキャンプ場を続けられるんだしたら何かの対策が必要なんじゃないですか。

○議長（大田黒英生君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 坂本議員のご質問の陽の原キャンプ場におきましての飲み水の件でございますけれども、生水はそのままではいけないということにつきましては、現状が井戸水を下の駐車場から登山道に向けましてのところに井戸水がありまして、そこから汲み上げて現在のキャンプ場で利用していただいているというようなことで、その辺が先ほど教育長が申し上げました、その検査をしながらやっておるといふ状況でございますので、そういった面で注意をしていただきたいというふうなことがその原因となっているということで表示をしてあると、ご説明をしてあるというようなことでございます。

○9番（坂本典光君） だから、今後どうするか、何か対策があるんですかと聞いているんです。

○総務部長（岩尾昭徳君） それについては、経済部長のほうから説明します。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） それでは、どういう対策を今後考えているかということでございますが、全然考えていないということではございません。ただ、例えば下から持ってくる場合に、まず高低差があります。それと距離があります。企業等のいろいろ事業費等もありますが、もう一つは、今の水を使っているやつの保健所からの許可等がございますが、これは事業費が概算でかなりかかりますけ

れども、まだ今後十分今から打ち合わせなければならないこととございます。検討をしたことはあります。今後ですね、今から財源等もかなり事業費が積み重なりますので、これが事業費というのは高くなりますので、今後の検討ということではございます。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。2時5分から開会いたします。

午後1時52分 休憩

△

午後2時05分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は、大津町民の皆さん並びに日本共産党を代表いたしまして一般質問を行います。

3・11の福島原子力発電所のあの大事故以来、1年以上が経過をいたしました。改めて、この原発が私たち人間の将来とは共存ができない、そういう危険性が明らかになったところだと思いますが、ついに5月1日に国内の全ての原子力発電所が停止をすることになりました。ところが、民主党野田内閣がまたぞろ原発の安全神話に懲りないで大飯原発の再稼働の動きを強めております。改めて安全な原発はあり得ない、二度と福島のような事故がこの日本で起きたら、まさに日本列島が立ち直れなくなってしまう。人間が住めなくなってしまう。そのことを強くまずもって訴えるとともに、同時に我々にできること、地方自治体でできること、そういう意味からも自然エネルギー、再生可能エネルギーを今こそ爆発的に普及促進を図っていくことが求められていると思います。また、そのためには役場行政のイニシアチブが欠かせないと、この点についてお尋ねをいたします。

この間の質問の中で、家入町長は脱原発の方向に賛成をし、また自然、あるいは再生可能エネルギーの推進を図っていくと。その中で、町民の皆さんとの力を合わせた協働が大切であると答弁がなされました。そこで、つまり町民、住民との協働を進める上で、町民と一緒に、あるいは町民を公募して、こうした自然エネルギーの先進地を研修する、そのために行政の援助が必要ではないかということをお尋ねするものであります。同時に行政として今すぐにでも導入できるものはどんどん具体化をしていくということが必要だと思います。

そこで、よく協働、協働という言葉が使われますが、いわゆる協力して働くということは、単に一緒に取り組むということではない。目的意識を共有し、共通の目標に向かって達成に力を尽くす、そのために行政あるいは行政とエネルギーを、あるいは住民団体、それらが対等な立場で互いの特性を生かしながら事業を遂行していくというふうに理解をいたしております。しかし、私もその自然エネルギーの研究団体の一員ではありますが、町民からすれば、全て手弁当、全てボランティアということには自ずと限界があるということが、ますますはっきりとしてまいりました。行政と住民団体が本当に対等の立場であると、共に力を合わせて働くということであれば、住民の側に余りにもハンディが多すぎるといふことだと思ふわけです。そういう意味でですね、既に全国では福島原発事故、あの事故が起きる前からこうした自然エネルギーに熱心に取り組んできた、そういう事例がたくさんあ

るということであります。ざっと調べただけでも、まずもってこの熊本県が今年木質ペレット、あるいは木質バイオ、この活用を打ち出しました。また、全国では薪を使ったり、あるいはペレットを使ったりしてストーブやボイラー、これらの導入に自治体が援助をするという制度がもうかなり前から行われております。また長野県では、各自治体でゼロ円太陽光発電、つまり現在ローンを組むか、あるいは頭金を用意して町や国の補助金をもらって太陽光を設置している事例がこの熊本であります、長野あたりでは、もともとゼロ円で太陽光を設置することができる。それを設置後9年をかけて支払って、その後は自分のものになるという制度。あるいは、市民から出資を募って、いわゆるファンド形式で大型の太陽光設備を設置する、こういうこともございます。あるいは、バイオタウン構想を自治体ぐるみで具体化した自治体もあるわけであります。そういう意味で、大津町の町としての努力も認めるところではあります、こうした先進地から比べれば非常にスピードが遅いということでもあります。まず、行政から可能性のある自然エネルギー普及計画、このたたき台をつくっていったらどうだろうか。たたき台があつてこそ、町民の皆さんもそこに参加をして、喧喧諤諤の意見を出し合うこともできる。そのことによって町民の協力も得ることもできると思いますので、この2点についてお尋ねをいたします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 荒木議員の新エネルギーの普及促進、それについての協働的に行政がリーダーというような形で持っていきなさいというご質問でございますけれども、議員ご承知のとおり、東北震災から1年と3カ月が過ぎておりますけれども、まだまだその復興には時間がかかるようでございます。もちろん東北地方の皆さんからの支援内容等についても、県あるいはいろんなところからのご支援を言ってきておられます。その中で、我々大津町として、あるいはこの地域の中でできるものについては、できる限り支援をやっていきたいということで、それぞれの職員の派遣関連等についてもやってきておるところでもあります。もちろん議員おっしゃるように、そのような中で我々としては、やっぱり大変原子力発電の事故関連等で今全部止まっておりますけれども、今後の経済産業関連等、そして国民の生活に多く重たい影響というか、課題を今押しつけられておりますし、我々としてもこれからの少子高齢化の社会においてどのような対応、あるいは企業の活性にも、地元企業関連等についてでも同じですけれども、それをどう生き活用していくためには、議員おっしゃるように再資源エネルギー関係等の活用が重要不可欠でもあります。大津町といたしましては、2年前から経済産業省の方に新エネルギー担当の係長としてバイオや水力関連等の勉強してきていただいて、現在地元に戻り、大津町といたしましても新エネルギー係として、今は係長として事業を推進していただくというようなことを図っております。もちろん、それにはこの大津町2年間の活用、あるいは人材等を開いてきておりますけれども、それでは今後の事業推進には大変進歩がないというか、取り組みが遅くなるというような形で、再度新エネルギー課のほうに係長として若手職員を派遣しております。もちろん県のほうの本年からの新エネルギー対策課というようなところにも職員の派遣をしておりまして、県・国、そして大津町との連携を密にしながら、国の事業、あるいは県の事業関連等に合わせたところで、大津町で何ができるかというような事業推進を図っていきたいというようなことで、今そのよ

うな事業推進のために担当係につきましては大津全体の中でいろんな課題事項、あるいは再エネルギーができるような調査を今させていただいております。その前にも水力発電関連等につきましても、河川の関連法とかいろんな課題事項が国の規制関連でできるものとできないものがあるわけでございますし、それに伴う経費も大変費用がかかるというか、そういうような状況でございますので、いろんな形の中での補助事業関連等についてもしっかりと大津町に取り入れることができるかどうかというような形についても、今、しっかりと取り組みをさせていただいております。もちろん議員おっしゃるように、そういうような案、提案事項関係等を調べまして、住民の皆さんにご相談というか、提案をしながら意見交換をしなくちゃならないというふうに思っております。しかし、住民の皆さんが今までのように役場職員がやることに十分賛成というような形で押し切るわけにはまいりませんので、これがやっぱり協働のまちづくり、それが大切でありますので、それぞれの皆さん、あるいはそこには自ずと個人の努力目標、自力というのが必要になってきます。あるいは、地域においてはそのようなものをつくるための支援なり支えるというようにものが必要であり、町としても地域住民の皆さんの税金をいかに使うかということについても、責任を持って説明をしなくちゃならない役割がそれぞれあるわけでございますし、そのためには、まず大津町のまちおこし大学というのをつくらせていただいております。自然エネルギーの普及促進につきましても、町民と協働で推進していくべきものであると考えておりますので、町民の方がその大学で一生懸命勉強されておられますので、その中で一緒に推進していきたいというふうに思っております。まちおこし大学等についての研修関連等についてはしっかりと充実し、住民の皆さんの知識の向上を図りながらやらせていただければなというふうに思っております。もちろん自然エネルギー普及計画についてでございますが、自然エネルギー活用に対する時期が今高まっております。国においても再生可能なエネルギーの全量を買取り制度がまもなく始まるものであると思っております。民間における活動の動きも活発化しているようでございます。そのようなことから、民間の力をどのように活用していくかという方向で検討していかなければならないと考えています。自然エネルギーの普及に当たっては、やはりまちおこしにつながるようなものでなければならぬものと考えていますので、基本的な考えをまとめれば、たたき台の定義もできるのではないかと思います。今後についての詳しい説明は企画部長のほうから説明を申し上げます。

○議長（大田黒英生君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） 荒木議員の町民と一緒に先進地を研修するなど行政の援助が必要ではないかというご質問かと思っております。町では、先ほど町長が申しましたように、毎年まちおこし大学等で先進地研修を行っております。基本的には県内研修であります。日帰りが可能であれば九州管内も可能かと思っております。日帰りが可能な九州管内の自然エネルギーの先進地研修など、実現可能なものから検討させていただき、また実施に当たっては町民に事前に広く参加を呼びかけるなど、公募の形を取って検討させていただければと思っております。

また、普及計画でございますけれども、自然エネルギーの活用に関しましては、地域の特性を踏まえ、委員会における取り組み状況などが重要なポイントとなるかと思っております。県では、5月に県知事

が県の総合エネルギー計画の策定について記者発表をいたしております。それによりますと、県の豊かな自然を活用した新エネルギーの導入促進や省エネルギーの推進強化などを施策の柱に、9月に議会におきまして計画策定に向けての準備を進められておられます。大津町におきましては、平成21年度に新エネルギービジョンを策定いたしまして、公共施設への太陽光発電設備設置の推進を掲げ、いくつかの施設に事前に設置をしてきたところでございます。一方、水資源は豊富ですが、河川や農業用水路などは法的な問題で厳しいものがあるようですし、家畜のふん尿や現地残材などは収集・運搬などをどうするかという問題もあるかと思えます。また、主体はどこに持ってきて、どこが取り組むかというような問題もあります。大津町の普及計画につきましては、県もいろいろな事業を展開しておりますので、情報収集をしっかりとさせていただきまして、町として何ができるか、整理させていただきたいと思っております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私も平成21年に策定された新エネルギーのビジョンですか、を当時としてはコンサルタントも入ってつくった計画だったようでありますが、都市計画課でまとめられたようであります。それ相応にまとまっておりますが、総花的というような感じを受けたところであります。そこで、一つはまずその協働のあり方について、日帰り研修については今の制度でOKだということですが、日帰りでも本来であればですね、例えば小水力、あるいは木質バイオマスとか、日帰りで全部を見るというのはかなり厳しいところがあるかと思えます。まず早急に1回公募を図って、希望者がたくさんいるのであれば、せめて2回ぐらい日帰りの研修を図っていただきたいと。欲を申せば1泊2日ぐらいで行きたいところですが、年度の途中でございますのでそこまでは予算措置がかなり難しいかと思えますけど、そういう町民の要望も私はかなりあると思えますので、ぜひ実現を図っていただきたい。それから、たたき台ですね、早急に検討するというところでありますので、やはり情報、知識を持っているのは派遣された職員、あるいはほかの役場の担当課ということになります。それをですね、そういう協力をいただける町民の皆さんと共有をできるように、知識、情報、そういうものをどんどん町民の皆さんにも提供をすると。それと同時に研修も必要だという考え方で臨んでいただきたいと思うわけであります。

それともう1点、町内の企業のこともお話がなされましたが、ホンダソルテックが町内の太陽光のせっかくの会社があります。そして、本田の敷地は、まだ相当空いております。数十ヘクタールですかね。例えば町民から出資を募って、本田の敷地内を借りてメガソーラーをつくるとかですね、そういう、町民の協力も得るという意味でも非常に実現性があるのではないかと。孫正義さんの大企業が来るのを待っているばかりではなくて、町民と力を合わせてできることがあるのではないかと。ことをですね、研究していただきたい。ぜひ実現できるのではなからうかと思えますけど、先般、ドイツからバイオマスの実践をする、100%エネルギー自給の村の講演がありましたけど、住民の多大なる努力もございますけど、やはり行政がそれなりの働きをしたものと私は考えております。

その2点について、研修のことと、町民の協力・協働をですね、この2点についてもう一度、部長

でもいいです。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 研修関連等につきましては、今、担当のほうでですね、国の事業100%の事業を今検討させていただいております。そういうような事業を推進するために、もしも彼もバイオとかいろんな形の中で勉強してきておるし、この地域についても十分、九州地域についてもちゃんと把握しているようでございますので、そういうようなものがあれば、からいも大学の中で研修計画をつくっていただければというふうに思っております。

そして、先ほどから申しておりますように、本田さんの中はなかなか今はもういっぱいございましてですね、メガソーラー関連、厚生施設関係もございまして、前から言っておりますようにですね、何か工場を持ってこれればメガソーラーとかいろんなものは別なところでもいいんじゃないですかというような話をしておりますけれども、本田工場の中においては、今のところそれなりの大きいメガソーラーをつくるというような場所は見当たらないようでございます。しかし、民間の土地とか、企業の土地、あるいは民間の方も、あるいは真木の牧野跡地の問題、この辺についても今ご相談をしておられます。また、民間個人の農業の方についての後継者の問題とかいろいろ、経営の問題でございますので、自分でやりたいなというような話も出てきております。そういうような関連の企業、あるいは民間の方についてのご相談関係等についても、しっかりと新エネルギー係のほうに電話を入れたりいろいろされるようなPRとか、そういうものをしっかりつないでいきたいというふうに考えているところでもあります。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 民間で自ら設置をしたい、あるいは何件か力を合わせて設置をすると、そういう相談窓口がなるということでもありますので、我々も大いに宣伝して知恵を、知識と情報をどんどん広める、一緒に広めてまいりたいと思います。

あと2問ございますので、先に進みます。

次に、若草学園の完全民営化問題についてお尋ねをいたします。ご承知のように、大津町立の知的障がい児童施設であります若草児童学園、1964年に設立がなされ、今年でちょうど48年、もうやがて50年経とうかとしております。町がまさに誇るべき福祉の心の象徴でもあります学園を民間に譲り渡してしまう。言葉を変えれば民間に売り渡してしまうという計画が進められようとしておりますが、この町が誇るべき福祉施設をこうした民営化に投げ渡すということは、まさに大津町の福祉の心の放棄ではないか。そして、このことはですね、行政や議会で一方的に民営化を決められる問題ではない、それほど大きな問題だと思うわけです。入所児童はもちろん、保護者、関係者、そういった方々の意見を公開の場で明らかにしていく必要がある。本当に民営化でいいのかどうかということですね。情報を公開し、また民主的な話し合いを行って決めていく、このことは、まさにまちづくり条例に合致をすることだと思うわけでありませう。

そこで、これまで若草学園が果たしてきた功績についてまとめてみましたが、何といたっても障がいを抱える、ハンディを抱えた子どもさんの生活、そして教育、同時に家族の安心に貢献をしてきた施

設であります。また、今から約50年前といいますと、こうした障がいを抱える施設はですね、まだまだ地域で理解が相当難しい時代であったかと思えます。そういう中で、町が率先して障害児童の施設をつくることによって、障がいを持つ方々への理解、また同時に福祉の大切さを一般社会に広めてきたという功績がございます。第3点に、町が直営をすることによって、役場の行政、同時に職員が障がい者への理解、福祉の大切さ、また町の障がい者施策を前進をさせてきたということだと思えます。町が誇るべきこの若草学園をなぜ民間に、完全に民営化させなければならないのか、私は到底理解ができません。現在、指定管理者制度によって町行政の責任の下に社会福祉法人に管理が委託なされております。もちろん私は指定管理者制度そのものにも反対をしましていましたが、この指定管理者制度ですら投げ出して、なぜ完全に民営化する必要があるのか。理由は一体何なのか。このことについて、まずお尋ねをいたしたいと思えます。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 若草学園の民営化ということについてのご質問でございますが、議員ご承知のように、今言われましたように、昭和39年の初代坂本町長の折に開園をしております。もちろん、事情は大変厳しいような状況であったのは確かでございます。しかし、その折の職員関係は、私もおりましたけれども、3年間、職員は熊本県から派遣された専門の職員で、その中で泊まり込みで、園内の中で泊まり込みで子どもたちの自立支援をやってこられた。そういう中で、雇用の問題とかいろんな社会的な問題がございまして、町立の学校から、分校から、それから県立の今は支援学校のほうへ学校も移り変わり、我々としても新たな施設を現在の若草学園、児童学園につくらせていただいております。もちろん職員の勤務状況も大分中身は変わりました、あるいは職員の異動関連等も変わってきたり、いろんな形で変わりながら歩いてきた若草児童学園でもあります。そのような時代の流れの中で、やっぱり誰が一番やたら一番いいのかなというのも検討をしてきた状況でございます。そういう中で、今回については指定管理があと今年で終わりますけれども、5年間。そういう中で、今専門的にそれぞれの職員、あるいは運営形態をやらせていただいておりますけれども、民営化することによって、そこにおける児童の皆さんが、今後についての社会自立の関係での新たな事業展開関係等が民間の社会福祉法人でやればできるんじゃないかなというふうに考えておりますし、我々行政でどこまでその辺ができるというような検討もさせていただいております。そのような、子どもたちの一番幸せは何であるかということも十分検討しながらやって、今検討委員会を開きながらやらせていただいております。内容等につきましては、担当部長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長中尾精一君。

○福祉部長（中尾精一君） 若草児童学園の管理運営の状況等について説明をさせていただきます。

平成17年度から大津町行財政改革大綱、それから集中改革プランに基づき、公の施設として民間委託の可能な施設と位置づけし、平成20年度から5年間指定管理制度を導入、そして現在民間委託についても検討しているところでございます。また、今後の施設管理運営につきましては、保護者会の総会や役員会で関係者の方からいろいろとお話をしながらご意見を聞いているところでございます。

意見・要望としましては、施設、保護者、学校との十分な連携が取れ、個人として必要な個別支援計画での適正な支援等ができており、また社会福祉法人運営のため、大幅な職員の異動がなく、コミュニケーションが十分図れ、継続した適切な支援ができていると聞いております。現在の社会福祉法人こすもす会の管理運営の継続を町のほうに対し要望をされております。

なお、これからの施設の管理運営や自立支援法等の改正、それから社会情勢の変化、多様化する住民ニーズに対応するために、サービスの質的向上を図る必要があると思います。また、安定した財政運営で職員等の適正な配置、それから雇用の継続ができ、研修会等への参加、自己研修会の開催等で職員のスキルアップが早急に対応することが必要だと思います。そのためには、社会福祉法人の運営により、障がい福祉の専門的な知識で効果的な支援ができ、あわせて利用者の皆さんの生活支援、就労支援等のレベルアップを図ることが必要だと考えます。また、現在幼児から児童生徒の障がいに関わる相談が年間に400件程度あっております。関係者の皆さんからの要望に対し、療育やデイサービス、生活訓練、それから就労支援等の新たな事業展開を図り、町民の皆様への福祉サービスの拡充に取り組めると考えております。現在、社会福祉法人の事業展開の例としましては、三気の里さんのほうでは障がい者の方の入所支援から通所支援、知的障がい者の方の通園、それから地域活動支援センター、グループホーム等への事業が拡大されております。利用者や保護者や関係機関からの要望に対しまして、早急対応がなされていると考えております。平成25年度からの新たな管理運営につきましては、保護者会での説明会等を開催しながら意見も検討し、民営化検討委員会及び民間移譲先検討委員会選定委員会で十分な審議を行い、若草児童学園を利用される皆さんが安心して生活できるような適正な管理運営ができる体制を検討し、議会への報告をさせていただきたいと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議 長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 若草学園は児童の施設でありますから、一般社会人の施設とはちょっと違います。そこでですね、民営化の必要性については、現在指定管理者制度で、今の説明ではうまく回っているということではないんですか。指定管理者では問題があるとは全く今の答弁の中では聞かれませんでした。つまり、民営化ということは、今の指定管理者ではまずいから、これを完全に民間に譲り渡す、売り渡すということで完全民営化の話が出てきているのではないんですか。報告書によりますと、ネットで調べたやつでは、年間で町直営から指定管理者になったことによって年間2千600万円削減効果があったと書いてあります。早い話が、職員の賃金・給料がそれだけ下がったということです。要するに、安上がり、福祉というのですね、もちろんそこに入っている子どもさんの生活、保護者の安心が当然であります。そこで働くマンパワーを提供する、働く人の生活も考える、これが本来福祉のあり方ではないんですか。金が節約できるから民間にすると。これは福祉の心に反することじゃないんですか。とりわけですね、児童の、子どもたちの障がい児の施設は、成人の施設よりも国から来る施設給付費というのは非常に低く抑えられている。また、自立支援法が制定されてから、学園に通っている、生活している子どもたちが自宅で、例えば1週間外泊をするとなると、その1週間分は支援費が来ない。ですから、今、指定管理者になっている福祉法人も、決して運営は楽

ではないと思いますよ。これは完全に民間になればですね、確かに譲り受けた社会福祉法人は、あの学園の施設やら土地やら全部もらい受けるわけですが、それは助かるかもしれませんが、完全に民営化になったら、これを自分たちに維持管理をしていかなきゃならない。大きな修繕なんかも全部自分たちでやらなくちゃならないんです。ということは、経営する社会福祉法人は、ますます経費を切りつけていくわけです。先ほど同僚の議員の質問にもありましたが、民営化というのはそういうものなんです。うんと利益は確かに社会福祉法人は望みませんが、赤字になってはならんわけですから、どんどん削っていくわけです。結果的に要するに金を削る、そのためには労働者の賃金を切り下げる。あるいは入所者に対して自己負担金を求める。この2つしかないんですから。そしてですね、民営化になったらですね、経営状況も何もかも、我々行政にももちろん、我々議会のところにも全く報告は、我々が報告しろといってもそれは無理なんです、議会のチェックはできないんですよ。だから私は、最低限、行政の責任は残すべきだと、あるいは議会のチェック機能も残すべきだという意味で、現在の指定管理者制度で続ければいいじゃないですかということを知っているんです。この指定管理者はなぜいけないのか、はっきりちょっと理由を聞かせてください。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 指定管理者と民営する社会福祉法人の経営の状況を考えますと、民営の中でしっかり新たな事業も取り組みができるというふうに思っております。もちろん三気の里やつくしの里については、それぞれの事業を社会福祉法人の皆さんが一生懸命頑張っていただいております。議員おっしゃるように、職員の給料というのは、当初はやっぱり仕方なく低いわけ、低いというか、この地域の福祉関連等の職員の基準、国の基準、そういうもので支払いをされておりますけれども、年々給料も上がり、そのためには社会福祉法人としてそれなりの事業もやらなくちゃならないんじゃないかなと。しかし、それは経営者、福祉法人の経営の立場でございますけれども、我々はその障がい者の人が、今子どもである児の人たちが今後社会に出て自立して生活できるようなものをどう取り入れていくかというような形については、それぞれの作業等やいろんな訓練をしながら社会に送り出す、それが社会福祉法人の責任ではないかなというふうに思っております。そのような状況の中で、障がいをお持ちの方、あるいはダウンの関係、自閉症の関係の方が入居して、親元を離れて頑張っておられますけれども、親としてもやっぱり自分たちにできること以上のものを施設に求めながら、施設としては、その子どもたちのために何ができ、今後の社会に向かっていけるかということが、やはり施設の職員であるんじゃないかなという、きょうの新聞にも、きのうか、新聞に載っておりましたけれども、東京のほうでもやっぱり障がいの施設関係の、国も雇用関係を2. どころに進めてどんどん上げておりますけれども、やり方によっては、障がい者のに事務的なことが4人ぐらいですけど、あとは21名近くは障がい者の方々がワープロ打ちながら、それなりの職種を検討しながら頑張っておられるというような、そのような事業を各企業とか、いろんな形にお願いしながら進められております。そういう内容というか、施設経営の状況等を考えながら、障がい者の皆さんが自立した、地域で生活できるような体制を今後とも我々としては企業の皆さんとともに障がい者の支援をやっていく方向をやっぱり支援をしていかななくちゃならないというふうに思っております。

○議 長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 町長も若草児童学園で働いてこられ、また福祉については造詣が深いというのは重々承知はしておりますが、ただいまの説明ではですね、とても納得がまいりません。現在、指定管理者、社会福祉法人に管理運営を委託しております。しかしこの若草学園は、あくまでも児童施設であります。この児童施設でですね、パソコンで仕事を取ってくるとか、そういう事業の展開というのは考えられないんですよ。例えば卒業間近でパソコンを習うということは、今の指定管理者だったらできるんですよ。その今の社会福祉法人が一生懸命子どもたちの就労支援、これから仕事をしていくために考えてやればいいじゃないですか。ですから、これは完全に民営化しなくても十分できるんですよ。本当に真剣に考えれば、町もそれに手助けをすると。それに予算が必要であれば町も出しましょうと、それが本来の児童が通うこの施設のあり方ではないですか。社会人だったらわかりますよ。新たな事業、何か仕事を持ってくるとか、そういう可能性もありますけど、児童が生活をするこの若草学園で、いわゆる金もうけの事業は本来考えられないということが原則にあるということです。ですから、保護者、もちろん子どもたち、今のままだでもいいということであれば、何も民営化する必要は全くないということです。

最後に1点だけ確認しますが、そういった、当初聞きました保護者、関係者、入所児童、こういった人たちの意見が公開の場で明らかにすることができるんですかね。その点だけちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 児の施設である、しかし子どもたちは大きくなっていきますので、それに備えた施設が必要であるというふうな観点で考えております。そして、今言われる社会福祉法人、あるいは保護者会のほうから陳情書がまいってきておりますので、その辺については公開条例というか、文書公開の中で見せることもできますし、議事録というか、会議の関係等についても施設にご相談しながら検討することは十分できるものというふうに思っております。

○議 長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 学園に通う子どもたち、またその保護者の皆さん、どちらかといえば社会的弱者の人たちであります。保護者にとっては、自分たちの子どもたちを預かってもらっているという、そういうハンディを抱えている人たちが大多数だと思います。言いたいことも言えないという、それが実情ではなかろうかと思えます。それでですね、そういった人たちの心配、私は民営化によっては決してよい解決方法にはならないと思います。まして役場行政がこれを投げ出すということは、決して許されることではない。民間の施設が絶対悪いといっていることではありません。三気の里さんやつくしの里さん、みんな頑張っています。しかし、町が運営をしているその若草学園があってこそ、基準点があるわけです。まして、若草学園は児童の学園であります。社会人の学園とは違うということを最後に指摘をして、この問題はまた触れていきたいと思えます。

3番目の質問に移ります。町長ご承知のとおり、大津中学校と大津幼稚園の間の道路問題、前回の選挙前に明らかになって、大変な大問題となったわけですが、その後、この道路問題についてはきち

んと町長、あるいは当時の教育長が謝罪をして撤回をなされたと。このことは、私は非常に評価をいたしております。誰しも間違いはありますし、間違ったら間違っただけでちゃんとそれを明らかにしてやりなおせばいいことだと思います。ところがこの道路問題と同時に、私は指摘をして、道路問題が解決した後も議会で、この幼稚園の児童の安全対策について質問をしてみました。先般同僚議員も質問をなされましたが、しかし全くこの4年間、この大津幼稚園の児童の安全対策は進んでいない、改善がなされていないということを指摘せざるを得ないと思います。先般、幼稚園の送迎風景を見て確認をしてみました。町長のほうに図面を、あるいは教育長にも渡しましたが、南のほうから幼稚園の駐車場のほうに進入をしていく。ところが、車の方向転換をする場所は一番奥でないとできない。幼稚園の中に入っていき車は、奥の方で方向転換して出ていく車、また道路に車を止めて子どもを連れて幼稚園に誘導をする親御さん、そして何よりも危ないのは、幼稚園に通う子どもたちのその下の子どもたちを親御さんたちは連れてきているわけです。そうした子どもたちが車の陰からいつ飛び出すか私はもうひやひやして見ておりました。確かに幼稚園側でいろいろお話し合いをなされて、時間差的な通園が取り入れられているようでありまして、あるいは中学校のほうに止めて歩いて幼稚園に通園をする。こういうふうにはいろいろ工夫がなされ、職員の皆さんも旗を一生懸命振って誘導をなさっておられました。今の状況では、ちょっと目を離したすきに子どもがぱっと飛び出してきたら、車、それも同じ幼稚園の保護者の車によって子どもが犠牲になりかねないという状況だと思います。そこで私は、直ちに改善策を求めたいということで、この改善の提案の地図もつくって町長、教育長にお渡しをしております。この点について、まずお答えを願いたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） 荒木議員の大津幼稚園の交通安全対策についてのご質問に対しましてお答えいたします。

大津幼稚園の登園、降園時における交通安全につきましては、園・保護者・行政が共に考えてきているところでございます。しかし、現状を踏まえまして、改めて短期的・中期的視点から対策を検討しなければならないと思っております。

まず、現在の登園・降園の仕方についてご説明いたします。先ほど議員も触れられましたけれども、繰り返しのようになりますが述べさせていただきます。登園時は2クラスの保護者は給食センター東側の駐車場を利用し、車を降りた後は子どもと一緒に大津中学校南校舎南側を通りまして、幼稚園東側の通路に出て横断歩道を渡って園庭に入り、子どもの入室まで見届けてから帰ります。残り4クラスの保護者は、園東側の通路に入り、車停止線で一旦停車し、横断歩道脇に立って交通整理と指導をしております。園長、園長が不在のときは他の職員になりますけれども、その職員の旗による指示に従いまして車を進め、園舎北側の駐車場に入り、そこで駐車して子どもを部屋まで送る場合と、駐車場が満車の場合はUターンして通路東側に2列縦列で車を止めて、車を降り、子どもと一緒に横断歩道を渡って入室まで見届けるようにしております。また、Uターン後、通路駐車の場合はハザードランプで、進行車は右ウィンカーで後続車に知らせるようなルールも徹底されております。降園時も同じ要領であります。子どもが園庭で遊んだり保護者どおりが話し込んだりしながら、なかなか帰

らないので通路に車が渋滞することがあります。雨天時に限りましては、園舎北側の駐車場でドライブスルー方式で降園させております。このときは、教職員が個別に子どもを車まで誘導して乗車させますので、安全性は高い状態です。現場の状況を確認するために、6月6日の登園時間帯と6月8日の降園時間帯に状況を視察してまいりました。その結果、幼稚園側と保護者による後援会側の交通安全意識の高さと、子どもの命を守るための協働体勢の確かさを具体的な行動等を通して知ることができました。ルールを守り整然と行動されており、教職員2人と保護者一人の3人体制で交通整理、見守り、誘導等が的確に行われているお陰で危険が回避できていることがわかりました。ただ、教職員や保護者の負担を考えますと、現状に甘んじ続けるわけにはいかないと思っております。教職員等が旗振りに立たなくなると、車の流れも悪くなり、約束違反も出てきて危険性はあると思います。今後は、すぐできる改善策としましては、降園時は天候にかかわらず毎日ドライブスルー方式で子どもたちを帰す試みをしてみようと考えております。そして、根本的な解決のためには、通路に駐車をしなくてよいように駐車場の用地の確保が必要であると考えますので、町長部局と話し合いを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 大津幼稚園の交通安全についてのご質問につきましては、今、教育長のほうから述べられたとおりでございます。今後につきましては町内の小中学校の環境整備については21年度から緊急性の高いものとして東小、南小の耐震補強工事、北小の大規模改修工事、きめ細かな臨時交付金事業による修繕や南署の防水等対応してきたところであります。また、本年度は東小の外壁等の改修工事を予定しております。このように学校施設での経年劣化が進行しているために、昨年度から学校施設の現状調査分析し、適切な時期に適切な保全がなされるよう学校施設、中長期保存計画の作成に着手し、現在計画の素案の段階で6月の政策会議に提案する予定です。本年度中に議会全協あるいは通学区域並びに教育施設検討委員会で報告説明し、検討調整をいただき、優先順位等で決定をしてまいりたいと思っております。もちろん、大津幼稚園等も含めたり、また大津保育園関連等についても、十分検討をしていかななくてはならないというふうに思っております。

○議 長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） もう時間がなくなりましたので、子どもが犠牲になってからでは取り返しがつきませんので、直ちに改善できるところは取り組んでいただきたいと思っております。

終わります。

○議 長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。3時15分から開会いたします。

午後3時06分 休憩

△

午後3時15分 再開

○議 長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

府内隆博君。

○2番（府内隆博君） 皆さん、こんにちは。2番議員、府内隆博が一般質問をさせていただきます。きょうは、3項目の質疑をさせていただきます。

最初に、児童減少対策のための町営住宅について質問をさせていただきます。現在、大津北小学校校区に2つの町営住宅があります。平川天神住宅は、昭和60年から63年度に建築、矢護川住宅が平成5年から7年度に建築されており、各小学校の児童数の減少に伴い、児童減少対策として建築されたと思います。平川住宅が12戸、矢護川住宅が12戸建設されています。今、基本的にその対策の支えになっているのか、疑問でございます。長く住んでおられる家族で平川住宅で昭和62年8月から、矢護川住宅で平成6年4月から、今なお住んでおられるわけでございます。町営住宅の中でも、平川天神住宅、矢護川住宅は特別でございます。入居時の条件として、小学校以下（就学前を含む）の子どもがいる世帯に限るという条文がございます。今、小学生がいる世帯で平川住宅はゼロでございます。矢護川住宅だ2世帯、入るときの制約はございますけれども、退去するときの条例、条文はございません。その中で、条文として中学校卒業または18歳になったならば、速やかに明け渡すという条文を明記できないかということでございます。なぜ私がこの住宅にこだわったかといいますと、統合前の平川、矢護川は児童数が減少して複式問題、いろんな問題でPTAを初め区長さん方々、そして地域の皆さん方か一生懸命子どものために、その住宅建設に当たったという話を聞いております。矢護川住宅では、前大村町長がPTA会長のときに、地域の方々、そしてPTAをまとめられ、そして住宅建設用地の方法を夜遅くまで皆さんと議論されたという話を聞いておりますので、そういったことから、町に陳情され、そして町が国からの補助を受け建設され、そんな思いが秘められておるわけでございます。そういったことで、町の考えを聞きたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 府内議員の矢護川、あるいは平川住宅についての入居条例の改正についてのご質問でございます。府内議員のおっしゃるように、大津町においては住宅に困窮する低所得者に対しての生活の安定と社会福祉の増進のために、町営住宅行政を推進しております。ご質問の平川天神住宅、あるいは矢護川団地は、過疎化防止と複式学級解消を建設の理由として、当時の北部地域住民の総意の下、当初より地域に根ざし、地域の慣習や環境を取り入れた団地として町が力を入れて建設したものです。この運用に当たりましては、募集要項を小学生または就学前の子どもがいる世帯として特化し、過疎化対策を図っているところであり、児童減少対策の一つの柱になっていると考えております。

議員ご指摘の住宅の明け渡しは、町営住宅条例関連等の条例の改正等については、今後十分調査をしながら、検討をしながら、住宅対象者の住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与してまいりたいと思っております。状況の内容について、担当部長のほうから説明をさせます。

○議長（大田黒英生君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 町営住宅の入居状況についてご説明申し上げます。

大津町が管理している町営住宅は、現在全体で16団地の822戸で、そのうち入居が791戸で617人となっております。議員ご指摘の平川天神団地、矢護川団地は築後18年から25年が経過

しており、当時小学生だった子どもたちも現在20歳を過ぎ、家族構成が変わっている世帯もあります。現在、平川天神団地は12戸中就学前の子どものいる世帯が、4世帯で8人、小学生がいる世帯ではありませんが中学生がいる世帯は2世帯で2人、高校生がいる世帯が3世帯で3人、合計8世帯で、子どもは計13人でございます。そのほかの4世帯につきましては、11人で10代が2人、20代が2人、40代が4人、50代が3人となっております。また矢護川団地は12戸中小学生のいる世帯が5世帯で7人、中学生がいる世帯は3世帯で3人、高校生がいる世帯が3世帯で5人、合計8世帯、子どもは計15人でございます。そのほかの4世帯は17人で、20代が9人、40代が1人、50代が7人となっております。退去状況につきましては、平川天神団地が25年間で16世帯が退去されております。その内訳は、転居13世帯のうち、平川地区内の転居が4世帯、転出2世帯、職権消除が1世帯となっております。矢護川団地につきましては18年間で15世帯が退去されております。その内訳といたしましては、転居8世帯のうち矢護川、平川地区内転居が5世帯、転出7世帯となっております。本年度5月の補充入居者募集では平川天神団地1戸に対しまして5件の申し込みがっております。この団地につきましては、抽選会で入居者が決定している状況でございます。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 府内隆博君。

○2番（府内隆博君） 今の天津北小学校は、平成15年に矢護川、真城、平川小学校が統合して今の天津北小学校になっているわけでございます。当時が、平成15年に129名の児童がおりました。そして、それから24年度は86名と、非常に減少となっているわけでございます。そういったことで、これ以上に児童を減らしてはいけないという思いで、私も平川から町内の方が天津に出ていくことに、少しでもこう児童数が増えるようにということで戻ってきてほしい、そういったお話をするわけでございます。それと、先ほど総務部長が言われたように、5月の募集では5件の申し込みがあったということで、抽選で1人しか入れないわけでございますので、その中にも茨城から帰ってくる、来年から小学生がいる家庭もございまして、そういったことで平川に住んではどうかという話をして、抽選に漏れたわけでございますけれども、そういったことで天津北小に入りたいという家族が、父兄がおりまして、そういったことが少しでも今後ともですね、こういった対策に対応した住居、または募集をしていただきたいと思います。

次に入らせていただきます。2番目の太陽光発電補助事業についてでございます。全原発停止で政策転換が迫られる中、再生エネルギーの普及が加速している。7月から電力会社に太陽光などの全量買い取りを義務づける再生エネルギー特別措置法固定価格買い取り制度が施行される。太陽光発電が1キロワット当たり42円、20年間家庭の太陽光は同額で10年間買い取る。町は太陽光パネル設置に補助金を出しているが、国と県からも補助金が出ています。国が積立金をしているその補助金の中で、25年までに積立金がなくなるということで、25年以降補助金が出ないのでないかという心配がございます。そういったことで、町はどういった対策を取るか、今、町は住宅太陽光発電システム設置の補助金を出しております。太陽光発電出力時の1キロワットに3万円を上乗せした額、補助金と合わせて上限が20万円でございます。町内で製造された太陽光発電、先ほど言いましたように

ホンダソルテックですね、これが国と合わせて上限30万円までという、10万円の差がありますけれども、これも国補助金が条件という条件が付いてございます。そういったことで、町はこれからどういった対策を取るのか伺いたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 府内議員の太陽光発電の補助金等についてのご質問でございますけれども、太陽光発電などの再生エネルギーの活用は、地域温暖化対策にとって極めて重要な手段であると思っております。東京電力福島第一原発の事故以降、国や県においてもエネルギー政策に関していろいろな動きがあつているようでございます。国は先月の2030年における温室効果ガスの削減案をつくり、今年の夏に制定する新エネルギー基本計画に反映させることとしており、県でも太陽光、水力、小水力やバイオマスなどの再生可能なエネルギーの導入や省エネを促進するための施策を網羅した県総合エネルギー計画を9月に策定する方針です。大津町においても、国と県のエネルギー担当課に町職員を派遣し、役場内に新エネルギー対策係を新設し、総合的にエネルギー問題に取り組んでいく体制を整えたところでございます。太陽光発電は、発電ときにCO₂などの太陽汚染物質を発生させない利点があり、国・県・町において助成制度を設けながら普及促進しているところであり、国が行う住宅用太陽光発電システムに対する助成制度については、平成23年度の第3次補正予算において869億円の基金を造成し、電力の固定価格買い取り制度とあわせて、今般の電力供給不足への対応も図ることとしています。昨今、家庭用太陽光発電パネルの普及は加速しており、太陽光発電協会によりますと、本年4月末までで設置件数が100万件を突破したとのことであり、そのような状況の中で造成された基金については、平成25年度で消化する見込みであり、現時点ではその後の助成計画はないと聞いております。なお、再生可能エネルギーによる発電の普及を促す固定価格買い取り制度により、発電者側に有利な価格で長期間の買い取りが電力会社に義務づけられたことで、一般家庭だけでなく民間企業の積極的な発電事業への歳入が見込まれるものではないかと思ひます。

このような再生可能エネルギーの活用は大変重要な問題であり、今後国のエネルギー基本計画や県のエネルギー計画の中で貴重な論議がなされていくものと思ひます。大津町としても、その中で太陽光発電を初めとする各種エネルギーの活用政策に取り組みたいというふうに思っております。

詳しくは、また担当部長のほうから説明をさせます。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 府内議員の太陽光発電についてのご質問で、大津町の現状等についてお答えいたします。

全国における太陽光発電システムの普及率は、平成23年度末の平均で3.6%です。その中で、熊本県は全国2位で6.7%となっております。当大津町につきましては8.65%となっており、これは全国1位の佐賀県の平均値7.3%を超えるものであります。町は平成19年度から太陽光発電システム設置補助事業に取り組んでおり、平成23年度末までに173件、1千855万円の助成を行っております。本年度におきましても40件分375万円の予算措置をしており、5月末時点で10件、63万2千円の申請があつており、順調な滑り出しとなっております。また振興総合計画の中では数

値目標として、平成27年度に普及率10%を掲げ、太陽光発電システムのさらなる普及を目指しているところです。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 府内隆博君。

○2番（府内隆博君） 国が基金がなくなり、補助金がなくなるとするならば、町はどういった対応をするか、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 府内議員の再質問にお答えいたします。

先ほど町長の答弁にありましたように、国・県においては今年度中にエネルギー計画が策定される予定になっております。その中で、具体的な太陽光発電に関する支援策等が示されると思いますので、情報収集に努めながら、大津町における今後の施策を総合的に検討してまいりたいと考えております。

○議長（大田黒英生君） 府内隆博君。

○2番（府内隆博君） これから太陽光発電はパネル事業もエネルギー変換率や蓄電池の技術補助などにより、さらに大きな将来性を秘めているわけでございます。大津町においてもホンダソルティック、地場産業のこれからの活性化に期待をしたいと思っておりますし、また地元のホンダ関係が非常に厳しいという中でも、ホンダソルティックのほうは、パネルのほうには将来性があるんじゃないだろうかというふうな思いもしております。そういったことで、またこれからもそういった国・県の補助をやはりこゝ住宅太陽光発電のためにも少しでもこう活用されますようお願いを申し上げます。

続きまして、3番目に入りたいと思います。行政嘱託員についてでございます。現在、大津町に行政嘱託員は62名おられます。仕事として大津広報にも書いてありましたが、町政の推進、町からの文書などの配布、災害時の情報提供など、地域内の住民の転入転出の把握など、住民をつなぐ役割を担っているわけでございます。ほかにも、ほかの地域によっても水田の減反調査や農地・水・環境保全事業の計画、実行など、幅広く活躍されております。任期は2年間ですが、地域によっては長く嘱託員をされる方、1年で交代されるところもあります。また、それ以上に小さな地域では、何回も嘱託員、区長をされるところもありまして、なかなか厳しい状況もあります。初めて行政区嘱託員になられた方で、町嘱託員会議の説明会で、なかなかわかりづらいという意見もございます。そういったときに、地域推進委員を活用して書類の説明、条文をつくってそういう説明会をしてはどうかという意見もございます。それから、また町との意見交換会を多くしてほしい、行政嘱託員と町、それに議会議員との意見交換会の場を提供してほしい、また計画してほしいという意見もございます。それと、各校区ごとに町長三役と職員、議員さん方が出向いて年に1回は町民との対話集会なり町政報告会をしてはどうかという意見もございます。私も、嘱託員経験でございますけれども、私はちょうどミニ特区事業の3年目に入ったときから2年間行政嘱託員をさせていただきまして、そういった思いも私も同感でございます。そういったことで、町と嘱託員さん、そして議員さん方が一体となったまちづくりに進めば、素晴らしい町ができるんじゃないだろうかという思いでございます。それと、菊陽町も取り組んでいる子ども議会の開催を計画してほしいという意見もございます。それから、今、行政区

嘱託員の皆さんや町民の方々が一番気になることがございます。今年の12月25日、任期満了に伴う町長選挙のことではないかと思えます。町長として2期8年間を迎え、就任時以来町民主体のまちづくりの自念の基にいろいろな施策をなされてきましたが、この2期を振り返ってみて、政策と実行においてどのように評価されていますか。また、平成18年に町の10年間の基本方針である大津町振興総合計画を策定されました。前期が終わり、後期基本計画が平成23年度から平成27年度まで、残り4年間に向けてまだまだ多くの施策や課題等があると思われそうですが、町長ご自身で振興計画を立てられたのであれば、町長自ら最後まで実行されるのか、どのように考えておられるのか、ご所見をお尋ねします。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 府内議員の行政区嘱託員についてのご質問でございますけれども、嘱託員の皆様に住民と行政を結ぶパイプ役として、日ごろからご尽力をいただいております。また地域の代表である区長という立場で行政全般にわたりご協力をいただいております。行政区嘱託員会議は年に2回実施しておりますが、4月の会議では各課からの事業説明が中心ですし、12月は連絡事項が主な議題になっております。今後は、町の重要政策や課題、または地域における問題点などを共に検討する会議を南部や中部や北部、あるいは学校校区において考える必要があるんじゃないかなというふうに思っております。そのような会議については、地区担当職員を含めたところの情報の共有関係をしっかりと取っていくために、自らが今後を、その地域の中に入りながらやっていく情報を提供し、意見を、情報を共有することが一番大切ではないかなというふうに思っております。

そのような中で、私も平成19年度からの事業関係等をさせていただいております。大津町振興総合計画に基づいて事業を進め、その理念であります「人と自然、心かよい合う素晴らしいまちづくり」を進めてきておりますけれども、地域の皆さんのご協力により、第1期の行政改革関連等についても進めさせており、今後の後期の部についても、今、推進をさせていただいております。

そのような行政改革の中におきまして、まだまだやらなくてはならないものや、これから皆さんとともにやっていく協働のまちづくり、そのような意味の中におきまして、自助の力、個人の努力、そのような個人で頑張ってもらう力や、共助の力ということで、人と地域がともに支え合うような、そのような力、そして公助の力ということで、行政がお手伝いするような力、このような3つの力によって大津町の元気な大津町をつくり上げる。そのためには、目的、目標に向かって協働して元気なまちづくりの力になることが必要であるし、そのためには大津町全域の皆さんとともに、この目標・目的の一つになって頑張っていかなければならない大きな課題がこれからもあるんじゃないかなと思うし、まさしく今までやってきた残りの事業、改革関連等についても、先ほど申しましたように、40の事務事業の評価もさせていただいておりますけれども、まだまだやらなくてはならない評価替え等、いろんなものもあるようでございます。しかし、我々としては、大津町をみんなで作るためには、皆さんの知恵、そしてそのような今後の少子高齢化の中で何をやっていくかというようなことをしっかりと相談をしなくちゃならないし、そして再資源エネルギー関係等についても、今、一生懸命取り組みをさせていただいておりますけれども、まだ出発した段階でございます。そのようないろんな形で、

新たな事業関連等、まちおこし関係等についてしっかりと取り組んでいきたい。もちろん、高齢者や地域の皆さんだけでなく、菊陽でやっておられます子どもたちの目線における子ども議会関係等についても、しっかりやらせていただければなというふうに思っております。今後につきましては、皆様のご支援、ご協力があれば、健康に十分注意しながら、しっかりと頑張っていきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 議員ご質問の行政区嘱託員さん、それから区長さん等の会議等の状況について申し上げます。

先ほども述べられましたように、現在65行政区に60人の行政区嘱託員を委嘱しております。嘱託員会議につきましては年2回4月と12月に実施しておりますが、同時に区長会も開催されています。以前は午前中に区長会、午後からは行政区嘱託員会議ということで実施してきましたが、最近では午後から区長会と行政区嘱託員会議を開催していますので、どうしても町からの事業説明などに時間を取られ、十分な質疑の場が取れなかったのではないかと反省をしております。また、資料などにつきましても事前配付の要望などもあっておりますので、今後日程等も含めまして区長会とも相談しながら改善してまいりたいと思います。

またお話がありましたとおり、各地区には地区担当職員を2名ずつ配置いたしまして、行政区嘱託員の皆さんと連携して、地区の皆さんの意見や問題につきまして一緒に考えたり、行政の情報などを提供するようにしております。ただ、地区によりましては行政区嘱託員と緊密な関係が気づけている職員もいれば、なかなか連絡が取れていない地区もあるなど、その取り組みに温度差があるのも事実でございますので、さらに地区担当職員につきましては、その任務につきまして指導してまいりたいと思います。

今後の行政区嘱託員会議のあり方につきましては、町長が述べられたとおり、改善に向けまして区長会などとも十分協議しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（大田黒英生君） 府内隆博君。

○2番（府内隆博君） 区長会におきましては、本当に私の経験ですけれども、いろんな悩みがあるわけでございます。町長は大津町の代表でございます。嘱託員、区長さんは村の代表でございます。大きさは違いますけれども、いろいろな悩みがあると思います。先ほど町長からはっきりとは取れませんでしたけれども、再出馬があるのかどうか、もう一度お話を聞かせていただくならと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 大津町行政を8年間携わらせていただいておりますけれども、今、最終的な仕上げというか、この辺の流れの中で新たな事業おこしをするためには、町民の皆さんとともに協働の社会を今後つくりながら、大津町の元気さをつくっていききたいというふうに思っておりますので、皆様のご理解とご協力、ご支援があれば、再度町長選に挑戦していきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 府内隆博君。

○2番（府内隆博君） 今、町長から再選に臨む気構えについて、本当に力強い大津町政の今後のビジョンについての答弁をいただきました。心強く思っております。町民と一緒にやる気、元気、本気でまちづくりに取り組もうという政治信条を着実に実行に移され、それから評価されたと思います。どうか町の発展のために頑張ってくださいますようにと考えております。

これで私の質問を終わります。

○議長（大田黒英生君） これで、本日の一般質問は終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

午後3時49分 散会

本 会 議

一 般 質 問

平成24年第2回大津町議会定例会会議録

平成24年第2回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第3日)

平成24年6月12日(火曜日)

出席議員	1番 金田俊二 2番 府内隆博 3番 吉永弘則 4番 源川貞夫 6番 大塚龍一郎 7番 新開則明 8番 月尾純一朗 9番 坂本典光 10番 石原大成 11番 手嶋靖隆 12番 永田和彦 13番 松永幸久 14番 宇野光廣 15番 荒木俊彦 16番 大田黒英生
欠席議員	5番 鈴木 ムツヨ
職務のため出席した事務局職員	局長 府内 隆一 書記 堀川 美紀
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家入 勲 総務部総務課長 田中 令児 副町長 徳永 保則 企画部企画課長 杉水 辰則 総務部長 岩尾 昭徳 総務部行政係長 藤本 聖二 企画部長 木村 誠 企画部企画課長兼行政推進係長 白石 浩範 福祉部長 中尾 精一 土木部長 併任工業用水道課長 中山 誠也 教育長 那須 雪子 経済部長 西本 昇二 教育部長 松永 高春 子育て支援課 松永 高春 農業委員会事務局長 松岡 秀雄 会計管理者 兼 兼ねて会計課長 徳永 太

日程第 1 一般質問

午前 9 時 5 9 分 開議

○議 長 (大田黒英生君) おはようございます。開会に先立ちまして、昨日、府内議員の一般質問の中で通告以外のところが見受けられましたので、注意しておきます。

これから、本日の会議を開きます。なお、鈴木ムツヨさんより欠席の届け出がっておりますので、報告します。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議 長 (大田黒英生君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

源川貞夫君。

○4 番 (源川貞夫君) 皆さん、おはようございます。通告順に従いまして、ただいまから 4 番議員、源川貞夫が一般質問を行います。今回の質問は、2 点でございます。まちづくり交付金事業の成果と展望について、2 番目に、益城町の民間の熊交観光バスが 4 月から運行を始まりした格安貸し切りバスのデリバスについての質問を行いたいと思います。

都市再生整備計画事業としてのまちづくり交付金事業が平成 1 9 年度から平成 2 3 年度までの 5 カ年行われてまいりました。これは国の補助が 4 0 %で、町としては有利な事業であります。残りの 6 0 %は町が負担しなければなりません。区域としては、大津町中心部の再開発がこれからのまちづくりに有効で、しかも有利ということで、本田技研の南側道路からアルコール工場跡地を含んだ 5 7 号線バイパスまでの 5 5 0 ヘクタールを整備区域として実施されてまいりました。主なものをいくつか挙げてみますと、道路では本田技研南通り線、門出中学通り線、駅前楽善線、美咲野大津線、県道西鶴中井迫線等々あります。それから、公民館分館建設、駅前広場と駅南口ビジターセンター、アルコール工場跡地利用での子育て健診センター等、大津町中央公園、それに中心街にオープンいたしました交流センターと歴史文化伝承保存館、すずらん灯の設置、それから防災無線の整備や文化ホール客席及び駐車場、建物の外装、音響等の整備等、ほとんどがハード面の整備であります。確かに道路関係は人間の体でいうと血管のようなもので必要不可欠であります。問題は箱物でございます。今後、このような設備や施設等には維持管理の経費が将来にわたってかかるのはもちろんであります。大津町中央公園も 4 月にオープンいたしました。町の中心にある公園ということで利用者も多く、評判もいようです。しかし、これから梅雨に入り、夏本番となります。植栽はしてあるようですが、できたら木陰になるような大きい木がほしいなというような声も聞くようでございます。

それから、同じく4月に開設いたしましたまちづくり交流センターと歴史文化伝承館の成果と利用状況及び今後の課題はどうか、お伺いしたいと思います。

きのうの同僚議員の一般質問にもありましたけれども、歴史文化伝承館では、梅の造花保存会の展示、例会等が行われているようでございますが、そのほかにどのような利用がされているのか。今、住んでいる地元大津町の歴史を知る上で学校関係での先生や生徒の来館、または予定はあるのでしょうか。話によりますと、下町の窪田日吉神社の奉納絵馬が1枚だけもう修復されたそうでございます。その展示もされるようでございます。大津の歴史に関係する展示品や行事の案内等は、生涯学習誌にコーナーをつくり、広報紙宣伝をしてほしいと思うものであります。町は、今後どのようにして多くの町民が利用し、来館者が増える工夫や考えがあるか、お聞かせいただきたいと思っております。

また、PRの方法とはどんな手段でされるのですか。

交流センターについても同じでございます。具体的に何をするとところですかとか、会議や会合だったら駐車場も広い生涯学習センターやオックスプラザもあるではないですかとか、イベントといってもいつもあるわけではない、どういうときに利用したらいいのですかといったような意見をよく聞きます。造った以上、いかに町民のためになるか、利用しやすく、町の活性化につながり、最初の目的に沿った形として役割を果たしているかであると思っております。これらの事業の成果と今後の展望について、町長にお聞きいたします。特に交流センターと歴史文化伝承館をお聞きいたします。

以上でございます。1問目、終わります。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） おはようございます。源川議員の一般質問にお答えをしたいと思います。

その前に、大変大津町の歴史、あるいは大津町の町の流れというのは、もう皆さんご承知かと思えますけれども、江戸時代の宿場町から始まりまして、大正、昭和のこの中心市街地が、アクセス道路ができて商業が集積、素晴らしい大津町の発展、にぎわいがなされてきておりました。もちろん、東部の経済の中心地ということで、近隣の皆さんが大変大津町に足を運んで、買い物をしたり、いろいろとして商業も大変栄えてきておった時代でございます。しかし、時代の流れに沿いまして、昭和の後半から平成にかけて国道57号線が開通し、黄金道路というような形で南のほうに商業の集積が図られてきております。もちろん、そこには外資、町外の資本が流れているようでございますけれども、大津町の商店街関連等につきまして、いかに活性を図るかというような形で、先輩の皆さん方々がしっかりとご検討をこれまでなされてきた中で、小売り店から大型店、あるいは共同店舗というような道を歩いてこられた中で、昔のように映画館がいくつもあり、あるいはパチンコの娯楽、そして食の文化である食堂関係を初めとする、そのような賑わいのあった町をどう再生するかということについては、大変皆さんも検討されてくる中において、このような流れの中で大津町の、例えば包括支援センターは肥後銀行が南へ移り、あるいは熊本相互銀行も南へ移り、いろんな形で、法務局も東の方へ移転をするという、本当に商業の後継者を初めとする企業の転出及び空き店舗の状況が続いているというような状況でございます。

そのような中におきまして、大津町の顔として駅周辺やこの中心市街地にどう人呼び込みながら

大津町の活性を図っていかなくちゃならないかというようなことを検討する中におきまして、新たな商業集積は無理であるというような思いもしまして、そこにやっぱり人を呼び込む、そのようなためには、大津町の歴史をどう生かしていくかというような形で、歴史伝承館をつくり、その中で大津町の伝統文化である梅の造花の検証をしっかりとやっていく中に、あるいは大津町のそれぞれの各地から出ている貴重な文化・歴史の品物を展示しながら、大津町の町民や町外の皆さんに知っていただくことが大津町に愛着を持ち、あるいは大津町を大好きになる第一歩につながるんじゃないかなという思いをしております。もちろん、少子高齢化の社会を迎える中におきまして、周辺の地域の皆さんが包括支援センターを通しながら健康や食、そういう文化を通しながら町へ情報を交換しながら、そこでの交流をしっかりとやっていただけるような施設になっていただければ、大津町の宿場町としての、あるいは大津町まちづくり協議会からいただいております提言に基づいて、一つ一つそれを実行していかなくちゃならない大切なときであるというふうに思っております。もちろん、上井手沿いの問題、あるいは大松山から昭和園の問題、その上井手沿いには神社仏閣関連等もございますので、今後どのような工夫をしながら、散策道路を初めとする町の中における食と健康の交流施設、おいしい店ができるようなものができれば、きっと大津町には人が寄り、にぎわいを迎えるんじゃないかなと、そういうような思いで今回つくらせていただいておりますけれども、これは行政だけの力ではどうしてもPRやそういうイベント関連等については、やっぱり地域の団体や地域の皆さん、一人一人の皆さんが、その思い、そういう協働の力を借りながら今後の事業の推進というか、それぞれの施設の活性化を図っていかなくちゃならない大切な住民の皆さんとの力を合わせるが一番であるというふうに思っております。

そのような状況の中で、今後について、まだ2カ月でございますけれども、今後についての展開、あるいはある議員からも指摘受けておりますように、事業効果、あるいは評価を、事務評価をしながら、今後についてもつなげていかなくちゃならない町の責任もあると思っておりますので、今後について住民の皆さんとともに一緒になって、この街中をしっかりとした賑わいのまちにつくっていかなくちゃならないという思いをしております。

そんな思いの中で造らせていただきました施設関連等については、担当部長のほうより状況を説明させていただきます。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長中尾精一君。

○福祉部長（中尾精一君） おはようございます。ご質問の中の中央公園の利用状況につきましてお答えいたします。

現在、公園内のジョギングロードの利用につきましては、早朝から夜間まで定期的に利用がっております。実数的には午前中が10名前後で、昼間が5名前後になっております。夜間は少し増えまして15名前後の利用がっていると聞いております。また不定期な利用としまして、町内保育園児等の運動の場としても利用されております。

遊具等の利用につきましては、親子連れが毎日利用されており、時間帯としまして午前10時から12時過ぎまで20組ほど、午後4時から夕方まで10名程度の利用がっております。なお、土曜・

日曜・祝日には、平日以上に多くの家族連れがご利用されております。

今後につきましては、7月から実施します健康づくり事業や8月からオープンします芝生広場の利用開始に伴いまして利用者の増加が予想されます。利用される皆さんに迷惑がかからないように利用制限等についても、関係課で協議し、対応してまいりたいと思います。また、施設を利用される方たちからは歩ける公園が近くにできてよかった、きれいで利用しやすいとか、公園内の照明が少し足りない、日陰が少ないなどのご意見があります。

課題としましては、犬の散歩やトイレ等の施設に対する夜間のいたずら、中学生と思われる集団の夜間のたまり場的場所になりつつあることです。今後、公園利用のマナー問題につきましては、看板等で周知を徹底し、また警察によるパトロールの実施、それから地域、関係機関、団体との連携によりまして改善できるよう対応してまいります。

以上のとおりです。よろしく申し上げます。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） おはようございます。交流センターの利用状況についてお答えいたします。

この施設としては、交流スペース、調理室、準備室、展示・情報スペース、屋外イベントスペースなどがあります。施設を利用した事業でございますけれども、現在行われているのは、高齢者の方に対していきいき複合教室が行われております。交流スペースと調理室を高齢者が介護にならないようにするための予防事業として、運動、足腰の運動など、あるいは栄養教室にご利用いただいております。展示・情報スペースでは、防災週間にちなんで東日本大震災や大津町であった災害のパネル等を展示しており、また町内の方々に防災情報を発信しているところでございます。今後の事業といたしましては、町内には若草学園等の福祉施設があり、その作品の展示等を行い、障がい者の方々との住民の交流等を考えています。また、翔陽高校等で作られた加工食品等の販売実習を定期的で開催し、子どもたちや大人の世代間の交流も考えております。調理室を利用した事業といたしましては、食生活改善グループ等の食育に携わる団体等の連携の場として、また活動の発表の場としてご利用いただいたり、JAの女性グループ等による地産地消の啓発のため、四季折々地元産食材を使った料理教室を考えております。その他、屋外イベントスペースでは、つつじ祭りのときには商店街にご利用いただき、おもてなしやイベント等を行っていただきました。

次に、現在の利用状況でございますが、4月1日から5月31日までの来館者数は1千642名です。そのうち交流スペースなどの施設利用者数は16の団体や個人で699名です。残りの943名は、施設の利用の申し込みなどにいらっしゃる方々の人数でございます。現時点での6月の使用申し込み予定では、17団体と個人で561名の予定でございます。7月以降の利用についてでもいくつかの団体が利用申し込みをされております。今までのPR活動でございますが、まだ3カ月目でございますが、広報等、あるいは出向いていっての活動をさらに継続しなければならないのではないかと考えております。

事業成果につきましても、利用率は大変私はいいと思っておりますけれども、まだまだ頑張らなければならないと思っております。

○議長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 源川議員の質問にお答えいたします。

歴史文化伝承館では、オープン以来、4月の来館者は町内216名、町外25名の計241名。5月は町内152名、町外14名の計166名、合計で407名の方がご来館されております。研修室の利用は、梅の造花保存会、歴史教室、拓本教室、文化財保護委員会の会議の4団体の定期利用となっております。月初めに利用申請書を提出してもらって計画的に活動が行われているところでございます。今後、多くの町民の方々にこの施設の利用をしていただくために、文化関係団体への利用登録推進と町民の皆さんに対して展示物等の紹介PRのために生涯学習情報誌を活用していきたいと思っております。

また、町内各小中学校の歴史学習等に利用を図るとともに、公民館講座でも広く利用を推進する計画です。4月オープンから2カ月余りが経過しましたので、アンケート箱を、もう既に設置しておりますけれども、設置し、来館者の声、町民の皆様の声を聞きながら、より皆様が利用しやすく親しめる施設運営を行っていきたいと考えております。

○議長（大田黒英生君） 源川貞夫君。

○4番（源川貞夫君） まだ2カ月経ったばかりで答えを出すのは早いと思えますけれども、どうやって知らせるか、生涯学習情報誌、それから大津広報ですかね、それから実際先ほども言いましたけど、どういう形が今利用されているかというのがわかれば、じゃ自分たちもこういうのを利用していいんだなと、具体例ですかね、そういうのが提示されていればですね、大津広報なり、先ほど言いました生涯学習情報誌等で発表していい分はですね、こういう団体さんが利用されましたとか、そういうのをすれば、それに類似した団体の方とか、個人でもですね、利用が増えるんじゃないかなというふうに思います。先ほど言いましたように、どうやって来館者を増やすかですね。それと、先ほどアンケートも始められているそうですけれども、来られた方が最初の目的で言えば、オークスに車を駐車して商店街を歩かせるというような形でしたけれども、実際、そこまでどういう形で皆さん来られているのか、商店街を散策されて来られたんじゃないと思えますけれども、そこに誰かに送ってもらったとか、車止められんからですね、何台も止められないと、歴史伝承館も一緒でございます。図書館のほうに置いて歩いて来られたとか、そういうのもアンケートで採ってもらえば参考になるんじゃないかなというふうに思います。何しろ箱物ですので、先ほど言いました中に一つありました、同じような建物が生涯学習センターもあるし、オークス広場もあると。なら、あっちのほうがよかろうという声を聞くのが多いもんだからですね、ちょっと尋ねてみたわけでございます。まだできたばかりであれですけれども、頑張っていたきたいというふうに思います。宣伝費といいますか、PRのほうにはですね、何しろ足を運んでもらわんことには、どんなに準備していても成果が出ませんので、その点よろしくお願ひしたいと思えます。

続きまして、2問目に入ります。これは行政がすることではありませんけれども、新聞の記事が目にとまりましたので、それでちょっと質問したいと思えます。格安貸し切りバス、デリバスについての質問をいたします。益城町広崎の民間の熊交観光バスが4月から運行を始めました。距離・時間併

用性を導入し、1日貸し切りは半ば業界の常識でありましたが、待ち時間等の無駄を極力減らし、1台当たりの稼働率を上げることに低料金を実現いたしました。距離性については、九州では初めての運行であるということでございます。1日貸し切りだと大型で4万円から6万円だったのが30キロ、基本時間は60分までなら小型1万2千円、中型1万4千円、大型1万8千円と、上限は60キロで大型は3万円という金額設定でございます。グラウンドゴルフ大会の参加、老人会の小旅行、学校の部活動や対外試合等々に格安であれば利用される団体が多いと思われまふ。特に学校関係等で私が役員をしているときでしたけれども、部活動ですね、いろんな対外試合、練習試合で行くときに、保護者もしくは学校の先生が、監督なりが、わざわざそのためにボンゴを買ってといひますか、送迎をされていたようございませぬ。もしものことがあった場合ですね、もちろん保険等にはかたられていると思ひますけれども、親御さんの了解も得られているということではあると思ひますけれども、事故が起きてからではなかなか責任問題とか、そういうので大変と思ひます。今はどういふ状況になつていふのか、それもちよつとお伺ひしたいというふうにおもひます

この新聞記事を見て一番におもつたのが、役場関係の公用車、今はバスが何台あるかもちよつとお伺ひしたいと思ひます。教育委員会と書いたバスもこの間ちらつと見ましたけれども、あまり動いていないようすけれども、動いてないといひますか、私が見かけたのがですね。実際稼働率といひますか、どのくらい利用されているのか。それもちよつとお伺ひしたいと思ひます。利用するに当たつての決まり等がいろいろあると思ひますので、なかなか役場関係の行事以外には使われないかもしれませぬけれども、学校関係等にどこまで利用できるかとか、そういうこともお伺ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 格安のデリバスの運行等について、今、議員おっしゃるよう、まだまだ全国でも始まつたばかりのサービスではないかというようなことでございませぬけれども、決められた料金設定や短時間の利用を可能とした新しいサービスで、熊本県内では益城の業者が4月からサービスを開始したと新聞報道があつておりました。子ども会や老人会、学校などのクラブ活動などの利用を想定されているようすですが、大津町もその対応地域に入つていませぬということございませぬ。対応地域といふのは、1市5町ということ、町村については御船、嘉島、益城、大津、菊陽というようなことでございませぬが、町民の皆さんにとつても便利なサービスになるのではないかとおもひますが、町内にもバス事業者の営業所などもありますので、それらの事業所も取り組んでもらえれば、さらに町民の皆さんにとつても利便性が向上するのではないかと期待はしておりました。また、町の行政バスの利用状況関連等については、担当の部長より説明をさせていただきます。

○議 長（大田黒英生君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） おはようございませぬ。行政バスの利用状況について申し上げます。

町の行政バスにつきましては42人乗りの大型バスで、運転につきましては株式会社九州セブン観光に委託をしております。利用につきましては、各課が行いませぬ各種事業や大会などへの参加、またそれぞれの委員会の研修などに利用されておりました。平成23年度の利用状況につきましては日帰り

の研修などに23回、宿泊を伴うなどの研修関係で7回、合計30回が利用されている状況でございます。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 源川議員の質疑にお答えいたします。

部活動関連の、部活動の大会とかですね、それから試合の参加時の児童生徒の送迎方法ということでございます。各小学校、中学校調査いたしましてですね、原則保護者が送迎するということが原則でございます。大津中学校におきましてはバス会社に依頼することもあるというようなことで聞いております。ですので、先生が車を借りて運転をするということはやっていない。原則保護者が送迎ということでございます。

それから、保険につきましては、PTAの安全互助会、それから災害見舞金等に加入している。それと、まず保護者が送迎する場合は保護者の任意保険ということで、それぞれの後援会というか、そういうところでですね、取り決めがなされているのではないかと考えます。

それからスクールバスの中で中体連ですね、先の中で中体連の大会は原則スクールバスを利用しているということでございます。ただ、最近非常に全国大会とか、九州大会とか出ておましてですね、県外の部分についてはですね、スクールバスでは運転手の関係で厳しいところもあるので、今後そういった九州大会、熊本県から出る場合はですね、ちょっと考えていかなければいけないのかなということで今検討しているところでございます。

それから、スクールバスのほかの利用でございます。まずバスでございますけれども、今現在、スクールバス3台ございます。マイクロバス29人乗りが1台、中型バス46人が1台、それから大型バス55人乗りが1台でございます。マイクロバスの29人乗りに関しましては、大津中学校と大津小学校の送迎に使っております。それから中型バスについては大津北中と大津北小。それから大型バスも大津北中と北小で利用させていただいているということでございます。マイクロバスについては、平成19年の8月に購入しております。それから中型バスが平成20年の9月に購入しております。大型バスがもうかなり古くなっておまして、平成6年の8月に購入しております。今のところ、かなり年数は経っておりますけれども、まだ今のところ問題はないということでですね、使わせていただいているということでございます。

それと、その学校の送迎に使う以外に授業で使っております。現地学習や体験学習、それから例えば去年もございましたけれども、英語の暗唱大会なんかのときもですね、合志市であったんですけどもそういったときとかですね、人権学習、それから音楽会とかですね、そういった授業に絡むものについてはスクールバスを利用させていただいている。年々増えてきております。それと、利用規程の中で大事なことは、乗車できるのは児童生徒のほか引率する学校職員のみ限定となっております。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 源川貞夫君。

○4番（源川貞夫君） このデリバスというのは、先ほど言いました一泊二日とか、泊まりがけには

あまり効果はないというか、貸し切りバスを利用になると思います。短距離ですね、近場に行くときが利用できるんじゃないかなと。先ほど町長のほうからも言われましたけど、地元にもバス会社、タクシーさんもおられますので、なかなか民間のほうは競争が厳しくてですね、いかにやってお客様の奪い合いと申しますか、ここに目を付けられたなというふうに思っております。それと同じように、行政のほうでもですね、1台買うと相当高いバスでございますので、有効利用と申しますか、空いている時間にも、その範囲内でどこまでできるかなというのがちょっと、私も生徒と引率の先生だけと、スクールバスですね、ということですけども、もう少し広げられればなというふうに思わんでもなかったわけでございます。

それとボンゴと申しますか、8人乗りぐらいのボンゴも、これは大いに活用されていると思います。そういうことで、せっかくある車ですので有効利用をしていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。終わります。

○議 長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。50分より開会いたします。

午前10時36分 休憩

△

午前10時50分 再開

○議 長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） こんにちは。11番議員、手嶋靖隆が通告に従いまして、2項目について一般質問を行います。1項目につきましては、TPPに関する自治体の対応について、それから2項目が小規模水力発電施設の促進についてでございます。

まず、TPPに関する自治体の対応についてでございます。TPPの交渉参加の問題をめぐりましては、民主・自民両党を初めとする各党が議論を本格化し、対処方針の提示を求めてまいります。交渉参加国は85%から90%の品目関税の即時撤廃と、残る関税は1年以内の段階的な撤廃などの考えを示し、交渉次第では例外品目を設けることが否定的、厳しい情勢など、政府の主張の根拠が崩れてきた要素が伺われます。交渉参加には慎重にという反対の声が与野党で広がっておりますが、その端的な事例が例外確保は交渉次第だとの希望的な観測を掲げてきた政府の説明は、米国を除く交渉3カ国の事前協議の後での情報、こうした中では関係国はあくまでも例外は認めないという情勢であるということです。こうした状況に自民党は、例外なき関税の前提とする交渉参加には反対をするという姿勢を決めていると思われる。

また、政府は今後、民主党の経済連携では、TPPで対象となっている医療や食の安全を含めた2分野全体の交渉状況を明らかにする予定になっているが、全ての情報開示、国民的な議論などまで徹底できるか。また政府の姿勢が新たに問われることになると思われます。よって、自治体として、本町もTPPの現状を静観しているにすぎない立場ですけども、事前対策として、地域社会との連携をどう進めているのか、農業・商業・工業が相携えて発展するには、地域内循環型経済、社会的共同経営体の構築をどう進めていくのが肝要と思われます。町長としての考えを伺いたいと思います。

1 項目めの質問を終わります。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 手嶋議員の一般質問の T P P についてのご質問でございますけれども、議員おっしゃるように、今、国のほうについてもいろいろと検討がなされ、あるいは相手国関連等についても、いまいち問題点のついての突っ込みがなされていないような状況でございます。もちろん T P P は農業や産業だけの問題でなく、食品の安全性や雇用、あるいは安全保障などの国民の生活に関する様々な分野に影響する問題であり、それぞれの分野で賛成、反対や利益や不利益の意見が交錯しております。農業政策は世界の自由貿易の流れで 20 年ほど前にはガット・ウルグアイラウンド交渉等により、これまでの多額の国予算が農業政策に投入されてきました。大津町についても、これまでの国の農業政策とあわせて各種農業振興政策を実施してきたところであります。大津町振興総合計画の中では、農業振興については 6 本の柱を設け、圃場整備を初めとする農業生産基盤の整備、担い手の育成や確保のための認定農業者や新規農業者支援、稼げる農業を進めるための農業団体、生産者部会の支援やブランド化、流通対策の推進を行っているところであります。その中でも、集落営農組織につきましても、米、麦、大豆の農業生産コストの低減にも最も有効であるとのことで、カントリーエレベーターに始まり、大型コンバインなどの導入など、国などの補助に合わせて町も補助を行い、共同利用機械等の導入を積極的に進めてきたところですので。農業生産組織を一本化する農業法人につきましても、今後農業団体や農家の皆さんと打ち合せしながら、安心して農業が継続できるように支援してまいりたいと思っております。

個別の施策に対する取り組み状況については、担当部長のほうより説明をさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 手嶋議員の大津町の状況等についてご説明します。

農業経営構造対策等についてでございますが、大津町農業の特徴は土地利用型農業でございますので、これまで生産コストの低減を図るために、地域の中心となる農家や集落営農組織に対し、農業用機械や施設の導入支援等を実施しております。平成 21 年度の集落営農法人化緊急支援事業で、13 集落に 17 機種 6 条刈りコンバイン、重要管理機などを導入、平成 23 年度に経営体育成支援事業などで新規就農者 2 名を含む 12 経営体に 14 機種 2 甘藷研磨機、トラクター等を導入しております。現在、24 年度事業におきましても、コンバイン等の導入を予定しているところでございます。

農業団体でございますけれども、3 月から 4 月にかけて集落営農組織の一本化を図るべく説明会が開催されております。また 2 回目が 6 月下旬から 7 月にかけて、それにかへますこれまで町が推進してきました集落営農組織においても、担い手が高齢化しておりますので、一本化への法人化の取り組みは必要なものと考えております。農協が行う 2 回目の説明会には、行政も一緒になって集落営農組織や農家の方々の意見を伺い、人と農地プラン策定など、打合せをしながら法人化への取り組みを支援してまいりたいと考えております。

○議長（大田黒英生君） 手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） 再質問をいたします。

TPP問題は大きな国策でですね、なかなかまだ事前協議等で方向づけがはっきりしておりませんが、やはり経済団体としましては、かなり深刻な状況でですね、先般、団体等は東京等に押しかけて大会を行っているような状況でもございます。

そういう中で、いつも3点だけ考えておるんですけども、農業は食料の安全保障はもちろんですけども、多面的な機能を発揮しながら、自然とのふれあい、農作業を通じて生きていくための空間の提供、単なる産業ではなく基本的な営みにする位置づけであるということでもございます。それから、地方での課題で一番考えられることは、地方経済の低迷は深刻でありますけれども、TPPはこれに追い打ちをかけるような構図になってまいっております。しかし経済成長の確保のためには、TPPのみがあるとしても、地方の活性化なくしては日本の活性化はならないんじゃないかなと思いますし、農との調和、まちづくり、それから地域ネットによる集合体であり、農業のウエイトの高い地産地消や、第6次産業による農業の活性化は商工業等の発展のためにも欠かせないものだと思います。

それから、農業構造政策の課題ですけども、今、部長のほうから言われましたけれども、後継者の高齢化につきましては、担い手不足というのが頻繁に見えますし、一方、農地の耕作の放棄や、それから遊休地の集約性が顕著であるということで、兼業への米所得補償対策が兼業農家の保護に過ぎない。農地の集積条件に支障を来しているというふうに思います。特に農作業の受委託あたりはやっておりますけれども、また農地の貸借等も増えてまいりますし、生産機能はだんだん縮小されてまいっております。自給的には農家がまだまだ増えて転化しないということでもあろうかと思えます。

その反面、企業的な大規模農家を育成しようとしても、やはり困難であるというふうな減的な問題もありますし、やはり集落営農に期待を今後かけなければ、今後の地方の農業というのはやっていけないんじゃないかなというふうに思われます。そのためには法人化をやはり急ぐということが一番大事でありますし、なおさらそういう集落営農の一層の充実を図っていくということが不可欠でもあると思います。

よって、今の現状を踏まえますと、民主党のTPPの議論に対応していくため、主体は農業者だけではだめではないかなというふうに思います。広く国民的な盛り上がりが必要ではないかなと思いますし、国民的な盛り上がりが必要ではないかなと思いますし、その中心となって合意形成されるよう食を通じてお互いの立場を理解して、消費者グループと農業団体と連携強化しながら、すなわち協同の力を求めていく必要があるんじゃないだろうかと思えますし、民主党が抱える国主導による地方時代ではなく、地域自ら生産者と消費者を中心とする協同の力で実現していくことこそ、TPP対策の一端を担うのではないかなというふうに思います。地域の事実・事情を基本として、これを国が支援していく転換のときとして移行していく、本来の国民での対策、対応でなかるかと思えます。今後行政主導の対応を求められるということでもございますので、生産者、消費者、また異業種との連携強化をですね、どのように進めていかれるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 手嶋議員の最終的には生産者と消費者とをいかにどういうふうにつなぐかと

いうことですが、その前に、まず農業の構造政策の問題ですが、1番における、当然農業の安全確保とか、あるいは自然とのふれあいとかおっしゃいまして、私も全くその通りだと思います。最終的には集落営農法人化ということは、その意見としては一致しているんじゃないかと思えます。ただ戸別所得補償関係が出てまいりましたので、その集落営農関係が以前からこういう形で進めておりますけれども、ちょっと2年ほど停滞しているような感じがいたしますが、最終的にはそのように持っていかなければならないのではないかなと思っております。単なる高齢化が進んでいるとか、集積事業関係とかいろいろありますけれども、そこにはどうしても大津町の集落型農業、土地利用型農業におきましては、やっぱり共同利用関係の、最初から持っております集落法人化をしなければならないのではないかなという感じがございます。6次産業もその一つでございますが、この取り組みも実際JAがとれたて関係のところで行っております。これを、いかにまた、なおPRしていくかが問題ではないかなと思っております。

先ほど説明をちょっとさせてもらったんですが、6月下旬から7月にかけて、人と農地プラン関係あたりの座談会等に一緒に回るようになっておりますので、そこら辺のところの意見を集約しながら、大津町としても取りまとめていかなければならないのではないかなと思っております。

○議長（大田黒英生君） 手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） 質問ではありませんが、今、部長のほうから今後の取り組みということで聞いたわけですが、今後行政とやはり経済団体等が一体となって取り組む中で、基本的にどういう形で進むのかということをお互いが合意調整していかなければならないんじゃないかなというふうに思います。そこら辺を十分認識されて、いわば農家の相談役という形で今後行政指導をしていただくと、正しい方向に進めていただくということが肝要ではなかろうかと思えます。よろしくお願ひしたいと思います。

1問終わりました、2問の小規模水力発電施設の促進についてでございますが、先般、東日本大震災以降、原子力発電の総点検に伴う全面操業の停止など、夏場の重要期を迎え、政府は企業や家庭に7月2日から節電を要請するという事で、夏の電力需給対策を決定されております。東京、東北、沖縄を除くということになっておりますが、全国7電力管内で九州電力は10%を数値目標となりました。このため、節電要請は事故から1年3カ月を経て、なお受給対策が利用者の節電努力が頼みとなります。自然エネルギー庁による夏の午後2時ごろ、電気器具、別に使用割合を見ますと、トップがエアコンで58%、それから2位以下が冷蔵庫で17%、照明が6%、テレビが5%、待機電力が3%ということで、夏場のエアコンの使い方が所帯全体の消費量を左右するという事になっております。特にエアコンは、26度の設定温度を28度に上げることで、節電可能な温度がこれを扇風機に変えた場合には、削減幅が50%にもなるということで、やはりエアコンから扇風機に変わるという事のようなこともですね、今後考慮していく必要があるのではと思えます。

それから、生活や経済の影響を与える停電はできるだけ避けるようにということで、節電努力に取り組むことが不可欠になってまいりました。一方、節電、夏を我慢しすぎず、新たなエネルギー政策に結びつけていく契機とするときではないかなということでもございます。九電などでは、三者はピー

ク時に節電を促す新料金制度を設定すると方針も打ち出しておるようでございますし、原発は安全性への不信から再稼働の見通しが見えない中に、一時的ではありますが中長期的な電力需給対策の必要性は、さらに高まってまいっております。よって、本町においては、水の豊富な白川河川を軸として、上井手、下井手分水による農業用水路、縦横に走っておりますし、今後農水省においても用水路の有効活用につきましては、発電施設の設置について本腰を入れてやるというようなことでもございます。それに伴いまして、もちろん河川法はもとより周囲の同意を得なければなりませんけれども、農業用水路を初めとした農業用水の残水利用なり、上下水道の施設の残水なども考える必要もあると思います。そういう自然エネルギーを活用する場合、やはり地域づくりのコンセプトの現状の状況にあわせた整備というのは、当然不可欠になってまいります。そういうことを鑑みまして、本町における発電施設設置によるエコツアー資源として活用を図り、小規模水力発電の普及を位置付けながら、幅広い未来施工型の発電拠点の整備が必要だと思いますので、以前からいろいろ質問でも出ておりましたけれども、今までずっと検討していくということで答弁がなされておりましたけれども、どの程度の調査検討が進んでいるのか、今後電気利用状況からしまして、小規模水力発電施設の促進をどう取り組んでいかれるのかを伺いたしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 手嶋議員の自然エネルギーの活用関連でございますけれども、もう議員おっしゃるとおりでございますし、東日本の福島原子力発電事故によりまして、相当の電力、資源についての開発が世界でも関心を持っておられるようでございます。特に20兆7千億円以上がというふうに今日の新聞にも載っておりましたように、中国が510億ドルとか、アメリカが480億ドル、日本も90億ドルという、世界でもイギリス、スペインとともに、そのように原子力発電に代わるものに新エネルギー活用というような方向に行っているようでございます。もちろんそういう中で、我々も地域では地域での活用をしっかりとやりたいというようなことを思っておりますので、そういう意味におきまして、現在、新エネルギー系のほうで、今、大津町の水力あるいは太陽光、いろんな形の状況調査を今させていただいております。これまでの調査関連等につきましては、もちろんいろいろと土地改良を初め、役場職員内でいろんな課題事項を捉えておるような状況でございますので、そのクリアは、やはり国のほうに物申していかななくては、その法的な解決もできないだろうけれども、それとともに、地域の関係団体のご協力が必要であるというふうに思っております。ただ、電力だけでなく、やっぱりその水車、昔から大津町に動いておる、江戸時代から活性化されておられるような、その水力を生かした力で大津町の歴史に米粉とか、いろんなものをつくり上げてきておるような、そのような工夫をやっぱり、扇風機とか、あるいは木製ペレットによる暖房機器関連等とか、そういうものをやっぱり活用していくのも、両方合わせてやるが必要ではないかなというような考え方の中で、今後まちおこし大学の中でいろんな提言やたたき台、あるいは研修を重ねながら、この地域に合ったものやっっていく方向をどんどんと進めていくというふうに考えております。

そういう意味におきまして、今までの関係等について担当部長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 先ほど手嶋議員も前回同じようなことを質問したということと、また同じような答えに重なるかもしれませんが、状況についてご説明いたします。

大津町には歴史ある農業用水路等が豊富な水をたたえて流れており、多くの水のふれあいや心癒される水空間を提供しています。また生活面では、電気のない時代には精米、製粉の動力源として活用されてきました。このように、農業用水路を流れる水は、町民にとってはなじみ深く、新エネルギーとしての活用においても非常にわかりやすく、環境意識の向上にも効果のあるエネルギーであると思います。新エネルギービジョンにおける調査において出てきたいくつかの課題について説明いたします。

まず経済面ですが、設備設置から20年間の試算では、発生電力による電気料金換算の合計額は設備費に及ばないようです。次に、維持管理面につきましては、塵芥といいますか、ごみ対策の問題が挙げられます。上井手、下井手などは、農業用水としての役割のほかに、雨水排水路としての役割を大きく担っていますので、この処理につきましてはごみ処理費用がかかってくるものと思われまます。また、発電用水源面につきましては、通年の発電使用水量確保の問題もあります。設備導入される水路は農業用水路であり、灌漑期は豊富な流量をたたえておりますけれども、非灌漑期の流量は大きく減少します。このため、年間を通して安定した電力供給ができないということになります。一番大きな問題としては、水利権の問題があります。町内を流れる農業用水は、1級河川を水源としています。農業用水を利用して発電を行う場合は、河川管理者、国土交通省からの許可を受けなければなりません。そのための条件として、現在慣行水利権により取水している農業用水を河川法の規定にのっとった許可水利権に切り替えることが必要になってきます。この場合、許可申請資料の提出や取水許可を取った場合の白川の取水堰に年間取水を調整できるメーター等などの設置、多くの費用が必要になります。10年に1回許可更新を行う必要があります。もちろん、土地改良区の承諾も必要ですし、下流の水利権者からの承諾も必要になってきます。

このように、現状では経済的メリットが少なく、多くの課題がありますので、なかなか水力発電設備の導入は困難な点が多いと思います。しかしながら、今後のエネルギー事情をめぐる情勢の変化によっては、導入の可能性が高まることも考えられます。エネルギー問題を考える機会として、発電利用以外での水力利用の効果も考えられることから、水資源の活用については、長期的にその方法を検討していく必要になると思います。

○議長（大田黒英生君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） 農業用水路の関係につきましては、今、経済部長がご説明したとおりありまして、非常に現状におきましては法的な問題など、数多くの問題があることから、現状では取り組みは困難ではないかと考えているところであります。しかし、農業用水路以外についても、利用可能な水源があるのか、そのあたりにつきまして現地調査などを行いながら、もし利用可能であれば、あとは費用対効果などを考慮し、どうすべきか判断していかなければならないというふうに考えております。

○議長（大田黒英生君） 手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） ただいま両部長のほうから状況というのをお聞きしたわけですが、こういう節電という形で差し迫った状況の中で、国はあわててこれについてはいろいろな緩和をしながらやっ払いこうというようなことでもございますが、先般、新聞等でも紹介してありました。要約してみたいと思いますけれども、小規模の水力発電について、隣接の鹿児島県のことが載っていました。県内の自治体の市長らでつくる鹿児島県小水力利用推進協議会において、5月28日ですかね、県内40カ所に河川の用水路を水力発電施設として建設するというプロジェクトを発表されております。協議会によりますと出力合計が2万4千キロワットで、国内最大規模であるというふうなことでもございますが、その水力発電施設をつくるということは、もうこれは確定しているということです。同県の霧島市、それから大隅半島の自治体と年間の立地協定を結んで、着工から1年後の稼働を目指している。平成30年3月までにはですね、県内40カ所にその電力350から1千500キロワットの発電機を設置する計画であるということでございます。これは、民間の企業の出資する九州発電ということを設定されまして、発電事業をやっていただくということになるという状況でございます。発電した電力は、7月に施行されました再生エネルギー特別措置法に基づきまして九州電力に売電する。約5万戸相当の電力を賄うという契約でございます。また、地域振興策といたしましては、発電施設の地元の集落の住民に水路の点検などの管理の一部を委託する。また維持管理費の水路使用料も支払っていくというふうな協定がなされているようでございますし、特に川内原発につきましては、1、2号の停止がそのままになっておりますし、増設もですね、3号機をするということでありましたけれども、国の情勢等からしまして、県知事のほうから諸般の手続きについて凍結がなされました。今後の国の方針からすると、多分不可能に近いんじゃないかなというふうに思われるということでもございました。今後企業を含めて、自営業として自家発電の増設など、自然エネルギーの活用促進を予想されてきます。もちろん熊本県でもですね、国内の全原子力停止の状態になれば、また九州管内でも6機ありますけれども、全ての停止ということになりますと、九州電力の原発、自治体の夏をどう乗り越えていくのかということ、また経済的にどう影響してくるのかということが懸念されますので、反原発団体とも脱原発の推進を訴えているような状況でもございます。

そういう状況を踏まえまして、九州電力も10%節電というのはもうやむを得ないことで今決定したと思いますけれども、やはり利用者の自発的な取り組みですね、これに委ねるといいますか、一般家庭での目標を達成する方法を模索しているというふうな状況でもあります。よって、本町においても今後どのような対応策をもって、そういう検討事項は難しいというような状況の中で進めていけるのか、再度お伺いしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 今、担当部長のほうから言いましたように、大津町の地域関係等についての適地というか、そういう場所を調査しておりますので、そういう中で皆さんとご相談しながら、国・県の施策の関係をしっかりと取り入れながら、町独自でもできることをしっかりとやっ払いけるように頑張っていきたいというふうに思っております。

○議 長（大田黒英生君） 手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） 質問ではありませんけれども、最後にですね、取り組むところが、今、出てきております。ですから、やはりこれを可能にするというのはもちろん調査研究をしながらですね、それからいろんな他県との情報交換をしながら進めていかなきゃなりませんけれども、やはり大津町のこの昔水車が動いていたようにですね、地の利を生かした取り組みが必要と思われれます。特に阿蘇地区もですね、これを力入れておるようでございます。阿蘇の水力発電は、これはNPO法人熊本ですね、温暖化対策センターなどで一応研究されております。これは、南阿蘇の会員、これももちろん農業用水路を利用してつくるといことで今進められております。これはあくまでも会員制でやるということになっておりますけれども、やはり採算性やその他施設などの見学の利便性等も踏まえたところで、南阿蘇の会員に設定されたということも聞いております。今後は特に、今詳細に設計等、流量調査とか入っていくと思っておりますけれども、大津町もぜひエネルギー庁にも派遣しておりますので、そこら辺を至急ですねふるに改善されまして、小水力発電施設ができますように今後も努力をお願い申し上げたいと考えます。

以上、終わります。

○議 長（大田黒英生君） これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

午前11時32分 散会

本 会 議

委 員 長 報 告

諸 般 の 報 告

- 平成24年第1回大津町議会定例会会議録

平成24年第2回大津町議会定例会会議録

平成24年第2回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第4日)

平成24年6月13日(水曜日)

出席議員	1番 金田 俊二 2番 府内 隆博 3番 吉永 弘則 4番 源川 貞夫 6番 大塚 龍一郎 7番 新開 則明 8番 月尾 純一朗 9番 坂本 典光 10番 石原 大成 11番 手嶋 靖隆 12番 永田 和彦 13番 松永 幸久 14番 宇野 光廣 15番 荒木 俊彦 16番 大田 黒英生
欠席議員	5番 鈴木 ムツヨ
職務のため出席した事務局職員	局長 府内 隆一 書記 堀川 美紀
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 家入 勲 総務部総務課長 田中 令児 副町長 徳永 保則 企画部企画課長 杉水 辰則 総務部長 岩尾 昭徳 総務部行政係長 藤本 聖二 企画部長 木村 誠 企画部企画課長兼行政推進係長 白石 浩範 福祉部長 中尾 精一 土木部長 併任工業用水道課長 中山 誠也 教育長 那須 雪子 経済部長 西本 昇二 教育部長 松永 高春 子育て支援課 松永 高春 農業委員会事務局長 松岡 秀雄 会計管理者 兼ねて会計課長 徳永 太

会 議 に 付 し た 事 件

議案第 46 号	平成 2 4 年度大津町一般会計補正予算（第 2 号）について
----------	---------------------------------

議 事 日 程 (第 4 号) 平成 2 4 年 6 月 1 3 日 (水) 午後 2 時 開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 各常任委員会の審査報告について 質疑、討論、表決
- 日程第 3 委員会の閉会中の継続審査申出書について 議決
- 日程第 4 委員会の閉会中の継続調査申出書について 議決
- 日程第 5 議案第 4 6 号 平成 2 4 年度大津町一般会計補正予算 (第 2 号) について
上程、趣旨説明、質疑、討論、表決
- 日程第 6 平成 2 4 年度議員派遣について 議決

午後 2 時 00 分 開議

○議 長 (大田黒英生君) これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 諸般の報告

○議 長 (大田黒英生君) 日程第 1 諸般の報告をいたします。

鈴木ムツヨさんより欠席の届けがっておりますので、報告いたします。

本日の議事日程並びに報告内容及び平成 2 4 年第 1 回大津町議会定例会の会議録は、議席に配付のとおりです。

日程第 2 各常任委員会の審査報告について

○議 長 (大田黒英生君) 日程第 2、各常任委員会の審査報告についてを議題とします。委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

経済常任委員長坂本典光君。

○経済建設常任委員長 (坂本典光君) 皆さんこんにちは。ただいま議長のほうから委員会審査報告書がお手元に届いているというふうなことを言われてましたが、経済建設常任委員会においては、4 議案とも全員賛成で原案のとおり可決しておりますが、ただいまからこの委員会に付託されました案件についての委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第 4 1 号関連、議案第 4 2 号、議案第 4 4 号、議案第 4 5 号の 4 件であります。

当委員会は、審議に先立って関係する 1 カ所の現地調査を行い、引き続き委員会 C 室で執行部より説明を求めながら審議を行いました。

以下、その審議経過の概要と結果を要約してご報告申し上げます。

議案第41号関連は、平成24年度大津町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

農業委員会関係では、人事異動に伴う案件につき質疑はありませんでした。

農政課関係では、執行部より迫井手地区では、県営迫井手地区経営体育成基盤整備事業（農業生産法人等育成型）として岩坂、中島区の水田を対象に農地の区画拡大を主に道路、水路等の総合的な整備により、農地を集積し、労働生産性を高める営農を目標に実施されている。平成20年に事業開始し、平成25年度完成予定で進められてきた。これまでの受益地の面工事60.1ヘクタールは平成23年度で完了している。幹線道路工事においては、延長1千220m、幅員10mの下層路盤までを県と町とで共同施工により行う。道路構成は、車道部6m、歩道部2m、路肩1m、法面1mで計画されている。また、表層工及び交差点工事40mにおいては、平成25年度に計画されている。国の農業関連予算が厳しい状況の中、平成23年度4次補正予算により国の予算が付き、平成24年度の幹線道路の工事施工計画となった。そのため、平成24年度県営幹線道路工事に伴う町道迫中島線の拡幅部3.5mの用地買収予算が必要となり、6月に補正による予算計上となったとの説明がありました。委員より、創設換地の取得に関する協定書の創設換地とはどんなものか。また、協定書はどこと結ぶのかとの質疑に対し、執行部より圃場整備地区内の農地をもともと道路がなかったところに、道路等の用地として換地計画において定めることで、圃場整備事業での専門用語である。また、協定書において、県、町、地元土地改良区の3者協議となるとの答弁がありました。委員より、中島区公民館の交差点工事も同じような事業で行うのかとの質疑に対して執行部より、県営事業の中で町との共同施行により同じように負担が伴う工事施行となると答弁がありました。委員より、迫井手幹線道路と東へ抜ける県道とのアクセスは考えているのか。事業を考えると、今現在延長して繋いだ方がやりやすいのではないかと質疑に対し、執行部より、迫井手幹線道路は、町道だが東へ抜ける道路を県道へ繋ぐ構想は以前からある。しかし、圃場整備地区外の農地となるので、今後進めていかなければならないと考えていると答弁でありました。委員より、人・農地プランについて詳細な説明を求められ、執行部より、国では、平成32年度における食糧自給率を50%まで向上させると閣議決定している。人・農地プランは、集落や地域の話し合いによって作成する未来の設計図と位置づけられており、人と農地の問題を解決するために、次のようなことを決定する。今後の中心となる経営体はどこか。中心となる経営体へどうやって農地を集積するか。中心となる経営体以外の農地のあり方をどうするか。作成にあたっては、農業者に対するアンケートや集落座談会で、今後の意向を把握し、原案作成後、検討委員会による検討を経た後、町が策定することとなっている。人・農地プランに位置づけられると、「青年就農給付金」、「農地集積協力金」、「L資金の5年間無利子化」の支援が受けられる。国・県等の説明会においてもまだまだ不透明な点もあるが、プランを作成し、町内農業者の支援を行う必要があるので、6月補正による予算計上となったとの説明がありました。委員より、国の施策で類似の支援があるが、今後どのような方向で農家へ説明するのか。との質疑に対して、執行部より、町は集落営農を推進してきたが、現政権となり、農家個人の所得を補償する戸別所得補償制度が実施され、現場は難しい状況である。人・農地プラン作成では、アンケート、集落座談会を開催予定

だが、物理的にどこまで可能なのか現在は不確定な面もあると答弁がありました。委員より、絵に描いたもちにならないように、果たして国の示す形が現実的なものかどうか、町の実情をしっかりと見きわめて対応していただきたいとの意見に対して、執行部より国は平坦部で農地の集積を促し、平地で20から30ヘクタール規模の経営体を育成するとしているが、各集落でも出作・入り作、不在地主等が増加しており、国が示すような集落の話し合いで簡単に策定できるようなものではない。このような実情は県を通じて国に意見を述べていると答弁がありました。委員より、集落ごとにとあるが、大津町では何集落程度になるのか。また、畑作地域も対象となるかとの質疑に対して、執行部より33集落、集落営農は17組織である。プランに策定されれば畑作地域でも対象となると答弁がありました。委員より、プランをつくらないと就農資金を受けることができないのか。また、町内の人が就農試験を受けたい時は、プランに位置づけられないとだめなのか。との質疑に対して、執行部よりそのようになるとの答弁がありました。委員より、新規就農はあったのか、その新規就農に対して150万円が出たのかとの質疑に対して、執行部より23年度は3件あった。就農資金は出ていないと答弁がありました。委員より、プランは集落ごとに作成するのか。町全体で作成するのか。との質疑に対して、執行部より、町全体でつくるが各地域ごとの積み上げが基礎になると答弁がありました。委員より、現在、農地・水事業が実施されているが、事務手続きや作業の大変さを見聞きしている。今回のプラン作成が新たな農家負担にならないように、町の現状に見合うように考える必要がある。地域の意見を国や県に強く伝えてほしいとの意見に対して、執行部より、町としても同様の意見である。これまで集落営農を推進してきたが、新たに戸別所得補償制度が導入され、国の施策に振り回されているような状況があるとの答弁がありました。委員より、コンサルタントへの委託は60万円程度で対応できるのかとの質疑に対して、執行部より、説明会があったが、国の制度設計が十分とは言えず、手探りで事業を進めているような状況である。他市町村の進ちょく状況に応じて確定する要素もあり、今後組み替え等をお願いする場合もあると答弁がありました。委員より、新規事業ということで町で策定しなければならないが、集落も高齢化していることから、若手の就農者を取り込み、町が弾力的に進めていただくならと思う。との意見に対して執行部より、作成年度は平成25年度までの2カ年間となっているが、各種支援制度を有効に受けるためにも、平成24年度に作成したいと考えるとの答弁がありました。

農地集積協力費はどのようなものかとの質疑に対して、執行部より地域の担い手への農地集積に協力いただく方への支援金で0.5ヘクタール以下は、1戸当たり30万円、0.5ヘクタールを超え2ヘクタール以下は、1戸当たり50万円、2ヘクタールを超えるものについては、1戸当たり70万円となっているとの答弁がありました。

商業観光課関係では、人事異動に伴う案件につき、質疑はありませんでした。

環境保全課関係では、人事異動に伴う案件につき、質疑はありませんでした。

道路整備課関係では、人事異動に伴う案件につき、質疑はありませんでした。

都市計画課関係では、人事異動に伴う案件につき、質疑はありませんでした。

下水道課関係では、人事異動に伴う案件につき、質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第41号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。
議案第42号は、平成24年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてであります。
人事異動に伴う案件につき、質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第42号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第44号は、平成24年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてであります。

人事異動に伴う案件につき、質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第44号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第44号は、平成24年度大津町工業用水事業会計補正予算（第1号）についてであります。

人事異動に伴う案件につき、質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第45号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。

議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同をいただきますようお願い申し上げまして、
経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（大田黒英生君） 文教厚生常任副委員長源川貞夫君。

○文教厚生常任副委員長（源川貞夫君） 皆さんこんにちは。ただいまから、文教厚生委員会の委員長報告を行います。

今回の当委員会は、鈴木委員長欠席のため、副委員長が代行していたしました。

当委員会に付託されました案件は、議案第38号関連、議案第40号、議案第41号関連、議案第43号の4件でございます。当委員会は、6月8日午前10時より大会議室において執行部に説明を求めながら議案の審議を行いました。

以下、審議の経過と結果について主なものを要約してご報告いたします。

議案第38号関連、住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について報告いたします。この議案については、質疑、討論なしで採決の結果全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について。

この議案も質疑、討論なしで採決の結果全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第41号関連、平成24年度大津町一般会計補正予算（第1号）について報告いたします。

福祉部保健医療課、委員より、自殺対策推進事業でリーフレット作成、講師謝礼とあるが、効果があるのかとの質疑があり、執行部より県の自殺対策推進事業行動計画に基づき、「一人でも多くの県民の命を守る」ことを目標としている。そのために自殺を防ぐためのスキルを持った人材を育成する事業を行います。研修会も、気づき、つなぎ、見守り等の意識付けができるようにしていきたいと思えますとの答弁がありました。

次に、子育て支援課、委員より、美咲野小学校学童保育施設は何人ぐらいの児童を予定しておられますか。また、建物の構造はどうなっていますか。との質疑があり、執行部より、現在、大津小学校区で240人の児童がいますので、その半分として120人、美咲野小学校の児童見込み数600人に対して、2割の120人を想定しています。60人の二つの学童クラブを予定しています。建物の構造につきましては、軽量鉄骨造を考えていますと答弁がありました。委員より、本来、子育ては自己責任である。行政のフォローが手厚くなると、お金がいくらあっても足りない。その費用が税金でまかなわれているとの意識付けが必要であると思うが、行政としてはどう考えていますか。という質疑に対し、執行部より、第一義には保育者が責任を持つことが基本だと考えております。地域の福祉力や子育て力が低下している現在において、保護者のニーズに応えるべく施策の利用者への意識付けにも努めていきます。今後は、安全・安心な地域づくりが求められているので、青少年育成町民会議などで議論をスタートしている状況でございますと答弁がありました。

次の、大津保育園に関しましては、質疑なしでございます。

教育部学校教育課、委員より、美咲野小学校のプール・付属棟建設工事で当初予算でなく、今回の補正予算で計上した理由はなんですか。との質疑があり、執行部より、この件については、平成23年度3月補正予算で計上をし、議会の承認をいただきましたが、県と町による繰越事務調査の関係で事業を廃止し、組み替えることといたしました。よって、平成24年度の国の交付金事業として、5月22日付けで内定を得ましたので、今回の事業費を精査の上、計上させていただいたものと答弁がありました。次に、委員より、学校に防災施設を整備することは良いことと思いますが、このような機会に町全体として防災施設の見直しはできなかったのですか。との質疑があり、執行部より、学校は地域住民の避難所であり、災害発生時に学校に子どもがいる時は、子ども守る責任がありますので、大津町地域防災計画の中で、関係課とも相談をしながら全体的な充実が図れるように検討していきたいと思っておりますと答弁がありました。委員より意見として、プールなど学校施設については、20年、30年を使う施設でありまして、後で支障がないように発注前に十分な設計のチェックをお願いしませんでした。

教育部学校教育課、幼稚園、これも質疑なしでございました。

教育部学校教育課の給食センター、委員より、4月の人事異動による人件費関係減額の概要を説明してください。との質疑があり、執行部より、調理職員が1名、保育園調理業務へ異動になりました。給食センター調理職員が1名減で、保育園の定員増に対応するため、調理職員2名が3名に増員されておりますと答弁がありました。委員より、職員が減員された給食センターの状況をお聞かせください。との質疑があり、執行部より、臨時職員2名を増員して対応しておりますと答弁がありました。委員より、職員1名が減った分、臨時2名で対応ができるなら、経費節減の面からはまだ職員を減らせるのではないかと。また、経費の面だけでなく、求職者が多い情勢の中、町民の雇用人員を増やせることも考慮すると現在の人員体制がベストバランスと思われませんかとの質疑があり、執行部より、現在まで職員数は減ってきています。その分、臨時職員での対応が増えてきております。しかし、臨時的雇用者は日数と時間制限等で支持された作業への対応が主になり、全体的な給食調理業務に対応する

ため、責任者、指導者としてある程度数の職員が必要と思いますし、調理職員が減り続ける職場で、今いる職員が責任感と指導力を身に付けてきているので、対応できているのではないかと思います。お尋ねのベストバランスかどうかは、現状を精査しておりませんので、申し訳ございませんが、この場で、この返答ができませんとの答弁があり、委員より、今後も経費面を考慮しながら精査するよう努めていただきたいとの意見がございました。

教育部生涯学習課、今回の異動は、わかりますが額が大きいのは、上級職員が少なくなったということですか。との質問に対しまして、執行部より、今回の異動で課長補佐級が給食センターへ異動し、4年目の職員が生涯学習課へ異動になったためであります。職員の数は変わりませんとの答弁がございました。

図書館、公民館、この二つは質疑、討論ございませんでした。

以上の結果、第41号関連、平成24年度大津町一般会計補正予算（第1号）につきましては、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第43号、平成24年度大津町介護保険特別会計補正予算（第1号）についても質疑ございませんでした。

採決の結果、議案第43号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。

議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げまして、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（大田黒英生君） 総務常任委員長大塚龍一郎君。

○総務常任委員長（大塚龍一郎君） こんにちは。ただいまから、総務常任委員会の委員長報告を行います。

当委員会に付託されました案件は、議案第38号関連、議案第39号、議案第41号関連及び陳情第1号の4件であります。6月8日に委員会室におきまして、執行部に説明を求めながら議案の審議を行いました。以下、審議の主な経過と結果についてご報告いたします。

議案第38号関連、住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、住民課より説明を受け、委員より、大津町の外国人登録人数はどうなっているか。との質疑に対して、執行部より、平成24年5月1日現在の登録者数は139名、男性44名、女性95名、世帯数120世帯であります。との答弁でありました。委員より、こういった職種が多いですかとの質疑に対し、執行部より、中国人の研修生が多く、移動が多い方は3カ月ぐらいで宮崎等に移られているとの答弁でございました。

採決の結果、議案第38号関連は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第39号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更につきまして、総務課より説明を受け、質疑はございませんでした。

採決の結果、議案第39号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第41号関連、平成24年度大津町一般会計補正予算（第1号）につきまして、議会事務局関係、質疑ございませんでした。

総務課関係では、委員より、総務管理費の前副町長退職手当負担金について、上田前副町長は、県からの派遣だったので、副町長として在任していた2年間分を今回町が負担して、県に支払うということだと思うが、その間は県が負担してたとも思うので、上田前副町長が県職員を退職するときには、この2年間分を含めて退職金は支払われることになるのか。との質疑に対し、執行部より、そのとおりです。副町長在職期間であった2年間分も勤務日数に通算されて、県から退職金が支払われることになると思いますとの答弁でした。委員より、消防操法大会の県大会には何チーム出場するのか。との質疑に対し、執行部より、小型ポンプの部は、菊池郡大会を行い、大津町、菊陽町、それぞれ5チーム合計10チームが出場し、第1位のチームが県大会に出場します。ポンプ車の部では、大津町しかありませんので、そのまま県大会に出場します。との答弁でした。委員より、小型ポンプは1チーム何名で行うのかとの質疑に対して、執行部より、1チームは補助員を含めて5名です。大会では協議の準備や応援なども入れ12名で算定していますとの答弁でした。

税務課関係では、承認第1号、大津町税条例の一部を改正する条例について、本会議における議案質疑として、負担水準が0.8%未満の割合が、全体の1.3%という説明だが、負担水準が低い住宅用地はどういう場合があるか、それに対して前年度までは雑種地や山林等で課税されていたものが宅地開発等により、宅地課税になる場合は、評価額が上昇するため、負担水準が低くなる場合があります。今回の場合は、美咲野団地等の住宅開発等が主なものですとの回答の説明報告を受けました。委員より、県外徴収や幹部職員による徴収はどうなっていますかとの質疑に対し、執行部より、毎年大阪方面と東京方面を交互に1回行っています。九州管内につきましては、1年間に3、4回行っています。幹部職員の徴収については、年に2回、強化月間を設けて実施していますとの答弁でした。

住民課関係では、委員より、窓口証明延長業務について状況を説明してくださいとの質疑に対し、執行部より、毎週水曜日の窓口証明延長業務受付件数は、平均約20件であります。主に印鑑登録申請が多くあっていますとの答弁でした。

人権推進課関係では、質疑ございませんでした。

企画課関係では、委員より、地域づくりチャレンジ推進事業は、単年度事業か。との質疑に対し、執行部より、この事業は県の補助事業であり、対象となる事業は新規事業であるため、補助は単年度になりますが、事業実施団体である阿蘇くまもと空港地域おこし協議会では、次年度以降も継続して事業を実施したい意向であるようです。また、次年度以降は、花畑の観光客を対象にした物販や企業等からの協賛金、採取した種子の活用などにより、事業経費は抑えられるものとも思われます。との答弁でした。委員より、この事業は何人が対象になっているか。との質疑に対し、執行部より、実施団体である地域おこし協議会の構成員は9名です。との答弁がありました。委員より、地域おこし協議会から町に対して、今回の申請事業への助成の話はあったのか。との質疑に対し、執行部より、町としては今回の事業費に対する補助はありませんが、町のPRや集客を図るための広報などは、協議会と協力して実施する予定にしていますとの答弁でした。

採決の結果、議案第41号関連は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第1号、消費税率引き上げに反対する意見書に求める陳情書について。

現在、国自体の方向性がわからない状況で微妙なところであります。仮に、このままいけば今月中に決定します。私どもが意見書を提出する頃には、国が決定してるかと思われまいます。この陳情書の趣旨はわかります。消費税の取り扱いにつきましては、様々な考えがあると思ひます。消費税率を引き上げしなければ、国はこのままではやっていけないと思ひます。ここで、今回結論を出さず、再度審議をし、継続審議にしたほうがよいのではないかと意見がございました。

採決の結果、陳情第1号は、全員賛成で継続審議をすべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。

議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げまして、総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（大田黒英生君） 以上で、各常任委員長の審査報告は終わりました。

これから各常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 経済建設常任委員会の委員長報告に対しまして、質疑を行います。

要約して報告をされましたので、その中でわからなかった点についてであります。議案第41号の迫井手地区の圃場整備の問題であります。この点について、長々といろいろ言われました。その中で、執行部からも手探りの事業である。国・県の考え方がわからんとか、担い手不足とか、いろんな事が言われました。そしてまた、目標を平成何年度だったですか、50%自給率を上げたいということを目標に掲げたいということと言われました。目標自体はもちろん100%以上に掲げてもらいたいのですが、なかなかそうはいかない。しかしながら、まずもって50%の自給率を達成したいということはわかりました。今回補正で、この圃場整備費として上げられたわけでありましたが、私もこの補正を見まして、国もいいかげんだなと思う部分があります。我々は単年度主義で会計年度は独立しておりますので、発生主義ではないんです。ですから、こういった出され方っていうのは、非常に執行部も非常に困っておられるんだろうと思ひますが、この地方債を上げられて一般財源からということで、結局のところこの目的である50%の自給率にするために、これをするをによって、今やってることよりもきちんと達成に近くなるというような前進してますよ、進歩してますよというようなそういった予算として必要であると、これをしなければなかなかそれが達成できないと。これ補正をすることによって前進しますよと、進歩しますよというようなことがわからないんですね。

例えば、今が100とするならば、この補正予算を使うことによって、120になり150になりどんどん前進していきますというようなことがわからない。要点というものはそこにあります。ですから、その点について、前進するのかしないのか、ただ単に補正予算が上げられたから審議しましたというのではなくて、町民の興味というものはそこが一番だろうと思ひます。使われた予算に対して、費用対効果がきちんと出るという、そういった約束ができるのかどうか、そういった審議をされたか質疑いたします。

○議長（大田黒英生君） 経済常任委員長坂本典光君。

○経済建設常任委員長（坂本典光君） 今回の質疑でありますけれども、迫井手地区の問題とですね、人・農地プランの問題をちょっと混同してらっしゃるんじゃないかなという思いが、ちょっと一つしたんですが。それと、これ概要についてというふうに先ほど申しましたけれども、今回は人事異動に伴う案件が多くて、質疑が少なかったものですから、今度の報告について議事録の全てを読み上げております。

以上です。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

委員長は、最初に要約してと言われました。全て読み上げてるとは言われなかったと思いますが、言うことと質疑をしてからの答弁は違うということで、要するに目的が達成されるかどうかなんですね。町民の方々が納得されますかっていうことなんです。どういうふうなその進ちょく、進歩するのか、そういったものがないと、予算は使いました。ただ町民負担しますよってということで終わりなんではないでしょうか。問題はそこです。ですから、この点については、内情と結果を求めたいんです。そういった意味で再度質疑いたします。

○議長（大田黒英生君） 経済常任委員長坂本典光君。

○経済建設常任委員長（坂本典光君） 先ほどですね、最初に言いましたように、まず4件が本会議において付託されました。付託されたことを委員会において審議した。その結果は、委員会審査報告書によって全員賛成で全て4議案とも原案のとおり可決べきものというふうに決定したわけです。付託されたことについては、これが結果なのです。それで、各委員さん方から会議の席で出た意見、これが議事録に載っております。それを読み上げたわけです。

以上です。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 議案第41号に対して、反対の立場から討論をいたします。

この41号について、経済建設常任委員長の報告について、反対的な質疑をしたわけではありますが、内容が、その報告というのが委員さんが言われたと、その中には必ず思いがあるんですね、やりとりの中に人それぞれの受け取って理解したというものがあると思います。おそらく先ほど質疑で申し上げたところにおきましては、理解の仕方が各委員さん違うだろうし、私がここの反対討論に立つことによって、賛成討論としてよりよきその審議の内容が出てくるかもしれません。私は、そこをねらい

この反対討論とするわけでありませんが、委員会主義をとって我々はその委員会の審議を認めたいといった気持ちはあります。議案第41号に対しましては、特に手探りの事業とか、そういった報告までありました。「手探り」何の確約もないんですね。結果が出ない手探りでどうなるかわからない。そういったものはおかしいでしょう。やはり、大切な税金を使わせてもらうのならば、きちんとした結果が出ることを前提として、予算は執行されるべきだと私は思います。そういう意味合いにおいて、私はこの議案第41号は審議が足りないと思うところから反対の立場を表明いたします。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大田黒英生君） ほかに討論ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 議案第41号の平成24年度一般会計の補正予算、経済建設委員会での委員会での審議が足りないようなお話で反対討論がなされましたが、本来、議案の予算の執行、提案権は町、行政執行部にあるわけです。それが本当に自分で理解できないようであれば、自ら質疑権があるんですから、疑義があるのであれば、この本会議場において堂々と執行部に対して、その議案そのものに質疑を行うのが議員の努めであります。また、我々は先ほど委員長が報告をなさいましたように、委員会の中でこの人・農地プランの予算を審議をし、全員賛成で可決をしたわけあります。この人・農地プランそのものについては、先ほど委員長から報告がありました。新たに申しますが、いわゆるアンケート的なものであります。もちろん強制ではありません。しかし、国の方針が示されて、これをやらないと青年就農給付金あるいは農地集積協力金、L資金5年間無利子と、こういった支援が受けられないような仕組みになっているわけでありまして。ですから、農家の方がうちはやらないと言えばそれまでのことでありまして。これが今度の人・農地プランの予算の内容であります。予算の内容について、私は議会はですね、堂々と議論をする場所でありまして。そういう意味からも経済建設委員会に付託されました案件につきまして、委員長の報告のとおり、議員各位のご賛同をお願いをして、賛成の立場から討論といたします。

○議長（大田黒英生君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、議案第38号、住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第38号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第39号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第40号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号、平成24年度大津町一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、議案第41号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号、平成24年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第42号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号、平成24年度大津町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第43号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号、平成24年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第44号は、委員長の報告のとおり可決

されました。

次に、議案第45号、平成24年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第45号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 委員会の閉会中の継続審査申出書について

○議長（大田黒英生君） 日程第3、委員会の閉会中の継続審査申出書についてを議題とします。

委員長から、議席に配付しました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出がっております。お諮りします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第4 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（大田黒英生君） 日程第4、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各委員長から、議席に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がっております。お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第5 議案第46号 平成24年度大津町一般会計補正予算（第2号）

○議長（大田黒英生君） 日程第5、議案第46号、平成24年度大津町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

お諮りします。議案第46号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略し会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さん、こんにちは。本定例会に追加提案申し上げました案件の説明の前に、一言お礼を申し上げます。本定例会にご提案申し上げました全ての案件につきまして、ご認定、ご議決いただき誠にありがとうございました。議員の皆さんのご指導、ご助言をよろしくお願い申し上げます。

追加提案いたしました案件の提案理由の説明を申し上げます。

議案第46号、平成24年度大津町一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は、第83回都市対抗野球大会九州地区予選において、大津町のホンダ熊本が代表の座を勝ちとり、2年連続7回目の本戦への出場が決定しました。町としましても、大変うれしいニュースであり、大津町代表でありますホンダ熊本を町を挙げて応援するため、町民応援団を結成し、7月13日から開催されます本大会での試合の応援とともに、町のPRをするために、都市対抗野球応援団派遣事業補助金1千200万円の補正をお願いするものです。

既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ103億1千753万7千円としたものでございます。

議案第46号につきましては、補正予算でございますので、地方自治法第218号第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案の理由を申し上げましたが、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、所管部長をして詳細説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議 長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） こんにちは。補正予算に関する説明書の11ページをお願いします。

款7商工費、項1商工費、目3観光費、節19負担金補助及び交付金で、補助金の3、都市対抗野球応援団派遣事業補助金1千200万円の補正内容についてご説明します。

補助金の主なものは旅費でありまして、1回戦に町民の方々の応援団を60人、実行委員会、随行職員などを40人。派遣予定としまして、第2戦及び決勝戦に町民の方々の応援団をそれぞれ20人、実行委員会、随行職員などをそれぞれ20人としまして、合計で町民の応援団を100人。実行委員会、随行職員を80人と予定し、その180人分の旅費を1千228万円と見込みまして、平成21年度に東京ドームで開催された第80回大会時と同額程度を計上しています。

なお、1回戦の旅費については、安価なバック料金で計算していますが、2回戦、決勝戦は通常料金で計算しています。また、町民の方々の応援団につきましては、個人負担を昨年同様に旅費の3割と予定して194万円見込んでいます。

広報費としまして、庁舎の北側と南側及びビジターセンターに設置する応援用看板などの製作費用を30万円、観光PR関係費として、会場でのPR用のカライモ、銅銭糖代、及びオーロラビジョン放映用のPRビデオの製作費用など90万円を計上しています。

そのほか、消耗品、送料等の事務関係の経費25万6千円も計上しています。

以上よろしくお願ひします。

○議 長（大田黒英生君） これで提案理由の説明は終わりました。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第46号、平成24年度大津町一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第46号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願ひします。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 平成24年度議員派遣について

○議 長（大田黒英生君） 日程第6、平成24年度議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、議席に配付しましたとおり、派遣することにしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、平成24年度議員派遣については、議席に配付しましたとおり、派遣することに決定しました。

○議 長（大田黒英生君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。以上で、会議を閉じます。

平成24年第2回大津町議会定例会を閉会いたします。

午後3時01分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成24年6月13日

大津町議会議長 大田黒 英 生

大津町議会議員 永 田 和 彦

大津町議会議員 松 永 幸 久